

自治研 1985 かながわ 1・3 合併号

No.64 高度情報化社会と自治体の役割(中間報告)



神奈川県地方自治研究センター

中間報告にあたって

神奈川県地方自治研究センターでは、米国の州政府や地方政府の情報通信政策の実態調査(84年6月)をふまえて、昨年8月に「高度情報化社会と自治体の役割」研究会を発足させた。今日まで5回の研究会を開催してきたが、学識者や自治体職員などによる問題提起をうけた論議を通じて、情報化社会での自治体の役割をさまざまな角度から検討してきた。4月1日の電電公社の民間移行を前に、とりあえずこれまでの第4回研究会までの問題提起をまとめたのが本中間報告である。当センターとしては、本年6月までに米国調査の最終報告書を完成させるとともに、今後補足すべき論議を行って、「高度情報化社会と自治体の役割」に関する政策提言を発表していく予定である。

も く じ ◆◆◆ CONTENTS

高度情報化社会と自治体の役割(中間報告)

☆自治体の情報通信政策に向けた	☆情報化社会の自治体行政へのインパクト
5つの政策課題	横浜国大 緒形昭義
はじめに……………3	1. 高度情報化と経済社会の変化……………39
研究員 佐藤孝治	2. 情報化社会の自治体行政への影響……………44
課題1. 自治体の情報通信政策の確立…4	3. 情報化社会の脆弱性と
課題2. ケーブル・フランチャイズ制度の	複線化社会の展望……………48
検討……………6	☆自治体の情報政策 — 神奈川県的事例から
課題3. パブリック・アクセス概念	神奈川県企画部
の確立……………12	電算システム課長 山崎征男
課題4. 地域情報通信インフラスト	1. 自治体の情報政策の体系化……………50
ラクチャーの整備……………14	2. 行政側の取り組み……………54
課題5. プライバシー保護制度の検討…16	3. 情報政策に向けた具体的取り組み……………60
☆労働者から見たINSのスタートと政策課題	資料集……………61
電通労連中央本部	
前調査室長 河村昭治郎	
1. 日本型高度情報通信システムの	
特徴……………22	
2. 高度情報化と電電公社……………26	
3. 高度情報化の展望と問題点……………31	

自治体の情報通信政策に向けた 5つの政策課題

研究員 佐藤孝治

はじめに

情報化社会に向けたインフラストラクチャーの整備に伴ってさまざまなニューメディアが展開していくと考えられる。情報通信に関する技術や需要は今後どのように展開するのか不確実な要因が多い。ニューメディアの社会的影響には光と影の部分があるが、いずれかの部分だけを面的に強調することは情報化社会の将来像を考えるうえで有効とはいえない。情報化社会では地域情報通信システムが重要な役割を果たすようになることをふまえて、地域社会や市民生活にとって真に望ましい情報通信システムとは何かという議論を深める必要がある。現状をみると、自治体の対応はかなり立ち遅れている。

地方自治法によれば通信事務は国の事務であり、地方自治体は処理できないものとされているが、ニューメディアが地方が主体的に進めているまちづくりなどに深いかかわりを持つてくることを考えれば、今までのオールドメディアに立脚した固定観念から脱却し、国と地方を通

じた新しい情報通信政策のあり方を検討することが必要となっている。自治体の情報通信政策の確立は、今後自治体が直面する大きな課題である。技術主導や市場主導の今日のニューメディア論議の方向によっては、地域社会や市民生活に必要な情報通信システムの整備が保証されるとは限らないからである。地域社会のコミュニケーションや生活の質の向上という角度から自治体の役割や地域情報通信政策のあり方を検討することは、自治体にとって重要な政策課題を提起するだろう。つまり、情報化の進展に対応して市民の情報主権を確立することが、自治体レベルの情報通信政策の基本になるべきだろう。

神奈川県地方自治研究センターでは、84年6月末まで約1ヶ月間、米国内7都市で都市型CATV規制を含む州や地方政府の情報通信政策の実態について調査したが、米国では、情報化の進展に対応して多くの州政府や地方政府で情報通信政策が確立されている。米国の地方情報通信政策は、日本の自治体にとって高度情報化社会での自治体の役割を検討する上で今後研究すべき点が多いと考えられるが、本中間報告がそのための問題提起となれば幸いである。

課題 1. 自治体の情報通信政策の確立

- ① これまで「電気通信政策」は、国の専管事項であるとされてきたが、高度情報化社会は、地域社会と市民生活に大きな関連を有しているので、市民の情報主権の確立を基本とした自治体の分権的な地域情報通信政策を検討する必要がある。
- ② 情報通信システムは巨大化、集中化の段階から小型化、分散化、多様化の段階に入ってきていることから、市民の立場に立って資源としての情報の管理と活用の方法を検討する必要がある。
- ③ 地域にかかわる情報通信政策に関しては、当面、国と自治体との「協議制」の確立など法制度の整備が最低限必要である。
- ④ 自治体の情報通信政策を確立し運用していくためには、情報通信政策部門の設置などの機構の整備や情報通信部門を担う人材の配置と養成がとりわけ重要である。

1. 電気通信政策と規制緩和

今年1月にアメリカ電信電話会社(AT&T)が7つの地方電話会社と情報通信部門を扱う小AT&Tに分割されたが、これは米国の電気通信政策の全般的な規制緩和の頂点に位置している。米国の電気通信政策では60年代後半以降、端末の解放、回線の自由化、データ通信での競争原理の導入等が行われ、CATVについても規制緩和が促進されてきた。

多くの州では、CATVの規制政策は地方政府の政策当局に一任されており、ケーブルテレビ条例の制定とフランチャイズ合意書の執行を通して規制政策が実行されている。連邦通信委員会(FCC)の規制政策は、州や地方政府の規制政策に全面的に優先するものとはされていない。フランチャイズ期間や視聴者の苦情処理などについては、現段階では連邦の規制措置はなく、州政府や地方政府の裁量で規制できること

になっている。

2. 地方のCATV関連政策の動向

1974年以来、コネチカット、ロードアイランド、バーモントなどの11州政府が総合的なCATVの規制政策を確立してきた。また、カリフォルニア、ウィスコンシン州などでは、新たに州公益事業委員会の管轄のもとにCATVの総合的な規制政策を確立する動きがある。フランチャイズの認可権は、①州議会の決議、②憲章や特別な議会立法、③一般州法などによって地方政府に権限委譲されている。これまで連邦レベルにCATVを規制する法律はなかったが、州政府と地方政府のフランチャイズ権や情報通信政策権の制限を目的とした「連邦ケーブル電気通信法」(HR4103)が10月11日に連邦議会で成立したので、今後の成り行きが注目される。

3. 電子情報市場へのアクセス権

カリフォルニア州議会調査局の報告「電子情報市場へのアクセス権 (Access Rights to the Electronic Marketplace) によれば、高度情報化社会における市民参加を実質的なものにするには、情報通信メディアへのアクセス権の保証が基本であるという。米国ではアクセス権は言論や表現の自由などを規定した合衆国修正憲法第1条 (the First Amendment) によって原則として明らかにされているが、カリフォルニア州憲法ではこの権利の規定はさらに厳密にされている。

連邦規制政策の緩和の中でカリフォルニア州議会では、州民の情報通信メディアへのアクセス権を守るために、州政府が適切な行動をとる必要があるとの認識が生まれている。81年度の州議会では「州情報通信政策に関する決議」が採択され、①アクセス権の普遍性、②サービス価格の適正化による小規模利用者の保護、③A T Tの分割再編成下での地域電話会社の存続と低コストで高品質な電話サービスの継続、④州政府の電気通信政策への消費者参加の促進、⑤州の電気通信政策権の不可侵、という5原則が明らかにされた。そこでは地域社会のニーズを満たすために適切な情報通信政策を確立するのが州政府の役割である、と考えられている。

4. アクセス権の概念

アクセス権の概念について、チャールズ・ファイアストンUCLA教授が連邦議会公聴会での報告「電子情報市場における多様性」の中で次のように提起している。

「情報通信の多様性を具体化する政策は、通

常独占禁止法や修正憲法第1条に根拠を持つ。情報化社会の諸問題は、市場メカニズムだけにまかせては解決し得ない性格を持ち、言論の自由や知る権利などのアクセス権が公共政策に反映される必要がある。政策的な規制がなかったならば、急激に拡大した電子情報市場で、市民や企業がメディアへ自由にアクセスすることが不可能である。電子情報市場では市民のアクセス権を伝統的な言論市場と同様に保証する必要がある」としている。

このような考え方を基礎にして、高度情報化社会でのアクセス権の保証が不可欠であり、公衆情報通信インフラストラクチャーの整備が公的部門にとって基本である、という政策的な立場がカリフォルニア州政府では強まっている。電子情報市場での公平性の確保は、アクセス権に関する地域格差や所得格差の問題をどう是正するのかという問題でもある。州政府にとって貧困層、少数民族、過疎地の住民などに対する公平性の確保が、高度情報化社会の進展の中の第1の課題であるといわれている。支払能力論に基づくアクセス概念は、市民の修正憲法第1条に基づく広範なアクセス権を剝奪してしまう可能性があるという批判もある。

5. 高度情報化社会への州政府の対応

情報化の進展に対応して州政府の役割が重要になってきたが、特にカリフォルニア州政府の積極的な対応は注目に値するものである。カリフォルニア州政府は83会計年度に電話などの電気通信サービスに約1億1,000万ドル、データ通信に4億ドルを支出したことで明らかのように、情報サービスや電気通信サービスへの需要は大きい。情報通信に関する総合的な政策部門はこれまで設置されていなかった。州政府に

は情報通信政策部門として、公共放送委員会、財政局情報技術課、電算センター、情報通信技術諮問委員会などがあるが、政策に一貫性や整合性がなく、問題点が多い。州情報通信技術諮問委員会は、報告書「カリフォルニア州政府の情報通信技術」(82年12月)の中で、州政府機関のパフォーマンスを管理するために情報通信関連の政策部門の設立を勧告している。

今年春の州議会では、カリフォルニア州情報通信政策法案により州情報通信局(Department of Communications)の設置が提案された。同局は、知事や州議会への情報通信政策の勧告、州政府による情報通信、コンピュータ技術の利用計画の開発、州政府の利用を目的とした技術開

発や指導に責任を持つ。同局の機構には政策計画部、政府電気通信システム部、研究開発部、公共放送部、法律対策部が考えられている。

以上述べてきたことからわかることは、上下水道や電気などの公益事業へのアクセス権の保証が市民生活にとって不可欠と考えられているように、情報化社会では電気通信サービスへのアクセス権が基本的なものとして考えられている。従って、ニューメディアへのアクセス権の保証を、日本の自治体においても本格的に政策課題として検討すべきであろう。

加えて自治体の情報通信政策を確立し運用していくためには、機構の整備や人材の配置及び養成が検討されるべきである。

課 題 2. ケーブル・フランチャイズ制度の検討

- ① ケーブル・フランチャイズ制度の導入を検討する必要がある。フランチャイズ制度の導入によって、自治体に情報化の重要性を認識させることができ、自治体の情報通信政策を確立するステップとすることができる。そのためにフランチャイズ・プロセスやケーブルテレビ条例などの検討が必要である。
- ② CATVの地域情報通信メディアとしての可能性は大きく、CATV事業にフランチャイズ権の認可を通して公益事業並みの経営権の保証を検討する必要がある。
- ③ 自治体のフランチャイズ執行組織の検討が必要であるが、この問題はCATVの認可権などとも関連するので、権限委譲など国と自治体との関係の再検討が必要である。これと共に、自治体の情報通信部門を担える人材養成を検討する必要がある。

1. フランチャイズ・プロセスとは

ケーブル・フランチャイズ権とは、CATV事業の地域的な営業独占権のことをいうが、公益事業と同様な取り扱いをする。CATVのフ

ランチャイズ権の認可は地方政府のケーブルテレビ条例に根拠があり、地方政府は競争入札プロセスによってフランチャイズ権を認可するが、フランチャイズ権の認可の主要な目的は視聴者の権利の保護である。手続き的には、CATV事業の申請書の中から地域社会にとって最善の

提案を選択することによって、視聴者の権利を保護するのがフランチャイズ・プロセスである。

2. ケーブルテレビ条例の概要

CATV事業では、ケーブルや他の機器の架設を電柱や地下の共同溝に依存しているためCATV会社はそれらを利用するために、地方政府の認可を受ける必要がある。地方政府の認可には、ケーブルテレビ条例とフランチャイズ合意書という2つの文書が一般に必要である。ケーブルテレビ条例(規制条例)は、CATV事業者と当該地方政府を管理する基本的な規制文書である。フランチャイズ合意書は、特定のCATV会社が地方政府から取得した運営に関する認可書であるが、地方政府とCATV会社によって署名されるので契約上の文書でもある。

ケーブルテレビ条例とフランチャイズ合意書を一本化したものが、フランチャイズ条例である。規制条例を制定した都市では、各CATV会社と個別にフランチャイズ合意書を締結する必要がある。規制条例は市議会で修正できるが、フランチャイズ条例は、CATV会社と地方政府間の合意なしには修正することが困難である。

条例を制定する地方政府の権限は、一般行政権(General Police Power)という概念に基づいている。多くの場合、特定の州法(State Statute)によって強力な権限が規定されているが、市憲章の規定(City Charters Provision)の中に行政権が規定されている場合もある。

ケーブルテレビ条例の規定は、一般規定、個別規定、執行・規制規定の3つに区分できる。一般規定(General Provision)はCATV会社の事業権に関する規定である。個別規定(Specific Provision)はCATV事業の運営のための最低要件に関する規定である。執行・規制規定

(Administrative and Regulatory Provision)はCATV事業者に対する罰則や規則の執行に関する規定を含む。最近では条例を制定する時に、執行・規制規定に技術、サービス、運営要件などに関する特別規定を編入させる地方政府が多くなっている。

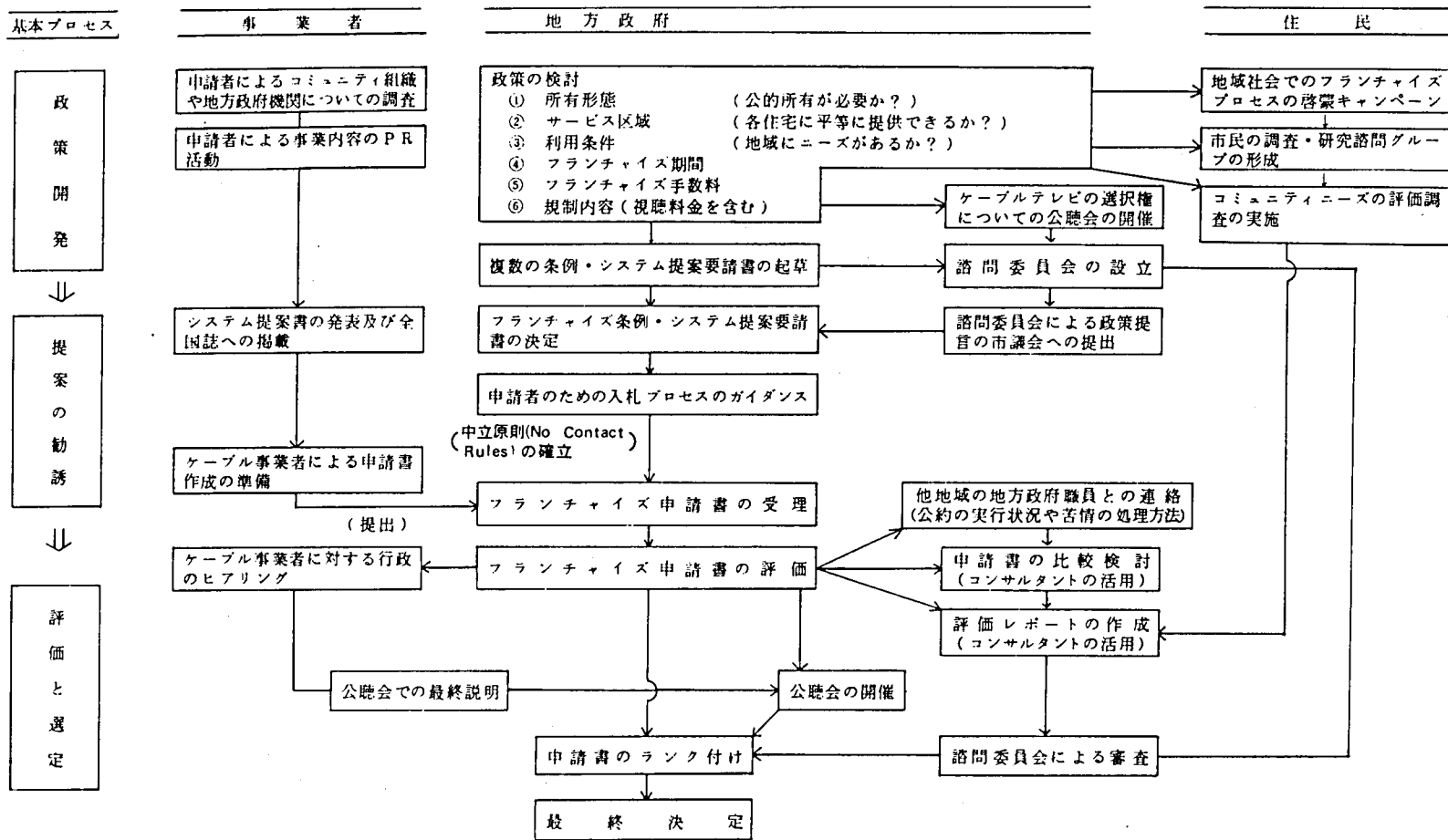
3. 地方政府における政策開発の必要性

フランチャイズ・プロセスにとって、慎重な調査研究、市民参加、現実的なスケジュール、公平かつ公開の競争を促進する手続き等が重要である。フランチャイズ・プロセスには一般に9ヶ月から12ヶ月間必要であるが、政策開発、提案の勧誘、評価と選定の3段階から成り立っている。政策開発段階は、フランチャイズ・プロセス、規制政策、ミニマムのサービス水準に関する基本的な政策決定が行われる段階である。地方政府にとって公聴会や新聞広告などを使った市民の啓蒙が重要である。市民の啓蒙によって、条例やシステム提案要請書(RFP)の起草段階に市民の意見を反映できると考えられている。政策開発段階は幾つかのケーブルテレビ条例とシステム提案要請書の起草によって終了するが、地方政府は、各申請者の便宜を図るために標準化した書式を準備する必要がある。

4. 提案の勧誘段階

システム提案要請書を公表した後に、地方政府は勧誘広告を地方新聞や少なくとも1つの全国的な商業誌に掲載する必要がある。CATV事業の申請者はフランチャイズ権を獲得するために地域性を前面に出して競争を展開するが、申請者の中には地方政府の政策決定者に政治的な圧力をかける動きもある。申請者と政策当局

表1 米国におけるフランチャイズ・プロセスのフローチャート



(作成：神奈川県地方自治研究センター)

者の間に情実が介在しないように中立規則(No Contact Rules)を定めている地方政府も多い。

5. 評価と選定段階

最終段階でフランチャイズ申請数が7～8件になることが多い。申請書を電気通信課などの職員が検討するが、申請書は非常に厚く、技術的であるので、回答内容を審査するのに専門的な援助(コンサルタントの利用)が必要である。申請書の審査をする場合には、システムの内部的な一貫性と計画の実現可能性を検討することが重要である。その場合、申請者はシステム建設と事業収支が黒字になるまでの経営財源を証明する必要がある。一般にスタートアップから黒字財政になるまで5年かかるといわれている。申請書を、財政、技術、サービスの点で比較検討することが重要であるが、CATV会社の信用度や地元との関連性の検討が大きな要因になる。地方政府の担当者にとって重要なことは、よく構成されたシステム提案要請書を基本にして比較することである。

政策当局者は、他の地域における申請者のパフォーマンス記録を評価する必要がある。CATV事業者の多くは、審査に備えて他の地域にショーケース・システム(Flagship System)を用意しているので、申請者の全体的な事業記録の審査が重要なものになる。この場合、最善の方法は、申請者による現在までのCATV事業の運営実績について、関係地方政府に対して公約実行の状況や視聴者の苦情数とその処理方法などの点で質問することである。最終決定を行う前に、公聴会を最低限一回実施する必要がある。フランチャイズ・プロセスには約1年間の期間が必要であるが、1つのCATV会社にフランチャイズ権を認可することによって、10年

以上の拘束力があることに留意して政策決定を行う必要があるといわれている。

6. フランチャイズの執行と管理

CATVシステムは地域独占として運営されていることが多いので、地方政府の規制政策が重要な役割を果たしている。地方政府の規制政策の重要な役割としては、市場競争の欠如を補償する規制環境を作ることなどがある。フランチャイズ権が一旦認可された後に、CATV会社は余り利益に関係ないサービスの実現には消極的になる傾向があるので、ある程度の継続的な規制によって応諾(Compliance)を保証することが必要である。ケーブルテレビ条例で基準の設定、報告の義務化、応諾しない場合の罰則などを明らかにすることを通して執行の条件が提供されるが、地方政府はフランチャイズ合意書の手続きと同様に、それらの規定を実行するための執行手続きを開発する必要がある。

フランチャイズの執行に当たる者をフランチャイズ執行者(the Franchise Administrator)というが、その主な役割はCATV会社の応諾をモニターすることである。フランチャイズ執行者は、CATV事業者のパフォーマンスを調査したり、ケーブルテレビ条例とフランチャイズ合意書の諸規定を比較するために必要な情報を入手する方法を開発する必要がある。モニター制度の確立は、当初の建設段階だけでなく、後年の域外へのサービス拡大のためにも重要である。

地方政府は、技術的な審査を援助してもらうために専門的なコンサルタントを利用することが多い。コンサルタントによる専門的な援助がパフォーマンスや応諾を審査する唯一の方法である場合が多い。しかし、コンサルタントの利

用には問題点もあり、十分な注意が必要である。執行予算は、フランチャイズ手数料の額によって決定されることが多い。手数料からの収益はCATV会社の規制を実施するためだけでなく、政府アクセス・プログラム、医療情報ネットワークなどを利用する行政情報サービス、パブリック・アクセス・プログラムの支援などのCATV関連の費用にも支出される。

7. 地方政府の執行組織

フランチャイズを執行するために大都市では電気通信課やケーブルテレビ課が設置されることが多いが、財源が限られた中小都市では諮問委員会や既存の部課を主に使っている。地方政府の執行組織としては4つの基本的な形態を確認できる。(1)電気通信課やケーブルテレビ課 (the Cable or Telecommunication Office)、(2)諮問委員会や規制委員会 (the Advisory Committee or Regulatory Commission)、(3)既存の部課、(4)専門的なコンサルタントであるが、地方政府ではこれらを組み合わせて使うことが多い。

都市型CATVシステムが建設された大都市では、フランチャイズの執行や政府プログラムの作成、苦情の処理、公聴の実施、計画策定などを取り扱うためにCATV課や電気通信課が設置されている。電気通信課には少なくとも1名の専門職員が配置され、その職員は他の都市と連絡をとりながらCATV政策やCATV関連の進展をモニターしている。具体的には、ニューヨーク市電気通信課、ワシントン・ケーブル・デザイン委員会、シカゴ市ケーブル通信課、ミルウォーキー市電気通信課、ロサンゼルス市電気通信局、などが機構として設置されている。たとえば、ミルウォーキー市電気通信課

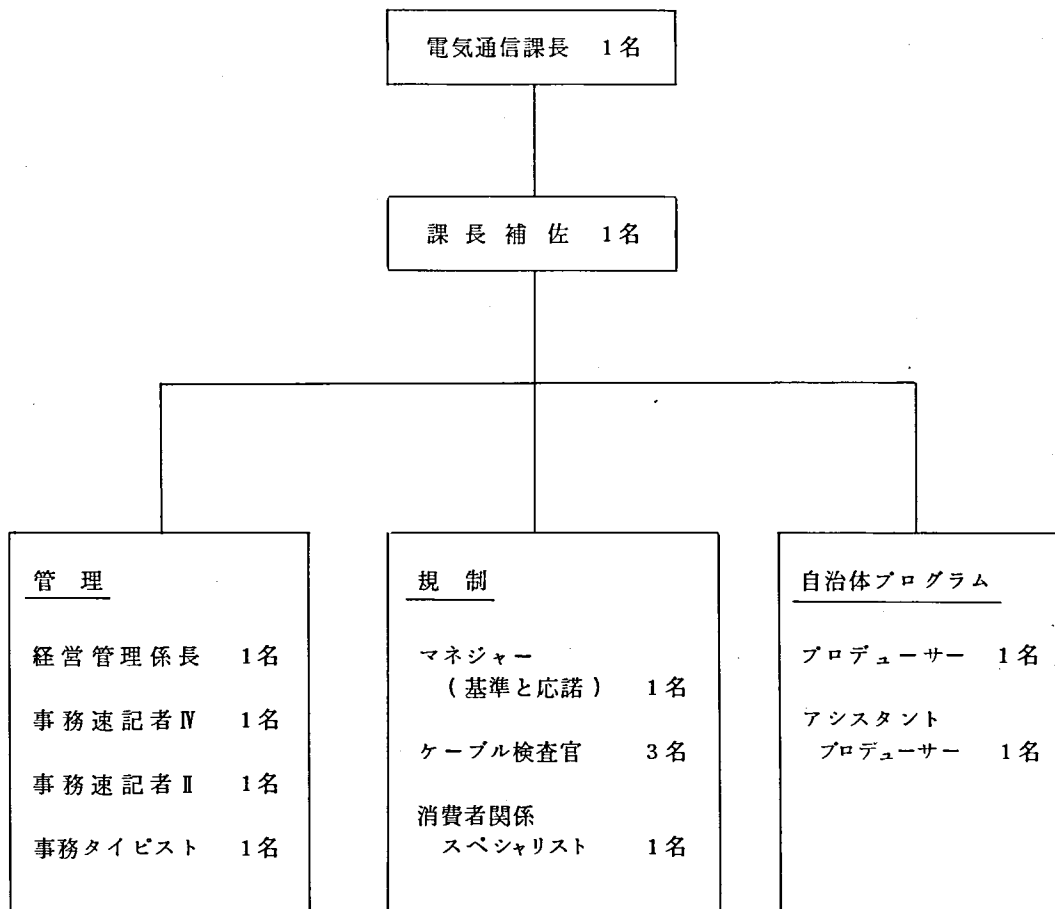
は職員13名で構成され、係には管理係、規制係、自治体プログラム係がある。

ケーブル諮問委員会は一般に条例に基づいて設立されるが、委任された諮問グループとして規制政策の監督、政策提言の市議会への提出、CATVの審査などを行っている。規制委員会は諮問委員会の場合と違って、実質的な規制権限を持ち、苦情を調停したり、条例に承諾でない場合罰則を決めるような司法権を持っている。既存の部門、たとえば、市マネージャー室や計画課を使ってフランチャイズを執行している中小の地方政府も多い。

技術、財政、法律上の特殊な問題を処理し、他都市の経験に関するデータを収集するために、外部のコンサルタントを使う地方政府が多い。しかし、全米都市連盟(NLCs)によれば、フランチャイズ・プロセスに関連して問題になっていることは、地方政府にCATVシステムに関する専門的知識を持つ人材がほとんど養成されていないことである。その問題点の1つは地方政府の当局者のコンサルタントへの過度の依存であるが、CATVテクノロジーに関連した内部の人材養成をすることが急務となっている。また別の問題点としては、地方政府にとってCATV事業が実際にどの程度公約を実現させる能力があるのか理解が困難なことがある。この点については、システム提案要請書の設計段階で、パフォーマンス基準の設定などを通して改善することができるとみられている。

高度情報化社会を目前にした現在、CATVのフランチャイズ・プロセスは政策的には重要な分野となっている。特にCATVの地域社会での情報通信メディアとしての可能性を考えた場合、CATVに公益事業としての社会的位置づけを与えることの意義は大きい。また、CATV事業に公益事業並みの事業運営権の保証を

表2 ミルウォーキー市電気通信課の機構（職員13名）



すると共に、フランチャイズ制度の導入によってできるだろう。
で自治体に情報化の重要性を認識させることも

課 題 3. パブリック・アクセス概念の確立

- ① パブリック・アクセス概念を確立する必要がある。アクセス・チャンネルは、地域社会の市民生活の質を向上させるためのメディアである。パブリック・アクセスを活性化させるために市民参加と公平かつ公正な手続きの制度的な保証が重要な検討課題である。
- ② 自治体にとってCATVチャンネルやその関連資源の公平な配分は重要な政策上の課題になりうるが、地域に根ざした非営利のコミュニティー組織による管理やモニター・アピール制度の活用などを検討する必要がある。
- ③ アクセス資源の効率的な利用のために、アクセス・チャンネル提供の段階的な実施やアクセス・チャンネルに関するガイドラインなどを検討する必要がある。
- ④ アクセス・チャンネルの内容的な規制は検閲などの問題を伴うので自治体としては慎重な対応が必要である。

1. アクセス・チャンネルと地方政府

地方政府のケーブルテレビ条例ではアクセス・チャンネルの提供とそのための施設の利用を認めていることが多い。アクセス・チャンネルとは、市民運動などに提供されるパブリック・アクセス・チャンネル、政府チャンネル、教育チャンネルなどの無料のチャンネル・リースのことをいう。CATVでは放送モデルのような「限られた資源の利用」という考え方を採用せず、チャンネル数には印刷のページ数と同様に技術的な制限がないということを前提にしている。

CATVのチャンネル数は技術革新とともに非常に増加したが、一定数のチャンネルを公共的な利用のために留保すべきであるという考え

方が一般的になっている。アクセス・チャンネルは、地域社会の生活の質を向上させるメディアと考えられ、フランチャイズ権の認可の際に入札項目(Bid Item)になっていることが多い。最近ではフランチャイズ権を獲得するために、申請者は最低要件をはるかに超えたチャンネル数を提案する傾向がある。CATV事業者によってアクセス・チャンネルや施設提供が公約されたとしても、CATVに関連した資源(Resources)の公平な配分の達成ということが、地方政府にとって政策上の困難な問題を残している。

2. アクセス政策と地方政府の関与

アクセス・チャンネルと資源をだれがコントロールするのかという点が、基本的な政策上の

問題である。アクセス・チャンネルの管理形態としては、①地方政府、②地方政府が任命したアクセス諮問委員会、③CATV会社、④独立した非営利のコミュニティ組織、による場合が考えられる。

地方政府がアクセス・チャンネルを管理する場合には、検閲や政治的操作の問題点を慎重に検討する必要がある。多くの地方政府は、自治権を持つ諮問委員会を任命することによって、行政機構からアクセス・チャンネルの管理部門を分離させたり、チャンネル利用、財源配分、利用者間の対立などの調整のために政策部門を独立させている。CATV会社が管理する場合には多くの問題が考えられ、コミュニティ・プログラムの実現という公約と企業の利潤追求という行動原理を分離するのが困難である。

アクセス政策を促進するために、かなりの地方政府が独立した非営利のコミュニティ組織を設立するという方法を採用している。コミュニティ組織は、CATV会社と地方政府の政策当局者間の緩衝帯として位置づけられ、地域社会の利益を代表し、アクセス・チャンネルに関するフランチャイズ合意書の規定の実現を目的に設置されている。この形態が一番望ましいものとされているが、いずれの場合でも管理主体はチャンネル配分、施設の提供、財源や収入の開発や管理、政策に関するフォーラムの提供などを地域社会のどのようなグループに対しても行っている。

大都市はCATV会社にとってかなり大規模な収入が予想される市場であるが、フランチャイズ権の新規認可に伴ってアクセス・チャンネルの配分が困難になっている。このため個々の団体・組織が有利な条件でアクセス・チャンネルを取得しようとして地方政府に強い政治的な圧力をかける傾向がある。フランチャイズ合意

書の規定では、フランチャイズ手数料などからのアクセス財源は地方政府が管理し、配分するとなっているが、アクセス財源の配分をめぐるロビイング活動が活発である。地方政府がアクセス・チャンネルの提供を促進するために公平な手続きを採用しなかった場合には、不公平感を持つ市民や団体との間に対立が生まれるだろう。

そこで未確認のグループにもアクセス・チャンネル利用の機会を提供するために、地方政府が選択して個別団体でなく、利益グループの連合体に対して、特殊チャンネルやアクセス財源を提供している都市もある。さらに、資源の公平な配分を保証するためにモニター・アピール制度の活用が有効であるといわれているが、しばしば利益グループの連合体がこの制度を活用している。

3. アクセス・チャンネルの効率的な利用

初期の段階にはアクセス・チャンネルとして1つのチャンネルや一定の時間帯だけの利用しかできなかったが、激しい競争入札のために近年では5チャンネルから30チャンネルまでのさまざまなアクセス・チャンネルの提供を公約するCATV事業者が出てきた。特に大都市の場合、この傾向は顕著である。アクセス・チャンネルは、管理の効率化にとっても重要な政策上の課題を提起している。高価なアクセス資源の過小利用を避けるために、アクセス・チャンネル提供の段階的な実施を模索している都市もある。具体的には、与えられた30チャンネルを1度に提供しないで、地域社会の成熟度を観察しながらアクセス・チャンネルの提供数を5から10、10から20へと段階的に拡大するという方法が実施されている。

アクセス・チャンネルを支援するための財源や設備、チャンネル数、地方政府のスタッフなどは、ニーズ評価によって決定されている。このプロセスの採用により高価な資源の浪費や不効率的な使用を避けることができるといわれている。しかし、財源や資源、チャンネル数の配分のために一定のガイドラインをつくり、公的な観察やモニターを実施できるようにすることも重要である。ガイドラインの設定によってCATV資源への平等なアクセスをだれに対しても認める必要がある。

4. アクセス・チャンネルの検閲

地方政府にとってアクセス・チャンネルの内容を検閲することは困難な政策上の問題である。アクセス・チャンネルを非商業用途で利用する場合、わいせつなプログラムや中傷的なプログラムに対する責任問題を明確にする必要がある。

財源交付基準などによって、これらのプログラムにアクセス財源を提供しないという政策を確立する必要がある。

CATV会社は、ケーブル放送されたわいせつなプログラムなどに対して法律上の責任がある。アクセス・チャンネルの利用者に責任様式(Liability Form)への署名を求めている地方政府も多いが、これによりCATV会社に与えられた損害に関する法律的、経済的な責任が明らかにされることを期待している。

パブリック・アクセスの考え方として、政策上基本になるのは地域社会レベルでの市民参加とアクセス利用者のための公平かつ公正な手続きの保証である。高度情報化社会における市民の情報主権の確立を展望する場合に、パブリック・アクセスの概念によって自治体の機能的役割や政策課題を明らかにできる。自治体の関与の仕方やアクセス・チャンネルの効率的な利用を制度的に検討すべきである。

課 題 4. 地域情報通信インフラストラクチャーの整備

- ① 地域情報通信インフラストラクチャーを整備する必要がある。この課題は、高齢化社会の進展による社会構造の変化とも関連して、地域情報通信システムや行政情報システムを統合した自治体レベルの地域INSという形態で検討する必要がある。
- ② 地域情報通信市場における秩序ある競争が重要であり、自治体の役割はこの観点からも大きい。民間資金の導入を容易にするために公衆電気通信「消費共同公社」などの第3セクター方式を制度的に検討する必要がある。
- ③ 地域INSは自治体を中心となった公共事業としての性格を持つが、都道府県レベルの電気通信に関する将来展望や政策調整の検討が必要である。この問題は自治体の総合計画とも関連させて検討する必要がある。

1. 情報通信インフラストラクチャーと 州政府の役割

情報通信政策として州政府が主に実施すべき政策は、社会的なニーズを満たすための情報通信インフラストラクチャーの整備とそれに対するアクセス権の保証であるという。「電子情報市場へのアクセス権」によれば、情報通信インフラストラクチャーを整備する場合、州政府には次のような7つの基本的な役割がある。

①長期計画の策定により地域や州レベルの情報通信サービスに対するニーズを測定すること。②大小の情報通信サービス提供者の間での市場配分計画の策定や提供。③適切な基準やインターフェースを条件とした電話、CATVなどのネットワーク化の促進。④多数の情報通信システムの自発的な相互ネットワーク化を促進するための州政府による通信幹線(Trunk Line)の建設。⑤民間企業がサービスを行わない地域での公衆情報通信システムの建設と運営(州独自に建設や経営を行わない場合は地方政府に経営を委任)。⑥州域公衆情報通信システムの整備に貢献する情報通信サービス提供者への税制優遇策の提供。⑦地域情報通信システムの建設や経営が困難な場合、システムの運営のために情報通信サービス提供者に情報通信容量や収入の一定割合を留保させること。

ノースカロライナ州やサウスカロライナ州では公衆電気通信局や電気通信諮問委員会が設立されて、公衆電気通信政策への州政府の活発な関与が始まっている。また、ニューヨークとニュージャージー州のポート・オーソリティが「テレポート計画」を推進するなど地域情報通信インフラストラクチャーの整備が始まっている。

カリフォルニア州の情報通信局の設置や州政府が中心となった州域情報通信インフラストラクチャーの整備はまだ構想段階であるが、カリフォルニア州では何らかの制度改革がない限り、今後4年間で公共部門の情報通信関連の予算は倍増するだろうとみられている。そのようなことを背景に、公衆情報通信システムの建設やカリフォルニア電気通信サービス公社の設立が提案されている。

2. カリフォルニア州政府の政策提言

カリフォルニア州公共放送委員会(CPBC)の報告書「公衆電気通信プロジェクト:最終報告と提案」によれば、州政府の情報通信政策に関連して、州域のISDNとしての「公衆電気通信システムの建設」、カリフォルニア州電気通信サービス公社(CALCOM)の設立、カリフォルニア州情報通信局の設置が勧告されている。

州域のISDN建設は、カリフォルニア州政府と州内の公共部門、また一部の非営利の民間団体を対象にした「地域共同交換システム」を基礎にした公衆電気通信システムを開発すべきであると提案されている。州域のISDNの建設によって、州内の公共部門を中心とした利用機関は、サービスの向上や経費節減などの恩恵を受けることができるとみられている。カリフォルニア州電気通信サービス公社は、性格的には非営利の準政府機関として、州内の公共部門に音声、ビデオ、データ・サービスに関する開発計画や運営を提供する公社として位置づけられている。同公社の利用者には、州政府、地方政府、州内の教育機関、病院、図書館、美術館、民間の非営利の教育機関が含まれる。

3. カリフォルニア州電気通信サービス公社 法案の内容

州上院で審議中のカリフォルニア州電気通信サービス法案(CALCOM法案)によれば、同法案は、カリフォルニア州電気通信サービス共同組合の創設を目的とし、州内の参加公共部門の間での電気通信サービスのためのニーズ決定、システムデザイン、情報通信に関する調達・サービスの提供、緊急事態における電気通信サービス施設の利用可能性の検討などを目的にしている。

同公社は、公社サービスの利用メンバー機関が管理する公衆電気通信「消費共同公社」として位置づけられている。公社理事会のメンバー(17名)は、州政府2名、郡政府2名、地方政府2名、州立大学3名、州公立学校区1名、官民

医療機関1名、公共放送局1名、公立図書館1名、公立美術館など1名、産業界、金融界3名から構成され、金銭的な利害関係者の任命は禁止されている。

同公社は、独立採算制のもとでの資金調達のため、レベニュー債の発行が認められている。なお、レベニュー債と利子には免税措置がとられている。公衆電気通信プロジェクトや他の州議会法案での共通の考え方は、州の電気通信問題に関する計画と政策調整の必要性が生まれてきているという認識である。

高度情報化社会で自治体が果たす役割は実に多様であるが、情報通信インフラストラクチャーの整備は重要な課題を提起している。自治体の役割の政策的な検討や総合計画との調整などが当面必要である。中期的には、地域INSの建設や情報通信「消費共同公社」などを制度的に検討することが必要である。

課題 5. プライバシー保護制度の検討

- ① 情報化の進展に伴って、プライバシーの保護が重要な課題になってきており、特に双方向通信による情報収集機能に関連した新しいプライバシー侵害が生まれているため、これらを含めたプライバシー保護政策を検討する必要がある。
- ② 自治体が双方向通信を対象にしたプライバシー保護制度を検討する場合、政府部門と共に民間部門を対象とした総合的なプライバシー保護制度を検討する必要がある。
- ③ 情報化社会では多くの消費者問題が発生すると予想されるが、「市民CATV諮問委員会」など消費者代表を含めた制度の導入を検討する必要がある。また、利用者代表制を具体化する方法として、CATVシステムの部分的な消費者共同組合所有を検討する必要がある。

1. 双方向通信と消費者問題

双方向CATVやビデオテックスなどの双方向通信の発達に伴って、ホームバンキング、ホームショッピング、などの新規サービスの提

供が可能になってきたが、それに伴ってさまざまな消費者問題が発生してくると予想されている。双方向通信はまだ実験段階であるが、地方政府にとって消費者苦情、虚偽的な広告やケーブル・ショッピング、普遍サービス (Universal Service)、不快なプログラム内容、個人のプライバシーなど、政策的に検討が必要な問題が多くなっている。

米国ではCATVに関連したプライバシー保護のための法律の整備が幾つかの州政府で始まっている。プライバシーの問題は、ニューメディアをめぐる影の部分であるが、双方向通信システムではシステムが単に情報通信機能を持つだけでなく、情報収集機能を持つ。シカゴ市CATV研究調査委員会の「シカゴ市のCATVに関する報告書」(1982年)は、CATVに関して4つの問題点を、(1)双方向通信機能の増大、(2)膨大な個人データの蓄積、(3)データベースへの不特定地点からのアクセス、(4)視聴者に関連した個人情報のマーケティング情報化、として指摘している。このような点から、双方向通信機能に関連したプライバシー保護の政策的な必要性が生まれている。

2. 双方向通信とプライバシー侵害

シンクタンクのコリング・アソシエートの報告書「双方向通信のホーム・メディアとプライバシー」(1981年)によれば、双方向通信時代のプライバシー侵害のタイプとして、違法侵入 (Intrusion)、傍受 (Interception)、情報の誤った使用 (Misuse of Information)、世帯ごとの情報集積 (Aggregation by Household) の4点があげられている。

81年から82年にかけて、双方向CATVやビデオテックスの実用化や実験が全米的な広がりを見せ始めるとともに、ニューメディアをめぐるプライバシー保護は急速に関心と呼ぶようになってきた。連邦レベルには、政府機関を対象にした1974年プライバシー法があるだけであり、民間企業のデータベースが貯蔵する個人情報を対象にしたプライバシー保護法はない。そのような状況下で、双方向CATV事業者のワーナー・アメックス社は1981年に民間で最初の自主的なプライバシー規約 (Privacy Code) を制定した。同規約は、個人視聴者データの利用を制限し、請求書の送付や視聴者サービスに合理的

ウィスコンシン州の

CATV プライバシー保護法 (仮訳)

Chapter 271, Laws of 1981,

State of Wisconsin (1)

(1981 Assembly Bill 757, April 26, 1982)

第1条 立法の趣旨

州議会はケーブルテレビの利用はこの州におけるプライバシーの権利を侵害するかもしれないと認める。それゆえに州議会は個人のプライ

バシーを侵害する可能性を持つケーブルテレビの運営状況を規制する必要があることを認める。

第2条 法律を以下のように定める。

134.43 プライバシーとケーブルテレビ

(1) (逆送信の防止規定)

(a) 双方向通信機能を持つケーブルテレビ・ネットワークは、視聴者の要求によって確認可能な情報 (メッセージ) の逆送信を妨げる機

な必要がある限りでデータ保有を認め、視聴者には自分について収集された情報をチェックし、間違いがあれば修正する権利を認めている。このような民間企業によるプライバシー保護の自主規制では個人情報の保護のためには不十分であるという批判も当然あるが、1981年以降、州のプライバシー保護法が幾つか制定されてきた。

3. 州政府のCATVプライバシー保護法

州レベルでのCATVを対象にしたプライバシー保護法はイリノイ、ウィスコンシン、カルフォルニア、コネチカット州とワシントンD.C.にある。イリノイ州は1981年にCATVプライバシー保護法を制定した最初の州になった。同州の法律では、個人の家庭をモニターする機器の利用、視聴者の同意なしに個人や団体への視聴者リストの開示、視聴者の同意なしに視聴者のCATV受信パターンの公開、文書による同意なしに住宅に犯罪防止装置の設置が禁止されたが、同法の内容にはいくつかの問題点があった。82年4月にはウィスコンシン州でCATVプライバシー保護法 (Communications Consumer Privacy Act)が制定された。

器を視聴者の管理のもとに設置しなければならない。

(b) この機器は防犯、防火、電気、水道などに関連したものを含む一定の間隔で繰り返されるメッセージを除いて、視聴者のケーブル装置によって伝送・受信されるすべてのメッセージを管理すべきである。

(c) 各ケーブルテレビ視聴者に対してケーブルテレビ・サービス提供者は書面によって逆送信を妨げる機器を要求する機会があるこ

ウィスコンシン州の法律には4つの特徴がある。1番目は、視聴者はCATV回線に対し、家庭からの情報が逆送信されないよう双方向通信機能を妨げる機器の設置を要求できる。2番目は、いかなる立場の人でも番組提供の必要な場合を除いて一切の視聴者情報の収集を禁止する。3番目は、番組の中で双方向通信システムを利用して視聴者に回答を求める場合、郵便または面接で事前に視聴者の同意を文書で取りつけなければならない。4番目は、同法の違反者には、最初の違反行為に対しては最高5万ドルの罰金、2度目以降は最高10万ドルの罰金を科せられる。

また、ワシントンD.C.では、フランチャイズ権を認可されたケーブル事業者は請求書送付の目的のためにだけ個々の視聴者データを保持することが認められているが、その期間は90日以内と限定されている。ワシントンの条例のプライバシー規定を侵害したものには1万ドルの罰金ないし懲役6カ月が科せられる。

4. 地方政府のCATVプライバシー保護の動き

とを告知しなければならない。

(d) ケーブルテレビ視聴者は逆送信を妨げる機器の取り付けや運転のために特別料金を徴収されることはない。

(2) (プライバシーの保護)

2年以内の書面による視聴者の同意なしに何人も以下のことを行うことによって他人のプライバシーを侵害することはできない。

(a) システムの保全状態の点検やペイ・

地方政府のレベルではフランチャイズ条例やフランチャイズ合意書の中にプライバシー保護規定を設けたり、個人加入契約書の中にプライバシー保護条項の設定を義務づけることが行われている。フランチャイズ合意書の中にプライバシー規定を設けている都市としてボストン、デトロイト、ピッツバーグなどがある。市条例の中にプライバシー保護規定を設けている都市としてミルウォーキー、ケンタッキー州レキシントンなどがある。ミルウォーキー市の条例の中で個人の権利は、差別の禁止、個人情報のモニターの禁止、視聴者情報の公開の禁止、公平なアクセス権の保証、情報へのアクセス権の保証に区分されて規定されている。

5. 消費者保護と政策的な課題

米国の多くの地方政府では市民CATV諮問委員会(a Citizens' Cable Advisory Board)制度を採用しているが、消費者問題の解決のために消費者代表制が大きな役割を果たすと考えられる。たとえば、ミルウォーキー市のケーブルテレビ条例の中では、独立的な性格を持つ市民CATV諮問委員会の設置が義務づけられている。

サービスの請求のための情報収集を除いて、視聴者のケーブル設備の利用方法のモニター。

(b) 視聴者ないし視聴者の世帯メンバーの個人的な習慣、好み、財政状態などを含む(しかし、限定されない)行動の様子の公開や公開に結びつくと思われる名前、住所、その他の情報の第3者への提供。

(c) 視聴者ないし世帯メンバーに、調査が始まる前と調査が実施されている間、少なくとも毎月1回書面によって通知されるのでない

消費者代表制の今後の方向として、CATVシステムの部分的な消費者共同組合による所有を制度化することが考えられる。消費者共同組合所有によりCATVシステムの政策や手続きに市民の意見を一層反映させることができるといわれている。

双方向通信システムを活用することによって、個人情報をマーケティング情報として容易に収集できる状況が今日では生まれている。双方向通信に関連した消費者保護の点で、政策的な問題としてニューメディアに関するプライバシー保護制度と消費者代表制度の導入が必要になっている。特に、視聴者のプライバシーを双方向通信システムの乱用や誤使用から保護するために、民間部門が持つ個人情報も対象にした総合的なプライバシー保護立法(都道府県レベルでは条例)の制定が緊急の課題になっている。

その場合、OECDのプライバシー保護に関するガイドラインを基本としつつ、ウィスコンシン州などのCATVプライバシー保護法などを参考とすべきである。

と、郵便が直接面接による以外は視聴者や視聴者の世帯メンバーの回答を求める調査の実施。

(2m)・(除外規定)

(a) ペイ・サービスの請求書やケーブルテレビの番組リストを送付する目的で情報を利用する場合、また視聴者に情報の提供について許否を表明する機会が与えられるように書面で通知している場合、ケーブルテレビの視聴者またはその世帯のメンバーを確認できる名前や住

おわりに

今日の国や産業界を中心としたニューメディアへの技術論、市場論的な対応の現状の中で、自治体レベルでの情報通信政策を確立する必要が生まれている。

情報化の進展とともに、自治体にとって地域社会の実情にみあった地域情報通信政策を確立し、地域情報通信インフラストラクチャーを整備することが急務となっている。分権化された情報通信政策や情報通信インフラストラクチャーを考える場合に、これまでの高度成長期の都市矛盾の激化の中で、自治体を中心に様々な都市政策が形成されてきた経過を再度思い起こしてみるべきである。たとえば、公害行政を振り返れば、大都市の自治体を中心にした環境政策を受けて、国の公害行政は後追的に始められ、市民や自治体の圧力の中で諸措置がとられていったという事実がある。

今日の高度情報化社会への移行を考える場合にも、自治体レベルで地域の実情にみあった情

所、その他の情報を第3者に提供できる。

(b) 情報を受信する人間は上に明記した目的でのみその情報を利用できるが、それ以外は(2)項の対象である。

(3) (救済措置)

同法のもとでのプライバシーの侵害の犠牲者には救済の権利が付与されている。

(4) (罰則規定)

報通信システムや情報通信政策の形成を検討すべき時期にきている。そのことは21世紀の地域社会を展望する長期的な課題になるだろうが、自治体に社会システム論的な発想によって分権的な情報通信政策の確立へ向けた対応を今後期待していきたい。

なお、本報告は中間報告として『地方の時代シンポジウム』のために取急ぎまとめ、主として都市型CATVを中心に報告したものである。

同法の違反者は最初の違法行為に対して最高5万ドルの罰金、2度め以降は最高10万ドルの罰金が課せられる。

(5) 省略

主 な 参 考 文 献

- Cable Television Information Center, The Community Medium, CTIC Cablebooks, Washington, D.C.: Cable Television Information Center, 1982, 182pp.
- _____, A Guide for Local Policy, CTIC Cablebooks, Washington, D.C.: Cable Television Information Center, 1982, 131pp.
- City of Chicago, Chicago Cable Television Study Commission Report, Chicago: Chicago Cable Television Study Commission, 1982 169pp.
- City of Milwaukee, Cable Franchise Agreement between the City of Milwaukee and Warner Amex Cable Communications Company of Milwaukee, Milwaukee: City of Milwaukee, 1983, 118pp.
- _____, Chapter 99 of the Milwaukee Code of Ordinances; Cable Communications System, City of Milwaukee, 1981, 21pp.
- _____, Invitation for Application, Cable Communications System Franchise for the City of Milwaukee, Milwaukee: Milwaukee Common Council, 1981, 129pp.
- Christensen, Gary, Cable Television in a New Era, New York City: Practising Law Institute, 1983, 424pp.
- Federal Communications Commission, Federal Communications Commission: Rules and Regulations, Washington, D.C., U.S. Government Printing Office, 1982, 49pp.
- Geller, Henry, and Lawpert, Donna, Cable, Content Regulation and the First Amendment, Catholic University Law Review, Washington, D.C.: Catholic University, 1983, 28pp.
- International City Management Association, Telecommunications for Local Government, Washington, D.C.: International City Management Association, 1982, 217pp.
- New York Law School, The Process of Cable Television Franchising: A New York City Case Study, New York City: Communications Media Center, New York Law School, 1980, 107pp.
- _____, What to Do When Cable Comes to Town: A Handbook for Local Officials, Edited by Michael Botein, New York City: Communications Media Center, New York Law School, 1980, 115pp.
- San Diego State University, The Public Telecommunications Projects: Final Report and Proposal, San Diego, Center for Communications, San Diego State University, 1983, 117pp.
- State of California, State Assembly Bill No. 3312 on the Department of Communications, Sacramento: California State Assembly, 1984, 6pp.
- _____, State Assembly Bill No. 1395 on the California Telecommunications Services Corporation, Sacramento: California State Assembly, 1984, 11pp.
- _____, Access Rights to the Electronic Marketplace, Sacramento: Assembly Utilities and Commerce Committee, State of California, 1983, 76pp.
- University of the District of Columbia, Cable Television; An Assessment of Critical Issues in Washington, D.C., Washington, D.C.: Institute of District Affairs, University of the District of Columbia, 1982, 174pp.

労働者から見た

I N S のスタートと政策課題

電通労連中央本部

前調査室長 河村 昭治郎

1. 日本型高度情報通信システムの特徴

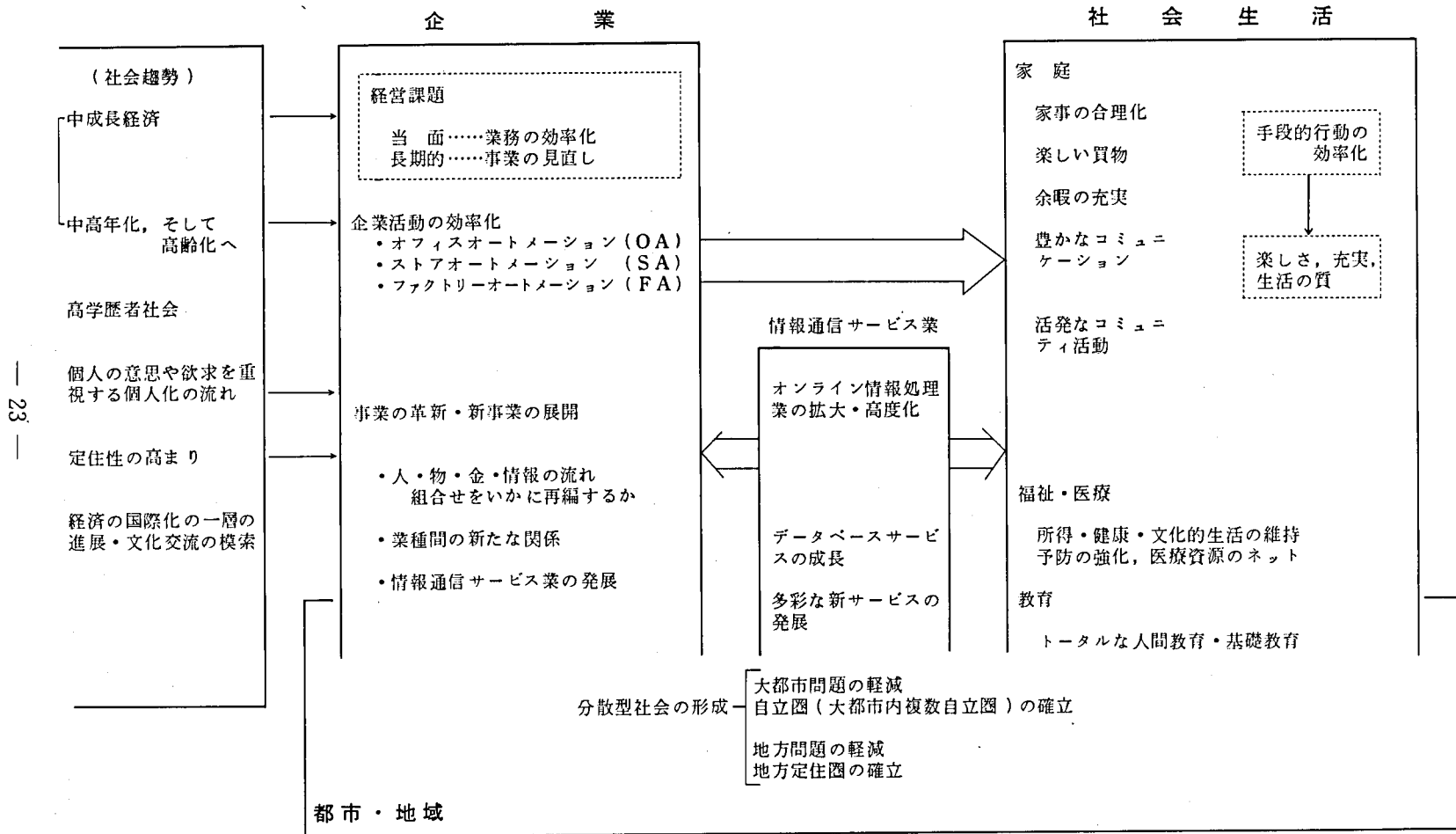
(1) 各論の時代に入った高度情報化

電々公社のI N Sの実験が9月28日午前11時から三鷹で始まるということによっていろいろとマスコミを賑わしています。I N Sの中身の問題は後で述べますが、このことのきわめて日本的な特徴としては、電気通信事業者が積極的に高度情報化へのアプローチをしているということがあります。これは世界に類例のない特徴です。80年代前半はどちらかといえば高度情報化の総論の時代でしたが、キャプテンの商用化、C A T Vや最近盛んにいわれているV A Nの自由化の問題などにみられるように80年代後半に入るに当たってそろそろ各論の時代になってきたわけです。その意味ではそれらのシステムやメディアをどのように利用するのかということをも具体的に論じなければならない時期に入っていると考えています。同時に、これまではほとんど

どが実験でしたので全部無料で利用できたのですが、今後電気通信等のメディアを通じた情報が有料になった場合に果たして日本人がどう反応するのかという点についてはまだ何のデータも存在していません。マスコミなどがI N Sに関して騒いでいますが、その部分についてはほとんど触れていない。現実には新聞やテレビなどの情報に対してお金を払っていますが、個々の情報に対してお金を払って買うというケースはこれまでほとんどなかったため、情報の有料化に対してどう反応するのかということにはまだ不明な点が多くあります。

そのような問題が前提になりますが、I N Sには単に技術的、経済的な問題だけでなく、制度的な問題も非常に多く残されています。101国会における電電改革3法案の問題も行革との関連で報道されていますが、内容的には行革よりもむしろ高度情報化社会での基盤整備、つまり独占体制から競争原理の導入による参入の自由という枠組みをつくり上げることが目的であったと考えられます。私は全電通の役員として約20年間電電公社の技術革新の問題に取り組んできました。その間いろいろな技術革新や新規サービスを電電公社は提供してきたが、いま

表1 電電公社の構想によるINSと2000年の社会



(出所: INSワーキンググループ「2000年の社会とINSの社会に与える影響」)

だかつてINSのようにマスコミを賑わしたこともなかったし、また電電公社側から積極的なPRをしたこともなかった。INSについて電電公社側はワーキング・グループをつくり、あるいは野村総合研究所などもタイアップして、単に技術的な実験だけでなく社会的な実験も計画するという形で進めていますし、いち早く実験参加者の電話番号簿なども配布をするという非常に手回しのよいことをやっています。

もう一つの特徴は、いままではどちらかといえばコンピュータや電気通信関係の雑誌や書籍が取り上げることの多かった問題を、INSやニューメディアではむしろ一般教養関係の雑誌でかなり取り上げている状況が生まれている。その底流にはINSの形成が、2,000年までに30兆円の市場になると盛んにいわれていることがあります。これは正しいいい方ではありません。現在でも電電公社は毎年約1兆7,000億円の投資をしているので、15年間、20年間になると物価上昇なども考えていけば30兆円という金額は別におかしい金額ではないが、あたかも全部INSの市場であるかのようにとらえてフィーバーしているという傾向があります。

私はこれまでINSやキャプテンを研究してきたわけですが、いずれにしてもINSやキャプテンは全電通の組合員がプログラムの作成、設計、建設、運用などを全部行っているわけです。電電公社はINSを積極的に推進する立場ですが、全電通はどちらかといえば、INSがもたらす社会的影響あるいは労働のあり方を中心に分析をするという立場に立っています。ただ、私たちは国民経済的に見た場合、どのような電気通信システムを形成するのが21世紀に向けて最もベターであるのかということはかなり早くから検討してきました。全面的な競争原理による改革よりもむしろネットワーク側にいる

んな機能を持たせるとともに、端末のコストを下げて大衆化していく方がよいのではないかという立場を最近までとってきたわけです。

ところが、キャプテンでは、ネットワーク側に機能を持たせてすべて画像等を送信しますと、確かに端末のコストは非常に安くつきますが、画面を切りかえる表示速度が非常に遅くなります。したがって、端末側にもある程度の機能を持たせ、送信側にもある程度機能を持たせるというハイブリット方式をとらざるを得ないという技術的な問題も出ています。今後の展望についてはキャプテンの端末等の技術の推移を見ないとはっきりしません。ネットワークはどのように形成されていても完全なブラックボックスであり利用者には関係ないが、端末は非常に重要な要素を占めます。端末の操作によって自分が得たい情報や結果を得られるか、また端末の操作性や価格の安さによって決定づけられるといえます。ところが、キャプテンのハイブリット方式では端末に機能を持たせることによって、価格が約2倍に上がってしまうという問題があります。10万円程度の端末が20万円程度に今日の時点ではなっています。将来大量生産すればコストが下がるかもしれないが、普及との関係、利用との関係などいろいろな問題が出てくる可能性があるわけです。

(2) 高度情報化の実験とシステム化

9月30日から始まるINSの実験では幾つかのことが試されようとしています。1つ目は、これまでアナログ網で構成されていた電気通信システムの端末、伝送路、交換器などをデジタル化することである。2つ目は、デジタルネットワークが提供するサービスの有効性と経済性の確認である。3つ目は、利用者による利

用技術がどのような形態になるのか検討することである。4つ目は、INSの特徴である情報量課金という新たな料金体系が可能かどうかを検討することである。5つ目には、電電公社関係の業務がINSの導入によってどのように変化するかを確認することです。

従来は電電公社が独自に実験を行っていたが、今回はモニターが約2,000人、情報提供業者が322人というように多数の部外者の参加を得てINSの実験を始めようとしている点に1つの特徴があります。また、バスに乗りおくれるなという風潮により、丸井、三菱銀行、IBMグループなどのグループ、さらには第一勧銀、西武、電電公社などのグループがINSの研究会を作って、それぞれの立場から実験に参加しようという動きを見せているのは、これまでの実験とはかなり違っています。

だから、INSがどのように形成されていくのかについての検討以前に、高度情報化へのステップは個々の利用からシステム化の方向にすべて向かっているという点に注目して分析する必要があるのではないかと考えています。たとえば、VAN(付加価値通信網)では結局これまで個々の企業で利用されていた膨大な数のコンピュータを1つのネットワークに接続することによってシステム化するという傾向が非常に強く出ています。あるいは、ファクシミリ・ネットワークやファクシミリ学習塾などという形でファクシミリがシステム化されていくとみられています。ところが、高度情報化社会のシステム論はまだ社会科学的には明確ではありませんが、システムとして形成される場合には必ず統合の論理が働くわけです。VANが発展すると大企業から中小企業まで1つに系列化される傾向が最近みられるようになってきています。これまでは大企業、中小企業という形態はどちら

かといえば金の流れや資本の系列によって形成されてきたが、VANでは必ずしも資本系列ではなく、1つの業種別のネットワークがあって、それに従って系列化されるという傾向が生まれています。そのような意味で、ただ単に利便性や技術的可能性を検討すればよいのではなく、システム化を念頭に置いてINSの導入を分析するのでなければ、今後様々な問題が出てくるのではないかと思います。

INSは北原安定電電公社副総裁が数年前に唱えたのですが、INSの理念は、21世紀へ向けてネットワークをより安く、より便利で、豊富なサービスを提供できるものにする、そして料金も距離に関係なくいつでも公平なサービスを提供できるものにするために1つのネットワークを作り上げていくというものです。このような理念がなぜ出てきたのかといえば、北原副総裁の生き方にも相当関係しています。世界の先進国の中でオンライン情報処理(データ通信)を電気通信事業者が行っている例は他にほとんどなく、ほとんどの場合コンピュータ業者が回線を電気通信事業者から借りて行っています。

ところが、昭和40年代の初めに北原氏が積極的にデータ通信に取り組むことを始めた、すなわち電気通信事業者が情報処理事業に進出するということを始め、それ以降電電公社は技術的な蓄積を行ってきたわけですが、そのことは日本の電気通信の法体系によって支えられてきた側面があります。たとえば、全国銀行協会の為替交換システムやキャッシュ・ディスペンサー(CD)などは、全部他人の通信の媒介ということで、電電公社以外には禁止されているという条件を利用しました。そして今日のVANやオンライン情報システムを電電公社が積極的に推進してきました。しかし、必ずしも初めから国

民のニーズがあったのではなく、意図的にシステムを作ってきたわけですから、いろんな試行錯誤が行われたわけです。全電通にとってもこのことによる作業領域の拡大という面があるので、一定の条件は持ちつつも推進に協力してきました。そして今日、約1万人の公社職員がオンライン情報処理関係の仕事に従事しているという状況があります。

2. 高度情報化と電電公社

(1) 高度情報化の目的

INS実験の1つの目的はデジタル化することであり、デジタル化によってサービスが非常に安くなるという面があります。また、デジタルの特性として、データ(情報)の蓄積が比較的簡単に行われることとなります。たとえばデータを交換器の中に蓄積しておいて、同時に何十ヶ所にも同じ情報を送信することができるというデジタル技術特有のものがあるわけです。それを発展させてきたのがLSIと光ケーブルという技術です。したがって、LSIなども電電公社が積極的に技術開発しています。厚木研究所では世界最高水準のLSIなどの研究を行っています。光ケーブルも筑波研究所で電電公社特有の開発を行っているということで、それらの技術を利用してデジタル化を達成しようとしているわけです。

現在、電電公社が提供しているサービスには電報・電話、加入通信、ファクシミリ、データ通信というものがあるが、これらはすべて一つのネットワークが違い、料金もすべて違っ

ています。これらのばらばらのサービスをデジタル・ネットワークで統合するということが2つ目の目的です。すなわちISDN(デジタル統合網)を形成することです。

3つ目は、ネットワークの高度化であります。蓄積交換技術を利用して、たとえばスピードが違う通信を相互にできるようにすること、ファクシミリサイズが異なったままでも相互に送受信できるようにすること、あるいは異なったコンピュータの相互接続ができるようにすることなどのネットワークの高度化を行うことです。すなわち専門的に言えば、スピード交換、サイズ変換、プロトコル変換、メディア変換といった通信処理を行うということになります。

4つ目には、料金体系を一元化するという目的があります。すなわち、現在の料金体系はばらばらであり、料金の遠近格差は1対40程度になっていますが、これを距離に関係なく、どちらかといえば全国均一料金制度に近づけていく意図があるわけです。そのためには現在のような距離と時間によって課金する方法をやめて、情報量によって、すなわちビットの単位によって料金を決める「ビット課金」、情報量課金を研究しようということがあります。5点目としては、情報処理とINSネットワークを融合させようという目的で、コンピュータとネットワークを結合したオンラインサービス、あるいは動画の送受信のために情報処理と電気通信の結合を計画しています。

(2) 高度情報化と電電公社の対応

INSのこのような意図が今度の実験により直ぐに全部ができるわけではなく、21世紀までの期間に段階的に達成していくことを計画しています。今度の実験では、現在のアナログ電話に

表2 新情報通信サービス業の発展

	5 年 以 内	5 ～ 10 年	10 年 以 降
ネットワーク サービス業	□ VAN	□ 電子メールサービス	□ 遠隔会議システム（時間貸しによる 共同利用型）
オンライン情報処理業	□ 社内データベース（代行）		
オンライン情報提供業	□ } キャブテンシステムのIP □ } （情報の提供）	□ 家庭向け情報提供システム （情報の提供） （除くキャブテンシステム） □ } テレソフトウェアの提供 □ } （オンラインによるソフト販売）	□ } VRSのIP（情報の提供） □ }
オンライン情報分配業		□ データベースサービス（ディストリビュータ）* □ ホームショッピングサービス （ディストリビュータ） □ 予約システム（ディストリビュータ）	
情報コンサルティング業	□ データベースの検索代行		
ソフト開発業	□ } パソコンユーザーへの □ } アプリケーションサービス □ LANの開発設計・請負	□ 企業間ネットワークの開発設計・請負	
パッケージ情報提供業		□ } ビデオディスクを利用した商品などの □ } カタログ発行	

注1) 事業として成立する時期を基準とした。

注2) *欄のサービスの最終顧客としては、家庭も含まれるが、ここでは顧客をIPとして□とした。

(出所) 情報サービス業、キャブテンシステムのIPなどへのインタビュー調査

(出所：INSワーキンググループ「2000年の社会とINSの社会に与える影響」, P204)

□ ……主として企業マーケット
□ ……主として家庭マーケット

対してデジタル信号を用いた電話を実験することによって、たとえば電話機に発信者の番号表示や電話機の料金表示ができるわけです。あるいは、テレビ会議による遠隔地の会議を実験しようとしています。さらには、数秒間で送れる超高速のファクシミリの実現を計画しています。また、磁気ディスクを集中化して全部のワープロを電気通信回線で接続、最終的にはワープロ同士送受信ができるようにする計画があります。これは情報が貯蔵できるので、必ずしも即時性を持たずにある時期に引き出すことができるという「日本語文書通信処理」を実現していく計

画であります。それから、データ通信サービスを行う計画があります。キャプテンは実験ではなく、本年の11月からサービスが開始されるのですが、キャプテンの静止画像を動画にして音声も出るという形で、画像応答システム(VRS)のサービス実験を行うということもあります。

電電公社側がこのようなサービスを行います。システムには情報提供者がいろいろな情報をインプットすることになっています。画像応答システムなどにどのような情報をインプットするか、あるいはキャプテン・サービスを利用

表3 情報通信システムによる事業変革

要素の変化		例
人	人の移動の電気通信への代替	店頭ショッピング……→ホームショッピング
物	物の輸送の電気通信への代替	磁気テープ輸送……→ファームバンキング (企業から銀行へ)
	商品の情報化(商品別符号付与による単品管理)	販売時点情報管理 (POS)
金	キャッシュレス化(キャッシュ移動の情報移動への代替)	クレジットカード
情報	情報の移動の電子化	店頭での商品情報提供
	情報商品生産の電子化	家庭への情報提供 (ホームショッピングシステム等) 百科事典・新聞等の電子編集システム
輸送関係	輸送機関の情報管理	トラック運送業の運送管理システム
通信メディア	通信メディアの高度化	電話による残高照会
		キャプテンシステム等による照会

(表-3) 情報通信システムによる事業の変革の代表例を「人」、「物」、「金」、「情報」(及びそれらのメディア)という基本要素に着目してまとめたものである。

(出所: INS ワーキンググループ「2000年の社会とINSの社会に与える影響」, P67)

した座席予約、ホーム・バンキング、ホーム・ショッピングなどにどのように利用するのかということで、ソフトウェアを全部参加者が提供する実験として行われることになっています。

したがって、INS実験によってどのような結果がもたらされるのかという点はまだ明確ではないわけです。いずれにしてもINSは単なる電気通信で情報を送るだけのシステムでなく、情報の加工をサポートするシステムですが、このことに対して電気通信事業者がそこまでやるのは行き過ぎではないのかという声が生まれています。情報の加工は、コンピュータ会社、データ処理会社、計算センターなどの情報処理会社が行うべきサービスであり、電電公社がそのようなサービスを提供するのは民業圧迫であり、したがって電電公社はそのようなサービスにまで手を伸ばすべきではない、という批判もでています。

たとえばアメリカの場合、IBMとATTというコンピュータ事業者と電話事業者間では明確にジャンルが違っているが、日本の場合、日電や富士通などの電気機器メーカーはコンピュータや電話機を製造し、電話機や交換器を電電公社に納入しています。その交換器やコンピュータの研究は電電公社と協同で行っているため、日電や富士通は電電公社に余り強いことが言えない立場にあります。つまり、基礎研究を全部電電公社と協同で行っているため、電電公社に情報処理から手を引けということになると、自分たちで基礎研究費から全部支出をしなければいけないこととなります。そこで共存共栄でにやっぺいこうという形でINSの実験にも参加をしています。そのことによって自分たちが製造した機器が売れることにもなるので、民業圧迫論も余り強く出てこないという状況で電電公社がINSを推進する形になっています。

(3) デジタル通信化と情報ネットワーク

INSはこれから実験が行われようとしていますが、ソフト面、ハード面ともに着々と形成されてきています。このシステムの整備にはデジタル・ネットワークが必要であり、光ケーブルを北海道から九州まで、あるいは都市間に敷設し、さらにデジタル交換器を開発して、現在のクロスワード交換器と逐次取り換えていくというネットワークのデジタル化が進められています。昭和61年度頃には関東や近畿などの地域間の通信がすべてデジタルで行えるようにし、62年頃からは市制施行地でもデジタル通信ができるようにするという計画でデジタル化が非常に推進されています。したがって、サービス内容はまだ実験段階だが、システムの形成というハード面ではすでに着々と整備が進められているということです。この点は余りマスコミも取り上げていないのでほとんど気がつかれていない点です。

デジタル化によって、情報の伝送コストがアナログ方式に比べて大体30%から50%程度安くなると言われています。だが、光ケーブルによって大量の情報を送ることが可能になるので安くできるというのはマスコミが作り上げた話であり、1つしかない情報を光ケーブルで送ったらものすごく高くつくことになります。大容量の情報を非常に速く切り刻んで光で送るから安くなるのであって、切り刻む率が極端に少なければ極端に割高なものになります。つまり、光ケーブルだからコストが安いのではなく、光ケーブルを使って大容量の情報を送ると一単位当たりの情報が安くなるということです。したがって、東京・大阪間のように大容量の情報がある区間を現在のメタリック・ケーブルでなく

表4 家庭向け情報通信サービスへのニーズ

()内は%

	～ 50 % 未 満	50 % ～ 70 % 未 満	70 % 以 上
健康・医療			健康・医療・応急手当の情報 (85) 病院・医者・休日診療等の情報 (80)
家事・買物	ホームショッピング(注文・購入) (41) 希望条件に合った貯蓄プラン作成 (36)	料理のつくり方, 献立, 栄養価等 (女性のうち 63) 商品情報(銘柄, 特徴, 価格等) (53) 小売店案内・バーゲン・安売り案内 (56) ホームバンキング(送金, 振込, 貸付) (58)	役所の証明書等の入手 (73)
レジャー・移動		目的地, 関心のある地域の地図(68) 時刻表(列車, 航空機, バス) (68) 予約状況照会, 座席予約 (67) 交通情報(道路, 航空機) (65) 最適ルート・交通機関指示 (65) ホテル・旅館・レンタカー予約 (65)	天気予報(任意の地域の) (80) 行楽地, 旅行先, 宿泊先情報 (71)
趣味・教養・学習	教養講座・技能講座情報 (46) 教育・教養施設(学校, 文化教室, 塾等)の情報(43) 受け答えしながら(双方向)学習 (48)	映画, 演劇, 美術展, 試合等の情報, 座席予約 (55) 好きな音楽を自由に (68)	
映像番組		最新のスポーツニュース (58) 生中継番組(スポーツ, 劇場) (69) レッスン番組(教養・趣味・料理・コンピュータ等) (56)	見たい映画が自由に (80) 見忘れたテレビ番組, なつかしの番組 (82)
ニュース・お知らせ	地域の催物(お祭り等), 地域ニュース, 施設(体育館等)の案内 (46)		ニュース (78)

(表-4) 娯楽番組, 健康・医療, 在宅公共サービス利用, 旅行・移動情報, ニュースなどへのニーズが高い。ホームショッピング, 地域情報などへのニーズは相対的には低い。ホームバンキング, 催物の座席予約もあまり高くない。

(出所: INSワーキンググループ「2000年の社会とINSの社会に与える影響」, P106)

光ケーブルで送れば一単位当たりの情報コストは安くなるのですが、デジタルでない限り情報を切り刻めないわけです。だから、最近新聞紙上を賑わせていますように、京セラの第二電電が東京・大阪間で電電公社の対抗馬として名乗りを上げていますが、東京・大阪間に光ケーブルを敷いて電電公社と対抗するのかと考えていたら、光ケーブルは極めて高くつくのでマイクロウェーブの導入を考えているようです。土地代を除いても東京・大阪間で光ケーブルを使ったサービスを実施しようとすれば約450億円の初期投資が必要ですが、これをマイクロウェーブで飛ばせば150億円程度で済みます。したがって、光ケーブルは安いという説は完全に神話です。

テレビ電話などの動画サービスのような大容量の帯域を必要とする通信は、現在のメタリック・ケーブルでは到底できず、光ケーブルを必要とするわけです。しかし、現在光ケーブルは1メートルが350円程度かかります。ここ数年間で各家庭までマスコミが騒いでいるようにサービスが普及するというにはコスト的にみてならないわけです。電電公社は5年後に1メートルを30円程度にしたいと言っていますが、それでもまだメタリック・ケーブルの1メートルが10円よりも高くつきます。それを横浜市内全域に張りめぐらすということになれば大変な費用がかかることとなります。だから、そう簡単に全家庭に普及するという状況にはならないわけです。いずれにしても、デジタルの利用によって、大容量の情報を送る区間は非常にコストが安くなり、磁気ディスクに情報を貯蔵しておくことができ、必要な時に必要な情報が引き出せるということになります。

3. 高度情報化の展望と問題点

(1) 高度情報化と地域

INSが今後どのように形成されていくのかについては、今後2年半の間実験が行われ、同時に85年に開催される筑波万博で一般市民の前に展示するという形をとるとみられています。そして、逐次ネットワークのデジタル化を行って、昭和60年頃には約480の主要幹線でデジタル化を進め、都市間のサービスが61年、62年と行えるようになり、最終的に70年頃には電話、電報、データ通信などのほとんどのシステムが統合されることになっています。画像ネットワークのためには非常に広帯域が必要であり、これを統合することは非常にむずかしい問題があります。現在は検討課題ということで、画像は画像ネットワークとして敷設していくわけですが、最終的には昭和75年には全体のINS網が完成されるという幾つかのステップになっています。それと同時に、時間と距離を超越した料金体系にすることがあります。

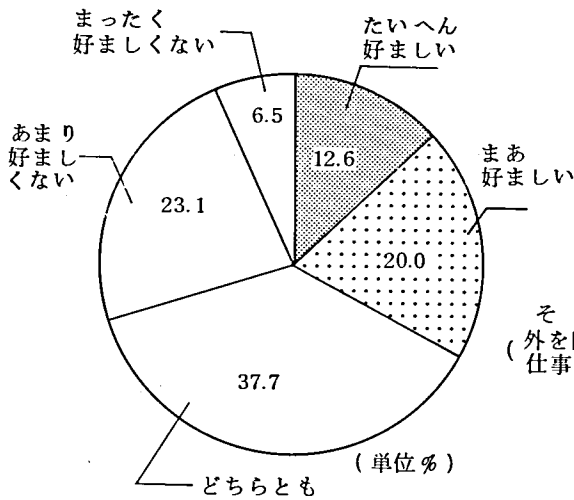
多くの組織がINSを利用しようとして実験に参加していますが、INSに対する地方自治体の関与について電電公社は余り発表していません。神奈川県「湘南国際村構想」では、国際会議場、博物館、ホテルなどの国際交流の拠点づくりに高度通信技術を使いたいという意向があります。千葉県でも幕張に高度情報企業を集中したセンターを建設したいという構想があります。長野県では大都市との生活文化上の情報格差を埋めるために、あるいは行政事務に利

表5 在宅勤務の制約要因

(業務上)	集団主義に基づいた業務遂行がしにくい。 従業員間のコミュニケーションギャップが生じやすい。 評価や管理がしにくい。
(勤務者の意識)	自己管理が難しい。 孤独感に陥りやすい。
(家庭との関係)	家庭に負担がかかりやすい。
(物理的制約)	住宅が狭く勤務スペースを確保しにくい。

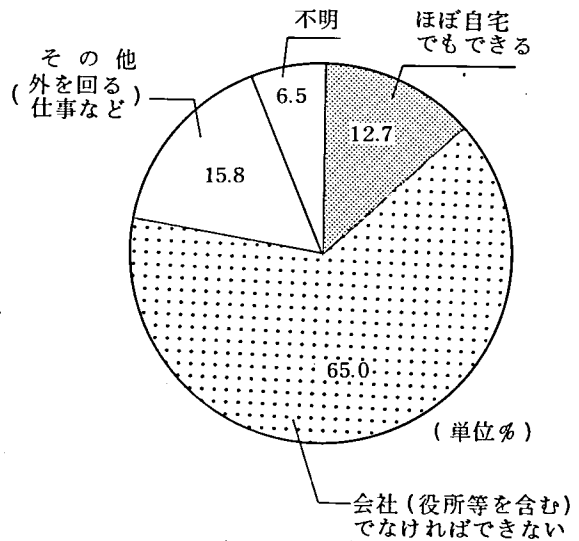
(出所: INS ワーキンググループ「2000年の社会とINSの社会に与える影響」, P 45)

図1 在宅勤務に対する評価



(出所) 「電話と暮らしに関するアンケート」 (以下では「生活者アンケート」と略す)
 (15~59才 男女 3,000人, 面接法, 1983年5月実施)

図2 現在の仕事の性格 - 在宅でできるか



(出所) 「生活者アンケート」

用したいという構想があります。北海道では「横路INS」ということを考えて、一生懸命にやっています。いずれにしても、自治体の対応には農業や過疎地の情報格差をなくしていくために利用する動き、広域行政のためにINSを利用する動き、工業開発やテクノポリスなどのためにINSを利用する動きなどがあります。さらに、都市型システムとしてINSの技術を導入する動きもあります。また、新都市開発ということで、最近東京との落差が非常に大きくなっている大阪、近畿圏での「新近畿圏研究都市開発」の中でも高度通信技術を導入しようとしています。しかし、まだこれらの動きがどのようになるのかわからない状態です。電電公社もこれまでにない程色々な検討を行っています。これまで電電公社はどちらかといえば技術オンリーできたのですが、野村総研と一緒にワーキング・グループで「2,000年の社会とINSの社会に与える影響」という分析をしています。たとえば、INSにより在宅勤務が可能になるということをマスコミが流していますが、電電公社は在宅勤務について世論調査を実施し、あるいは、企業に在宅勤務が可能なお仕事があるのかどうかについて調査を実施するという形で、全般的にINSの利用方法を研究をしています。INSにどのような問題点があるのかということについて、これまで考えてきたことについて報告してみたいと思います。

(2) 情報化社会と地域間格差

21世紀に向けたINSの形成を考える場合、どのベクトルをとるのかということが非常に重要なことです。長洲知事がかつてそのことを教えてくれたのですが、どちらのベクトルでシステムを形成していくのかということは非常に重

要です。システムというものは一端形成されるとそれを作り変えることには困難が多いわけです。電気通信システムだけでなく、すべてのシステムにはそのような傾向があります。したがって、情報システムの形成に十分な問題意識を持って当たる必要があるが、依然として送り手の論理がすべてに先行している傾向があります。電電公社、マスコミ、全電通も送り手の一員であり、さらに各種の研究会や諮問委員会はみんな同じようなメンバーによって構成されています。だから、私はこれを「金太郎あめ」と呼んでいます。どこを切っても同じような顔をしているわけです。この10年間そのメンバーはほとんど変わっていません。送り手の論理でいつまでもそのようなことを許しておいてよいのかどうか。やはり受け手の側がもっと声を大にして、このようなシステムをつくれ、あるいはそのようなことをしてもらっては困るという主張をしていくことが基本だろうと考えています。

技術的には情報格差というものは解消できるが、そのことが地方への分散、地方分権に結びつくのかどうかという研究は未知数であります。つまり、神奈川県の場合は東京に非常に近いので、図書館や博物館のような施設は非常に少ないが、東京の施設利用が可能です。そのような意味で首都圏の一環として東京と同じような情報に接することができるが、九州や四国ではそのようなわけにはいきません。情報格差というものには相当あるが、INSが形成された時の地方分権の可能性については非常に疑問に思っているわけです。新幹線が開通する前、大阪は産業的にも行政的にもかなりの力を持っていたが、新幹線が開通してから本社機能や中枢機能は全部東京へ集中して、大阪の地盤はどんどん低下してしまいました。あるいは高速道路ができると、地方に物資がどんどん輸送されるよりも地方の

表6 高度情報化による問題の背景

問 題	問 題 の 背 景
A 情報負荷の増大	(a) 情報の多様化
B 既存権威の拡散・低下	
C 子供等の好ましくない情報の流通	
D 情報に対する過剰反応 (個人・企業・政府……)	(b) 情報利用の容意化
E 企業・個人に対する管理統制・情報の権益化	
F 情報利用力の差による社会格差の拡大	(c) 情報利用による成果の向上
G 不適応者・トラブルの発生	(d) 情報・通信機器の利用機会が増大
H 事故・犯罪等に対する社会の脆弱性	(e) 情報・通信システムの大規模化・複合化
I 不適切な利用による弊害	(f) 情報・通信システムを媒介とした情報の増大化
J 人間の発達段階への影響 人間の心理・思考・能力の変化	断片的、一面的情報の流通 標準化、規模化された情報の流通 擬似環境の肥大化
K 国土利用・大都市問題の悪化	(g) 立地条件の変化
L 雇用問題	(h) 生産方式、産業構造の変化
M 柔軟的対応の困難	(i) マニュアル化の進行 (j) インストラクチャーとしての情報通信システム整備
N 情報の国家間流通の問題	(k) 国際間の情報流通・相互依存の拡大
O 人間関係・企業間の変化	(l) 情報の流れと他局面(金・物等)の分離

I. 高度情報化のもたらす効用

II. 情報・通信システムの社会への広がり

III. 社会のしくみや姿への影響

(出所：INS ワーキンググループ「2000年の社会とINSの社会に与える影響」, P 218)

人がどんどん東京へ流入してくるということになって、逆に集中化が非常に促進されてきたという事実があります。そのような意味で新幹線と同じではないが、情報というものを十分に低コストで地方に格差なく伝達できるようになった時に果たして分権が実現するのでしょうか。やはり、そのような情報をインプットするのは東京や他の大都市になるのではないか。地方で情報をインプットして大都市がその情報を引き出すというケースは非常に少なく、地方が大都市の情報を受信するために使われる可能性が大きいのではないか。だから、地方の時代に相応しいようにいかにうまく情報通信システムを構築するのかということが問われていると思います。

(3) 情報化の進展と料金制度

その点と関連して、情報を送受する際には料金が非常に重要な問題になります。現在のように料金格差が大きければ、地方にとって情報を取りにくいという状況が生まれます。このような点から北原副総裁はビット課金を実施したいと言っていますが、確かにデータを送受する場合、ビットで簡単に情報が伝達できるようなもの、たとえば現在データ通信を利用している為替交換や各企業のコンピュータ間の接続などの料金はかなり安くなり、格差が解消できると考えられます。ところが、電話など音声の料金をビット課金方式で行うともものすごく高いものになるわけです。つまり、音声には非常にむだがあります。コンピュータ間の通信では数ビットから数十ビットのやりとりですべて単位当たりの情報が送受できるが、音声の場合は64キロビットも必要であり、1ビット当たりの料金を決めると大企業にとっては非常に安く通信でき

るが、市民の音声通信は物すごく高くなるという問題が出てきますので、ビット課金はまだ未解決の問題となっています。

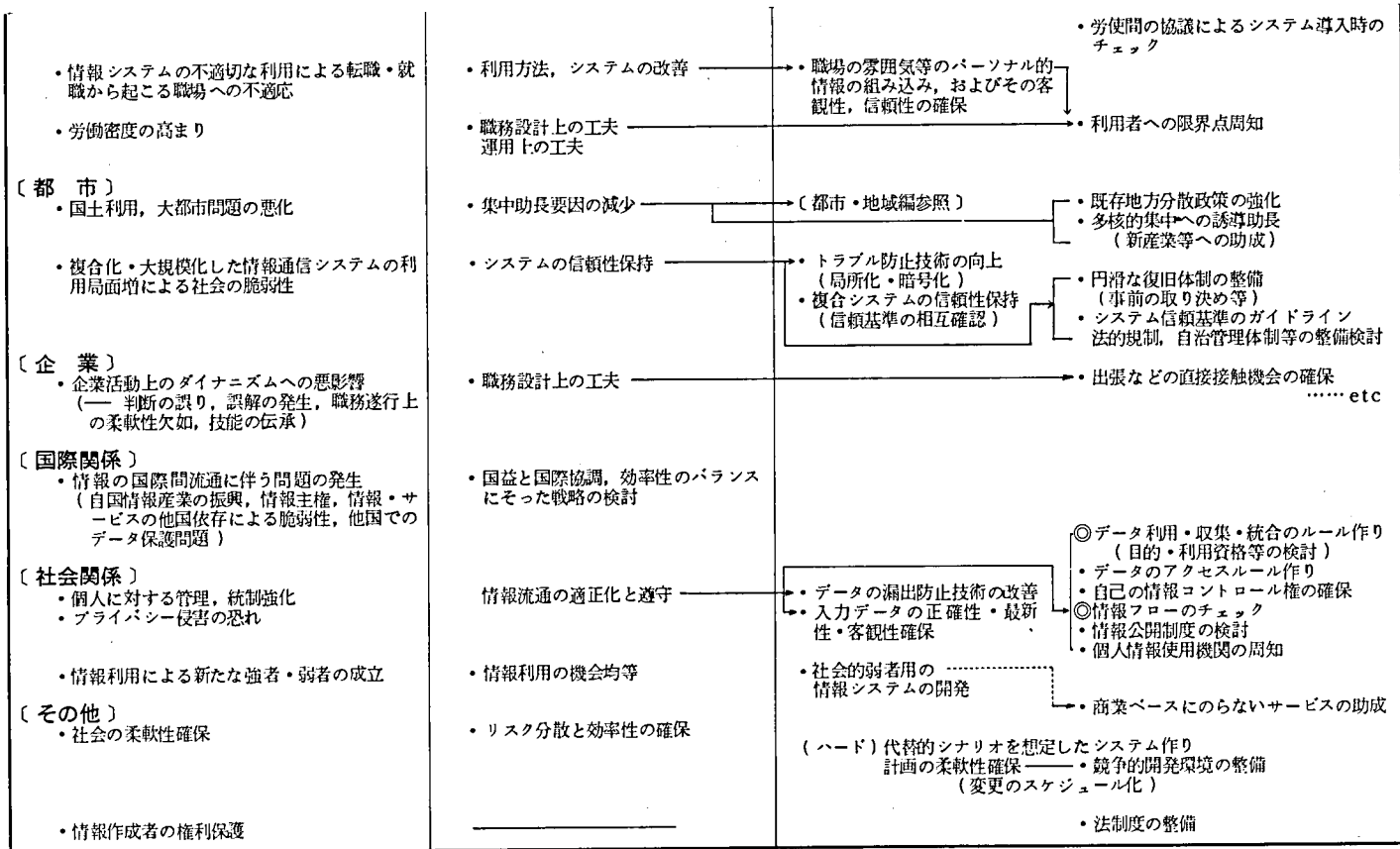
つまり、電話を含めた情報量課金についてはまだ未解決ですが、個人的に言えば、音声を含めたビット課金は不可能だろうと思っています。したがって、料金については距離との関係が盛んに問われていますが、むしろ地方の時代であるならば、地方における料金を問うべきではないかと考えています。通話の流れを分析しますと、札幌などでは圧倒的に東京との通話が多いのですが、仙台の通話を見ると、東北各県との通話が多いわけです。そのような意味で、一つの経済圏や生活圏がある程度地方に形成されているわけです。したがって、そのような生活圏毎に一つの料金を設定していくという方法をとればよいのではないかと考えています。そのためにはイギリスで実施されているグループ料金制というものを検討する必要があります。亀の甲式に1つ飛びに料金を設定することによって、道一つ隔てて料金が異なることは起こり得ない体系ができるわけです。したがって、経済圏や生活圏に合わせた料金体系を設定することによっていろいろな情報の利用を便利にできるようにすることがあり、そのような使い方を考えるべきではないだろうか。

(4) 高度情報化と労働側の対応

3つ目には、人と人との触れ合う機会の減少についてどう考えるのかという問題があります。便利であるということで済ませてよいのかどうか。たとえば横浜市の能見台にロボットを導入しているスーパーがあります。三重県にも無人のスーパーがあり、夜間にスーパーのコンピュータにプッシュホンを使って注文しておけ

表7 高度情報化によって生ずる問題と対応

〔配慮すべき問題の具体的あらわれ〕	〔 対 応 策 〕		
	〔 具 对 的 对 应 例 〕		
	〔 究 極 課 題 〕	〔 システムの改善 〕	そ の 他
〔人間心理：発達過程〕 ・人間の能力バランスの変化 ・人間の思考や意識への影響 ・自閉的・現実逃避型人間の増大 ・アイデンティティ不安	<ul style="list-style-type: none"> ・個人々人、企業、学校等における対応（直接体験の確保等） ・新タイプ人間の有効活用 ・情報識別力の養成 ・判断基準の養成 		<ul style="list-style-type: none"> ・周知努力 ・第三者的機関による情報の監査制度の検討 ・学校教育レベル、成人レベルの「情報利用教育」
〔教育〕 ・画一教育、評価：人格教育への悪影響 ・学習者との信頼関係への問題	<ul style="list-style-type: none"> 教師の主体性確保 多様なプログラム開発 範となりうるものの再確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・平易なプログラム開発言語 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師の研修体制整備 ・適応範囲の検討（年齢、教育分野） ・情報フローの社会的コントロール ・リカレント教育の充実
〔コミュニティ・政治・行政〕 （例）コミュニティの場合 ・住民意志に対する行政・政治サイドの過剰な反応 （行政側の過剰反応）	<ul style="list-style-type: none"> eg. コミュニティーの場合 住民の自治意識高揚 行政の主体性確保 		
〔家族〕 ・親子間のギャップ拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな家族像の模索 ・親の尊厳確保 	<ul style="list-style-type: none"> 中高年代向けの機器開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・別居者について一直接接触確保の努力 ・リカレント教育の充実
〔生活行動〕 ・金融、ショッピング等におけるトラブルの発生（使い過ぎ、誤操作、etc.）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> （ハード）操作性の工夫 （ソフト）トラブル防衛策の工夫（eg. 限度額表示） 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動 ティーチングの充実 ・法制面の検討
〔医療〕 ・医師の情報通信サービスへの過度な慣れ・マニュアル的対応の恐れ ・医療関連情報の洪水による混乱	<ul style="list-style-type: none"> ・討論等の機会の確保 ・適切な情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> ・医師の討論機会の提供 ・情報のオーソライゼーション体制の整備（中立的な権威のある機関による情報の提供）
〔産業〕 ・情報化による企業間格差の拡大、業界再編成（中小零細業者と大企業間格差拡大、データベースの確立化した業界への参入困難など）	<ul style="list-style-type: none"> ・情報利用機会の均等 ・中小企業保護政策の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> ・データの排他的利用チェック検討 ・共同利用の促進 ・中小企業向け情報コンサルタントや情報サービス業者の助成
〔労働〕 ・産業構造、職務内容の変化による失業・職種転換、転職問題	<ul style="list-style-type: none"> ・労働供給の適応 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用情報システムの整備 ・簡易な操作によるシステムの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・職種転換教育 入門的コースの充実 旧技能とのミクス ・多技能的CDPの実施 ・準高等的「技術」教育機関の充実



（コメント） 左側に具体的な問題を列挙した。右側はそれぞれの問題への対応策である。

対応策の中身としては、まず空想的に求められる課題を示し、次に、当面の具体的な対応例（システム上の対応とその他の対応）を掲げている。

（備考） この中には立場や考え方によっては、一概に問題として認められないものもある。しかし、これらもプラス面を引き出すためには何らかの対応が必要とみられるため、ここに含めた。

（出所） INS ワーキンググループ「2000年の社会とINSの社会に与える影響」、P 220～225）

ば、明日の夕方には全部品物が届くという完全に無店舗販売となっています。店舗を持たないというメディアの利用を容認するののかという問題です。ところが、そのような点も世代によっては全然受け取り方が違うわけです。私が見て人間の触れ合いからこの程度までは容認できると考えるのと、私の子どもの考えでは全然違ってくるわけで、その辺はやはり年齢階層による検討が必要ではないだろうかと思います。

その点と関連しますが、LANという言葉が出てきて地域情報ネットワークが計画されたり、あるいは工場、オフィスの中でのネットワークがやはりINSと同じようにつくられようとしています。企業や地域で作られる情報処理ネットワーク、企業INSや地域INSなどの構築は、地方自治体の例でも説明したような形で検討する必要があります。したがって、全電通としてもこの問題に取り組みますが、自治体関係者も電電公社のINSの実験について社会的なデータや経済的なデータをどんどん公開させる運動を行う必要があると思います。私たちは内部にいるので、そのようなことはなかなかできない状況にあります。やはり外部の人達がそのようなデータを要求しないことには電電公社も実験に参加している電電公社以外のグループも企業秘密だと言って公開しないのではないかと考えています。データを公開させて、それに対してどんどん意見を出していくことが必要になっている段階ではないかと思っています。

さらに、労働者側から言えば高度情報化が労働者の雇用にどのような影響を与えるのかという深刻な問題があります。そのことは単に全電通の労働者の雇用だけではなく、たとえば神奈

川県にも多くの電気機器メーカーがありますが、それらの電気機器メーカーの雇用にどのような影響を与えるのかという問題を検討する必要があります。あるいは、情報処理技術者は圧倒的に未組織労働者が多く、労働者側から見れば組織化されていない中で、労働条件がどんどん低下しているという問題があるわけです。したがって、そのような問題を解消させなければならぬという課題があります。そのような意味で、INSやキャプテンは幾つかの問題点を抱えています。

最後に皆さんに理解をしていただきたいことは、行革の中で電電改革法案が電電公社の分離、分割、民営化という問題を出したのですが、これに対して全電通は無原則的な競争体制の中で電電公社を分離、分割、民営化することには問題があるという考えで国会を通じていろいろ行ってきました。その結果、民営化は食いとめられませんでした。電電公社の分離、分割という問題については一応食いとめることができました。INSは今後皆さんの意見を積極的に出してもらってよりよいシステムを作っていけばよいわけですが、電電公社の分割は行うべきではないと考えています。仮に電電公社を電力会社のように分割した場合には、情報システムがばらばらに形成されることとなります。国民の共有財産としての21世紀に向けた情報システムを作っていくという立場から、ぜひ建設的な意見を皆さん方の中で検討していただきたいと思います。

(84年9月27日の第2回「高度情報化社会と自治体の役割」研究会での問題提起を編集収録したものです。文責は編集者にあります。)

情報化社会の自治体行政への インパクト

横浜国立大学

緒形 昭 義

1. 高度情報化と経済社会の変化

(1) 高度情報化の進展と政策的フレーム

高度情報化社会の到来がいらわれていますが、今日はそれが自治体行政にどのようなインパクトを与えるのかについて、なるべく落ちがないように考えていくためのフレームを作って報告してみたいと思います。社会の情報化が自治体の行政へインパクトを与える場合に、まず大きく2つに分けて考える方がよいだろうと思います。

一つは、情報化社会といわれているように、社会全体が情報化することによって、新たに生じてくる行政需要の問題があります。つまり社会のニーズの変化から必然的に出てくるものであり、それは当然新しい行政ニーズとして対応しなければいけない問題です。もう一つは、行政自身が直接受けるインパクトがあります。例えば、行政事務をコンピュータ化するとか、オ

フィス・オートメーションが行政の中に入り込むとか、ハイテク技術の可能性が直接行政にインパクトを与えるという問題です。

社会全体が変化することによって、行政に対してどのような問題点が出てくるのかという点を第1表に整理してみました。第1表の縦軸では項目として経済、産業、雇用、教育、文化、医療、福祉、その他家庭生活や地域生活がとりあげられ、横軸には、高度情報化の内容として産業の情報化と情報の産業化の問題を取り上げています。産業の情報化とは、ある仕組みそのものが情報化し、その中でいろいろな新しいものが出てくるということであり、情報の産業化とは情報自身が企業化されたり、産業化されるということです。

(2) 産業・雇用への影響

全体の経済的な変化の中でよくいらわれているのが経済のサービス化とソフト化(S S化)ということです。サービス化とはサービス産業の比率が大きくなっていくことであり、またソフト化とは新たにソフト産業が出てきて、それが重要になってくることです。

具体的な企業や産業で、どのようなことが起こってくるかということを考えてみると、O A (事務のオートメーション化)、F A (工場のオートメーション化)、F M S (Flexible Manufacturing System)などがあります。今までの工場の機械というものは、比較的同じものを多量に生産することに向いていたわけですが、コンピュータや情報処理技術の発達にもなつて、新たに出てきたF M Sは、同じ工作機械で非常に違うものを少量だけ生産し、大量生産でコストダウンするのと同じぐらいにそのコストを下げるといふ新しい生産方式です。またP O S (Point of Sales System)は大手の物販企業などが使っているシステムですが、実際に物を買った時点でレジに打ち込むと、それがすぐ在庫調整のデータや仕入れデータ、顧客ニーズに関するデータになるという総合的なシステムです。

「くろねこやまと」に代表される宅配システムは、コンピュータで非常に小口の多様な方向への品物を、即時にまとめて同じ方向へ持っていくというシステムのことで、す。だから、これまでの品物の輸送のように、同じ梱包をして、同じ方向の貨物に乗せて運ぶという格好ではなくて、非常に細かい品物をいろいろな場所にすばやく運ぶことができるシステムがはじかっています。これはある産業の中で情報処理がハイスピードにできるようになったことによつて可能になったと考えられます。

これらの動きに関してプラス面とマイナス面を評価しなければなりません、これは情報化に伴う光と影の部分をはっきりとすることでもあります。プラス面としては省力化や効率化といふことがあるわけですが、その反面、システムとしてはなるべく大きな網でコントロールしなければならなくなるので、系列化の進行が当然起

こつてきます。系列化、集権化、巨大化も効率化や省力化という点ではプラスの面もあるわけですが、系列化されていない企業やシステムの入っていない企業との企業間格差はますます拡大していく可能性が大きいように思ひます。現在でも、全国的な物販システムを使うことによつて、大体どこへ行つても同じようなものが提供されています。地域のニーズが今日非常に画一化されてきたこともあり、ますます地域性が無視されてくることが出てくると予想されます。

それにシステムの脆弱性の問題がマイナス面として考えられます。要するにシステムが巨大化することによつて、その土台の部分が一端壊れると、全体が非常に脆くなり、いろいろな種類の事故が発生しやすくなるという特徴が生まれます。また、システムのメカニズムがひと度わかると、だれでもアクセスすることが可能になりますが、その点を利用した新しい犯罪が生まれる可能性が大きくなり、そのことによつても全体が非常にもろくなるのが不可避的に起こると考えられます。

情報の産業化という点では、I N SやV A Nやデータベースなどの問題がありますが、これらでは情報自身が新しい産業を作り出していくわけでは、す。これらについてはすでに多くのことが報告されていますので、ここでは、例として海図情報システムというものを取り上げてみたいと思ひます。例えば気象衛星から海面の温度や海流のスピードなどの情報を受けて、どの辺に魚群がいるのかという情報を流すものが海図情報システムです。これまでは農業や漁業などの第1次産業は、生産性が低いといわれてきたわけですが、新しい情報システムによつて、生産性を上げる技術が開発されつつあります。このように異業種の相互の交流や新しい職業の出

表1 情報化にともなう社会変化

	産業の情報化	情報の産業化
経済 産業 雇用	<p>--- Service化</p> <p>OA, FA, FMS (Flexible Manufacturing System), POS (Point of Sales System), くらねこやまと……</p> <p>+) 省力化, 効率化 系列化, 集権化, 巨大化</p> <p>-) 企業格差, 地域無視, 脆弱性</p> <p>+) ルーチンワークからの解放 在宅勤務, サテライトオフィス</p> <p>-) 新たなルーチンワーク, 労働力過剰 新職業病, 不応者, 分極化</p>	<p>Soft化---</p> <p>INS (Information Network System), VAN (Value Added Network), Database, 海図情報システム……</p> <p>+) 異業種交流, 新職業 融合化, 多様化, 混沌化</p> <p>-) 競争激化, 戦国時代, 新公害</p> <p>+) ベンチャーな分野の開拓 新職種, 小規模経営</p> <p>-) 競争の激化, 極端な専門化 テクノストレス, 使い捨て</p>
教育 文化	<p>CAT (Computer Assisted Instruction System), 図書館情報システム・</p> <p>+) 個性の尊重, 創造性の発揮 地域格差解消</p> <p>-) 人間的接触稀薄化</p> <p>ニューアート, ハイテクアート……</p> <p>+) 可能性拡大 インタレスト・コミュニティー</p> <p>-) 技術偏重, 極度の専門化 地域アイデンティティ稀薄化</p>	<p>放送大学, 生涯教育システム……</p> <p>+) 高齢化, 高学歴社会への対応 機会均等, 在宅学習</p> <p>-) 直接性欠如, 情報リテラシー</p> <p>CATV, Videotex (CAPTAIN), びあ</p> <p>+) アクセシビリティ拡大 地域間交流の可能性</p> <p>-) 中央集権的操作可能, たてまえ化 非実体化, コピー化, 画一化</p>
医療 福祉	<p>在宅診療, コンサルティング, テレコントロール……</p> <p>+) サービスの多様化 (個別, 夜間, 早朝, 遠隔サービス可能)</p> <p>-) 人間的接触稀薄化, 不安感</p> <p>地域福祉総合システム……</p> <p>+) サービスの統合化 (きめ細かいケアから社会参加促進まで)</p> <p>-) 人間不在の機械化, 画一化</p>	<p>医療データバンク……</p> <p>+) 正確な医療情報, 個人差の解消</p> <p>-) ネイムド・パーソン喪失 プライバシー侵害</p> <p>AG, HCのセキュリティ, 緊急連絡</p> <p>+) 生活・健康管理の自立性 ケアの即時性</p> <p>-) プライバシー侵害</p>
家庭 地域	<p>HA, テレコントロール, ホームバンキング, ホームセキュリティ……</p> <p>+) 利便性・安全性増大, 省力化</p> <p>-) 家族・地域関係稀薄, 脆弱性増大</p>	<p>CATV, Videotex (Captain)……</p> <p>+) 視野拡大 (Intermestic), 利便増大</p> <p>-) 情報過多, プライバシー侵害</p>

現が起こり、業種間のいろんな融合、多様化、混沌化が起ってくると考えられます。これにはプラス面もあるかもしれませんが、ソフト会社ができてはつぶれるように競争の激化によるマイナス面も起こります。

ここで注意すべきことには、新公害に関する問題があります。情報を処理するためにいろいろな素子が使われています。素子を乗せるベースの材料は、一つ一つは量的には非常に小さなものですが、それを多量に使用する工場で地下水の汚染という新しい問題が出始めています。

雇用の問題を考えてみますと、産業の情報化のプラス面としては、ルーチン・ワークから人間を解放することや在宅勤務、サテライト・オフィスへの通勤などがあります。マイナス面には、機械の指示にしたがってキーボードを一生懸命にたたかなければならないという新しいルーチン・ワークの問題がありますし、省力化に伴って、労働力の過剰という問題が出てきます。ブラウン管ばかり見ていると、どうも目が少しおかしくなる、肩が凝るという問題も出ていますし、なかなか機械の言葉が理解できないということによって、不応症を起こすことも考えられますし、職業の分極化も当然進んでくると思われます。

情報の産業化の雇用についてのプラス面としては、ベンチャーな分野の開拓や新しい職場が生まれてくるということがあります。それと主にソフトの分野に関してですが、非常に小規模なものからスタートできるという利点もあります。マイナス面には競争の激化と極端な専門化、テクノストレス、使い捨てなどの問題が起ってきています。実際に、ソフト会社などでは、ある年齢以上になると首になることがあるようです。

(3) 教育・文化への影響

次に教育の問題については、産業の情報化としてコンピュータが支援する教育システム(CAI)、図書館情報システムなどが考えられます。CAI(Computer Assisted Instruction System)を使えば、一斉授業などをしなくても済むといわれています。コンピュータに向かった子ども達の能力に応じた教育プログラムが提供でき、それぞれの個性や能力に応じた教育ができるので、個性の尊重や創造性の発揮が可能だといわれています。あるいはこれによって地域格差の解消ができる、例えば山の中の分校でも同じシステムで教育ができるといわれています。マイナス面としては、情緒障害の問題がすでに顕在化しています。ディスプレイとの対話だけですから、人間的な接触、特に教師と子ども間の人間的な接触が希薄になってくるといえる問題が生じています。

教育に関する情報の産業化という点では、放送大学や生涯教育システムのようなものが考えられています。放送大学は、現在学生を募集集中で来年度から始めることになっています。今後高齢化社会が進行すると義務教育や大学までの教育だけでなく、非常に広い世代にわたっていろいろなものを知りたい、勉強したいという要求が出てくると予想されますので、高齢化や高学歴社会への対応として、これらは非常にすぐれているのではないかとされています。プラス面としては、機会が均等になって在宅学習などができるとみられています。マイナス面としては、直接性の欠如や情報リテラシーの問題などが生まれています。いろいろな情報が入ってくるわけですから、それらの情報に対する知識や教養がないと、やみくもにどんどん詰め込

まれて頭の中が混乱してしまうという問題が起こってくるわけです。

文化に関する産業の情報化としては、ニューアートやハイテクアートというものが始まっていますので、新しいジャンルの芸術の可能性が拡大することが考えられています。ここでインタレスト・コミュニティという言葉を取り上げたいと思いますが、ハイテクアートなどについては、非常に好きなグループが好きなグループでコミュニティをつくる傾向が生まれるのではないかと考えています。逆にいえば、地域のコミュニティではなく、自分の専門や自分の趣味で新たにコミュニティが生まれてくるだろうと思います。マイナス面としては、技術の偏重や極度の専門化が進行するでしょうし、地域のアイデンティティーが希薄になるということがいわれています。

情報自身の産業化ということ、文化の面で考えてみますと、多分、CATVやビデオテックスや「びあ」が入ってくるだろうと思います。「びあ」は演劇や催し物の情報を今まで雑誌を通して提供していましたが、キャプテンなどを利用して情報の提供と切符の予約などを可能にしてしまうシステムを始めました。プラス面としては、アクセシビリティの拡大や地域間の交流が拡大するということがありますが、これもシステムが巨大化して集権化することと同じように、どうしても中央で情報を処理することになるわけです。だから、世論が操作されたり、情報の加工が中央集権化されることが強まる可能性があります。多分、あまり目に見えた形にはならないと思いますが、世論操作の可能性が非常に強まる危険性が大きいと思います。

もう一つは、一般のデータベースについてもいえることですが、情報が非常に分断化されて、断片化して、建前化する傾向が生まれています。

これは情報の公開の時に話したいと思っただことですが、機械化された情報はその点が一番問題になります。本当はユーザーにとって必要な情報がストックされていけばよいのですが、どういうものが必要であるのかという点はストック側にははっきりわからないわけですから、非常に羅列的で、断片的に情報がストックされることになると思います。そして、コピー化や画一化という問題が不可避免的に進行すると思います。

(4) 福祉・医療などへの影響

医療と福祉に関してどういうことが起こってくるかと考えてみますと、医療では産業の情報化としては在宅診療やコンサルティング、テレコントロールなどがあります。これは一般的には医療情報システムといわれているものの中に含まれます。医療サービスが非常にきめ細くなり、その個性に応じて個別化できること、夜間や早朝のサービスも可能になること、遠隔地でもサービスに関しての格差がなくなってくることなどがいわれていますが、これも実際には人間がいないことによる不安感やドクターと患者との人間的な接触が希薄になることなどが問題になってくると思います。

情報の産業化という枠組みの中では、医療のデータバンクやデータベースの問題を検討する必要があります。プラス面としては、個人的な診療に関する差異、やぶ医者であるか名医であるかという差異がなくなり、より正確な医療情報の入手が可能になるといわれていますが、マイナス面としては顔のある人間がなくなるのではないかと考えられます。この先生ならば安心だという個人の人的な信頼が喪失すると同時に、患者情報についてはプライバシーの侵害

が発生する危険が非常に強くなるということがあります。

福祉に関しては、産業の情報化としては地域福祉統合システムが考えられます。これについてもプラス面としてサービスの統合によるきめ細かいケアから社会参加促進などが可能になるといわれていますが、マイナス面として人間的な接触が少なくなり、機械化や画一化などの問題が出てくると考えられます。

情報の産業化では高齢者や障害者などのセキュリティの問題や、緊急の連絡体制などに情報システムが使われることが考えられます。例えば、今電電公社でやっている福祉電話では、ボタンだけ押せば、緊急の電話番号が記録されていて、電話番号が記録されている病院や身近な親戚にすぐ電話が入ってくるというシステムになっていますし、ペンダント型で、体の状態をいつもモニターして、狭心症などの発作が起こる前にデータをすぐに最寄りの病院がキャッチできるようにするシステムも考えられています。

高齢者や身障者は、現在、細かいサービスが必要であり、そのままでは非常に危険だという考え方で老人ホームや施設に収容されているという実態がありますが、今後はある程度無線のようなネットワークでケアされながら、自分たちで自立した生活や健康管理ができるようになるかもしれないと考えられています。しかし、同時にいつもモニターされることによって、プライバシーが侵害されるという問題が発生してくるかもしれません。

家庭生活や地域生活に関する産業の情報化としては、ホーム・オートメーション(HA)やテレコントロール、ホーム・バンキング、ホーム・セキュリティなどがあります。これらによって利便性や安全性が高まり、省力化が可能

になるかもしれませんが、一人一人はオートメーションのコントローラーになる結果になり、やはり家族の関係や地域の関係がだんだん希薄化していくかもしれません。しかも、システム自身が持つ脆弱性が生活全体の足元をおびやかすというマイナス面もあると思います。

情報の産業化では、各家庭や地域にCATVやビデオテックスなどが入り込んできます。キャプテンは11月から横浜地域でもスタートしますが、端末機を買い込めば誰でも自分の家のテレビでいろいろな情報が入手できるようになり、視野の拡大や利便性が増大しますが、同時にマイナス面として情報過多やプライバシー侵害が発生すると考えられます。

2. 情報化社会の 自治体行政への影響

(1) 高度情報化と行政サービスの変化

このようにハイテク技術やあるいは情報自身の加工の仕方がだんだん変化していく中で、いろいろな分野での変化が起こってきていますが、このような変化を新しいニーズ、あるいはニーズの変化として行政側が受けとめなければならないという構造が全体のフレームになるのではないかと思います。行政サービスの変化としては、ニーズが変わることによって内容が変化するものとサービスの形態自身が変化するものという2つに分けられると思います。行政サービスの内容変化に関しては付加サービスや情報ミニマムをどうするのかという問題が新たに出てくるのではないかと思います。付加サービスとしては新たな行政需要や新たに生じた社会的な

表2 情報化にともなう自治体の問題

	市 民	行 政	議 会
市民	市民自治, Networking 参加型 システムズ・アプロ ーチ (相互理解 - 内部調整 - 合意形成)	市民監視, ウォッチマン アクセスのし易さ 窓口マルチチャンネル 対応の敏速化 計画の融通性	選挙 意見反映のマルチルー ト
行政	情報の公開 身近なところで 利用し易い方法で 広報の多様化 サービスの多様化	タテワリからヨコワリへ 情報の共有化 情報の共用化 Database, LAN, VAN	情報の公平化 情報の即時化
議会	情報の公開 会議の公開	行政監視	ハイテク利用効率化

摩擦の解消や調整ということが行政ニーズとして出てくると考えられます。中小企業や地場産業の問題などが当然出てくるでしょうし、教育や医療などで、いろいろな問題が考えられるわけです。また、情報化した中で一体、行政が情報ミニマムをどう達成するのかという問題が出てきます。情報格差の是正や地域情報インフラの整備もしなければならないという問題も出てくるわけです。行政サービスの形態変化としては、今まで人的なサービスで行っていたものが、一定程度情報サービスに取ってかわられるという変化と、今まで公共部門が行ってきたサービスでも情報の産業化によって、あるマーケットが確立されて民間でペイできるようになるという変化があります。行政サービスの基本として、これらの問題をどのように考えていけばよいのかという点について、ここでは市民性と地域性を中心に考えてみたいと思います。

市民性とは、当然、市民的利益の擁護に関係しています。必要な規制・調整をどうするのか、例えばCATVができる時に、フランチャイズ方式をどうするのかという問題になってくるか

もしれません。野放しの市場メカニズムの中で、いろいろなものが出てくるのを適切に規制して調整するということが必要であると思います。その時に基準になることは、市民的な利益の擁護が行政サービスの基本の一つだという考え方がだろうと思います。

もう一つの地域性とは、地域の一体性を新しい技術を使って本当に強化できるのか、自分たちの都市の魅力を拡大するために、このような道具が使えるのかということに関係していると思います。都市社会の状況としては、いわば「開いた相互無関心的町社会」の傾向が現在ありますが、一方では、ある地域やそれぞれの人の心の中には、「閉じた相互依存的村社会」という状況が相変わらずあります。現在の状況を「開いて」しかも「相互に関心」を持った「町社会」にするために、これらの道具が使える可能性があるのかを検討してみる必要があると思います。行政として、そのようなことを考えていく必要があるのではないかと、地域性という視点には含まれています。

(2) 高度情報化と自治体を取りまく諸問題

自治体自身が直接的に情報化によって受けるインパクトの内容を検討する場合、自治体を市民と行政と議会の三者に分けて考えてみる必要があると思います。「自治体の問題」に関する第2表は、自治体の中での情報の流れには市民と市民の間、市民から行政へ、市民から議会へという流れもあることを示しています。市民対市民は基本的に市民自治の問題であると考えられ、そこから自治を達成するためにネットワーキングなどの問題が出てきます。参加型システムズ・アプローチとは、コンピュータの高速処理能力を利用して、いろいろな討論の中からある合意を有効に導こうというのですが、この部分では考えられてよいかもしれないと思います。しかし、相互理解から内部調整を経た合意形成というルートに本当にハイテクが利用できるのかどうかという問題があります。

市民から行政では、当然市民が行政を監視する市民監視の問題があります。ウオッチマン・システムやいろいろな行政へのアクセスの容易性、あるいは窓口サービスや相談などで対応の迅速化や、計画自身の柔軟性が必要であるという問題も出てきます。これらはオフィス・オートメーションまたはいろいろな新しいハイテク技術の導入によって部分的には解決できるものがあるかもしれません。

議会についてはまだよくわからない点が多くあります。ただ、市民から議会へ何らかの意志を伝えたい場合、現在選挙制度がありますが、本当に選挙だけでよいのかという問題が別にあります。ここでは意志反映のマルチルートなどが考えられてもよいだろうと思っています。アメリカの多くの州では、重要な政策に関して、

選挙の時に住民投票によって決定する制度を採用しています。州によってはある政策に関して住民の投票が相当数あった場合には、それによって議員も拘束されるという制度がとられています。自分たちが選んだ代表とその政策に関してのルートについては今後考えていかなければならない問題がまだ残っています。情報化によって一体何が出来るのかという問題を考える必要があります。

それから行政から市民では、当然情報公開があります。情報化によって広報などが非常に多様化することや、サービスが多様化することが考えられます。

行政対行政では、情報の共有化や情報の共用化が不可欠だと考えられます。タテ割り行政を是正していく方式を考える必要があるのではないかと考えています。これは基本的には、いろいろな行政に関するデータベースをきちんとつくっていくことでしょうし、LANやVANによって各部局がつながっていくということでもあります。実は、この点がきちんとしていないと行政内部の計画の総合性も達成できないし、行政から市民へという情報の公開もなかなかできにくいわけです。つまり、市民が知りたい情報は決定のプロセスである場合が多く、その場合には特に関連した情報を必要とするので、単に細切れにされた単発的な情報では役に立たないのです。

行政から議会へという情報の流れについてもまだよくわからない点があります。情報の公平化や情報の即時化ということを検討する必要がありますが、現在これは人間を媒介して行われているのが普通だと思います。だから、ある人やグループは行政から非常によい情報を取りやすく、それ以外の人やグループは取りにくいという状況があります。

議会から市民へという情報の流れについては、議会情報の公開や会議の公開というものが含まれるべきだと思います。議会から行政へという場合には、当然行政監視の問題があると思いますし、議会内であっても情報化の問題にはハイテク利用による効率化促進があると思います。

(3) 高度情報化の進展に伴う政策課題

情報化社会と自治体を考える場合に全体を通じて、押さえておいた方がよい点を最後に3つ取り上げたいと思います。

第1は情報主体の問題です。普通サービスの多様性とは、サービスのきめ細かさや即時性を伴うことを意味しています。情報を提供する側の立場で考えると、情報というものは非常に正確で、いろいろなものが集中していた方がよいこととなります。つまり情報は網羅化されて、なるべく集中的にストックした方がよいわけです。しかし、網羅化されることによってプライバシーの侵害の可能性につながりますし、集中化は情報リテラシーの問題につながっていくというような関係があると思います。

現在でもキャッシュカードなどで買い物をする場合、本人の知らない中に確実にどこかでデータベース化されています。現金で買う場合には、だれが買ったのかということまではデータにできないのですが、キャッシュカードを使用した場合には、だれが、いつ、何を買ったのかという個人的な情報のストックができてくるのです。これは、情報システム自身が持っている問題であり、ここに非常に重要な点があると思います。つまり、情報の処理の仕方も、提供側とユーザー側でははっきりその質が違ってくるものであるという意味で、その主体が重要になってくるわけです。

情報システムのアクセス側主権とホロン化が必要であるということを考えています。アクセス側の主権とは、そもそも情報民主主義という立場からいえば、情報は流したい方が流すのではなくて、聞きたい方が聞くということをやうまく確立できるかどうかという問題にかかっています。ホロン化という言葉は、まだあまりなじまない言葉ですが、分節化や分権化という意味であり、ケストラーが言い出した概念です。これについては、ユネスコが1978年にマスメディアに関して宣言を出していますので、それを少し引用してみたいと思います。

ユネスコのマスメディア宣言では、まず情報流通が北から南への一方通行になっていることをふまえて、情報の流れを双方向にして均衡のとれたものにしなければいけないということを提起しています。これは情報における南北問題ですが、どうしても情報の流通というものには格差があります。おそらく普通のマーケット・メカニズムの中では情報格差の解消が達成される保証はほとんどないと考えられますから、そのような状況の中ではとくに情報の流れの自由や均衡化が非常に重要になってくると思います。

もう1つは、発展途上国の伝統文化や価値観を無視した報道、通信が現在行われているという指摘です。これに対しては発展途上国のマスメディアを強化するべきであると提起していますが、地域の自治体に即してこれを読み変えてみますと、自治体も自分たちの独自のネットワークや情報発信源を持った方がよろしいということではないかと思います。つまり、システムをどう評価するかという問題にもなります。サービスを多様化するためには情報システムを大いに利用する必要があるわけですが、システムが落ち入りそうな問題点を確実にアセスメントする必要があるだろうと思います。

第2は、情報公開とプライバシーの権利の問題です。横浜市の情報公開問題研究会の調査報告によれば、暮らしに役立つ情報と市民生活に必要な情報が欲しいという市民の回答が81%ぐらいになっています。その人たちは、身近なところで、利用しやすい方法で手に入れたいというように回答しています。また、でき上がった情報ではなくて、その情報ができてくる意志形成過程、つまり市の中の情報が欲しいという時に、結果情報だけでなく、それがどうしてそうなったのかという情報が欲しいということが回答から出ています。市の施策の背景となる情報、あるいは結論に至るまでの過程が知りたいという声が強く、また、断片的な情報ではなく、なるべく総合的な判断に必要な情報や内容の説明、あるいは関連する周辺情報などが欲しいという声が増えています。

別のアンケートの調査によれば、市民の中では知る権利が多少制限されても、個人のプライバシーが十分守られる方がよいという考えが74%をしめています。なお、個人のプライバシーに関して知られたくない情報としては、1番が収入と税額、2番が財産状況、3番が学業成績、4番が病歴や身体状況の記録、5番が学歴、6番が結婚、離婚歴、7番が思想・信条という順序になっています。

第3は、システムが複雑になればなる程にシステム自体が非常に脆くなるという傾向がありますので、システムの安全対策は十分考えておかなければならないという問題です。複雑なシステムでは、機械的な情報システムだけではカバーできない人間的な要因が相当重要になってくることはすでに指摘しましたが、危機回避のための複線化の1つとして人間と機械の適切な協同・共生を考える必要があります。もう一つは昔の知恵にあった男坂、女坂というように2

つの坂がある社会のシステムを考える必要があります。これは非常に超ハイテクなシステムと、非常に原始的なシステムが共存する社会を作っていないければ脆弱性は排除できないという問題提起でもあります。

3. 情報化社会の脆弱性と 複線化社会の展望

最後にミミズ・クモノス・イワシなどのようなシステムにした方がよいという常日頃の私の自論を述べてみたいと思います。

今日の都市社会では、余りにも複雑に組織された相互依存の体系ができあがっています。一端電気が止まれば灯りが消えるだけでなく、エレベーターや電車も止まり、水や便所も使えなくなるし、場合によっては空気まで不足することになりかねない状況が生まれています。つまり高度に組織化された社会は、いわば高等動物のようなものであり、急所をつかれたらいちころになるという脆さを不可避免的に持っています。それに比べると下等動物は違います。たとえばミミズは2つに切りさかれても、頭から尾が、尾からは頭が生えて生き続けることができます。現代社会の基本的な脆さに対して、ミミズ・システム、つまりより原始的で自治的なシステムを導入できないかという問題を考えてみる必要があるのではないかと思います。

また今日の管理社会は、いかにも複雑怪奇に組織されているようにみえますが、その基本的な型はピラミッドとみることができます。この典型的なものは官僚機構であり、省 — 局 — 部 — 課 — 係とタテにはよくつながっていますが、各省間・各部局間のヨコのつながりは極めてわるく、つまり直列な組織となっています。

一般的にシステム工学では、直列につながる装置の全体の故障確率は各部品の故障確率の総和であるとされています。その時の全体の信頼性も各部品の信頼性の積であり、つまりどれかの部品が故障すると全体が働かなくなるシステムであることを教えています。これに対して並列（あるいはクモノス状）システムでは、全体の信頼性は、たとえば $R_T = R + R - R \cdot R$ というように、はるかに優れたものになります。現代社会の硬直化したタテ割り社会の脆さに対して、このクモノス・システム、つまりタテ割りからヨコ割りへの分権的なシステムを導入できないかという問題を考える必要があります。

また、今日の巨大社会は、高度に複雑化しているので、人びとは個人と全体との直接的な関係を見失っています。人びとは自分の意見を直接社会に反映させるすべを失い、自分の意志がどのように取りあげられ、どのように他人の意志と混ぜ合わされ、どのように加工され、どのように変形されていくかを、正確には見定めることができません。つまり個人の意見は誰かに代表されて表現されることになり、すべての意見を代表するボスが必要になってきます。これは高等生物としての猿の社会の秩序と似ていま

す。猿の社会ではボス猿に事故があったり死んだりすると、次のボス猿があらわれるまでに、ある混乱期が存在しています。これに反してイワシの群にはそういうことはありません。ボスイワシというものはなく、その時々で群に近づく危険に対して、一番その近くの個体が回避行動を起こすと、瞬時にそれが群全体の行動を決定しています。危機がすぎればまた誰かがボスであるということはありません。権威的に固定した現代社会の脆さに対して、このイワシ・システム、つまり個々の構成員の自発的な直接参加のシステムを導入できないかという問題を考える必要があるのではないかと思っています。

情報化と自治体の問題を考える時に、落ちてしまう問題がなるべくないようなフレームをつくっておくこと、そしてそのフレームの中で全体の中の部分の位置を考えながら、問題に対処していく必要があるのではないかということを経験に付け加えたいと思います。

(1984年10月31日の第3回「高度情報化社会と自治体の役割」研究会での問題提起をもとに編集収録しました。文責は編集者にあります。)

自治体の情報政策

— 神奈川県事例から

神奈川県企画部

電算システム課長 山崎 征男

1. 自治体の情報政策の体系化

(1) 高度情報化社会の6つの要件

11月7日～8日の「地方の時代シンポジウム」で神奈川県の情報政策に関するスタンスを発表させていただきましたので、今日は自治体としてどのような情報政策を打ち立てるべきか、それから具体的な取り組みについて報告させていただきたいと思います。まず自治体としてどのような情報政策を打ち立てればよいのかということを体系的に考えてみたいと思います。これはまだ必ずしも県全体でオーソライズされたものではなく、我々スタッフの試案であると御理解いただきたいと思います。最近、情報化社会という言葉に加えてさらに高度情報化社会という言葉が使われていますが、一体高度とはどういうことなのかをいろいろ検討してみました。例えば、ネイスピッツという人が「メガトレンド」という本を書いています、その中でなぜ

情報化なり高度であるのかといえば、情報に対する従事者が5割を超えて、約6割になったので情報化社会だという言い方をしています。その場合の情報従事者というのは、公務員や弁護士や会計士などの知的サービス従事者を全部入れているのです。そのようなものをどう評価するのかという意味でのメルクマールが必要ですので、高度情報化社会の6つの条件を提起して考えてみたいと思います。このような条件が満たされて初めて高度と呼べるのではないかと考えています。

これらの条件は大きく2つに整理できます。1つは環境条件であり、これは黙っていても成立する条件だから環境プッシュ型の条件と呼ぶことができます。もう1つは達成条件であり、これは人間が意図的に考えないと達成されない条件です。情報化社会では、ありとあらゆる面で情報の量が増大してくるということが環境条件の1つです。三菱総研のアンケートでも情報の質が欲しいという結果がありましたが、情報がいろいろな分野で重要になっているといえます。

2つ目は、情報の経済財化ということです。例えば以前、帝国秘密探偵社という会社があり

ました。今は帝国データベース社という名前になり、立派に情報だけで成立している会社です。この会社が持っている人的資産、機械の資産はわずか10億円程度だそうですが、1回のコンサルタント料を基準にして持っているデータベースを評価すると、日経産業新聞によれば持っている情報というのは約300億円程度の資産評価になるわけです。だから、持っている情報が金にカウントできる社会になってきたということで、経済財化という言い方をしています。環境条件のもう1つは、情報ツールの技術進歩ということです。我々は必ずしも技術の進歩だけが情報化であると思っているわけではありませんが、大きな1つの与件であるだろうと思っています。

人間が意図的に達成しなければならない条件には3つあります。1つ目が、情報へのアクセスの容易性です。これは言葉は抽象的ですが、市民が平等に情報に接することができるようにならなければ高度と呼ぶべきではないと思います。情報格差という言葉が最近使われていますが、大企業や特定の人だけが情報を得ることができる社会は決して高度なものではない。だから、例えば、現在県が持っている行政データを県民に窓口で見てもらうシステムを展開していますが、欲しい人が情報にアクセスできるような環境条件をつくらなければいけないという意味があります。

2つ目に情報のセグメント化(分節化)です。三菱総研のアンケートでも全国的な情報が多過ぎて、地域や業種に役立つ情報が少ないという結果が明らかになっています。セグメント化というのは、なるべく業種や地域などの実態に合ったきめ細かい情報を提供する必要があるという意味です。

3つ目に情報の双方向性ですが、これは双方

表1「高度」情報化社会の6つの要件

<p>(環境条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の質・量ともの増大 ・ 情報の経済財化 ・ 情報ツールの技術進歩 <p>(達成条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報へのアクセスの容易性 ・ 情報のセグメント化 ・ 情報の双方向性

向CATVなどのハードのことを意味しているのではなく、マスメディアのように一方通行ではなくて、何らかの意味で住民からのリアクションや対話が確保される必要があることを意味しています。

以上の6つの要件を通じて、よく情報化社会はクールな社会だとか機械的な社会であるということがいわれています。地方の時代シンポジウムでも、三鷹の方が、「INS時代になったけれども情報は少しも高度化していない、機械だけが高度化した」と問題を指摘していましたが、我々は少し考え方が違ってきます。高度化した技術や情報を使って今までのヒューマンな関係をもっと助長することができるのではないかと考えています。この点に高度情報化社会のキーを見出さないといけないと理解しています。これらの6つの要件をカバーできてこそ高度な状態になると整理しているわけです。

(2) 情報政策の体系

今日自治体なりに情報政策というものを展開していますが、それがどのような体系になっているのかを整理してみたいと思います。情報政策は人によってとらえ方が大変違ってきます。

例えば、神奈川県では情報公開の制度化を全国で最初に手がけたものですから、人によっては情報公開を進めることが情報政策だといっています。また、ある意味で科学技術と結びついたコンピュータの高度利用を情報政策といっているわけです。例えば、先頃中曽根首相の諮問機関である高度情報社会懇から出された答申の中では、全く情報通信政策に特化した話が展開されていました。情報政策という場合に、非常に幅の広い、人によって偏った見方がありますから、自治体として取り組んでいる中でもう少し幅広く言えないかと考えて整理してみたのが、施策分野から見た情報政策です。

1つは、情報システム政策という概念があるのではないか。これはコンピュータと通信技術のドッキングを活用して行政の科学化や効率化を進める施策であり、行政を民間と置きかえて高度情報化といっている人が多いようです。

次に、情報公開や公報公聴まで含めて、市民が行政情報を的確に把握するための施策を情報交流政策と名づけています。県の情報システム政策は企画部が中心になっており、情報交流政策は県民部が行っています。いずれにしてもこ

表2 施策分野からみた情報政策

• 情報システム政策 コンピュータと通信を活用し、行政の科学化、効率化を推進する施策
• 情報交流政策 市民が行政情報を的確に把握するための施策（情報公開・提供制度、広報広聴等）
• 地域情報管理政策 国、電電、民間を含め、地域の情報管理のための施策

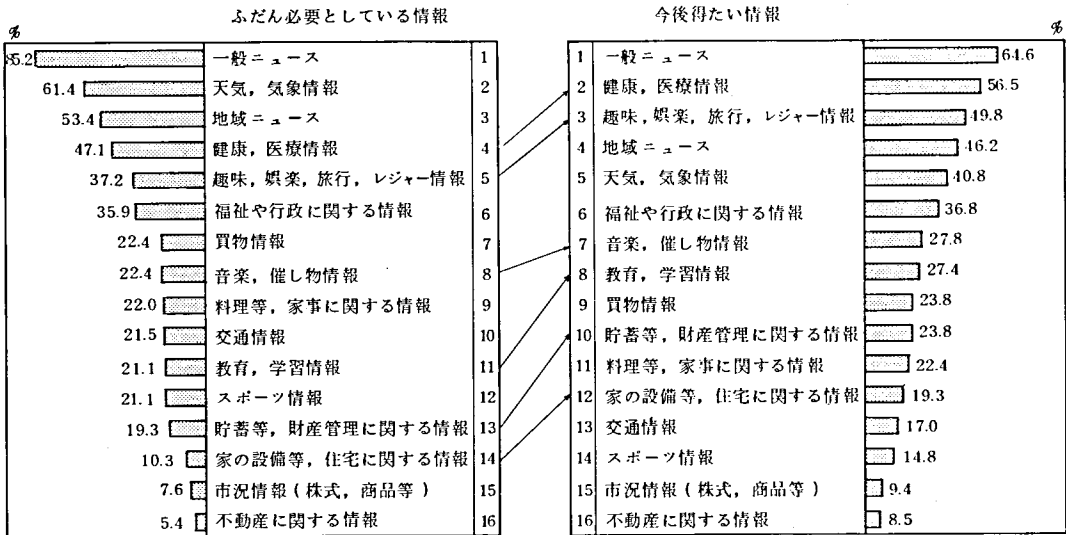
れらを含めて調整が図られなければならないと思っています。私たちはこの2つが対立した概念というよりも融合できる概念だと思っています。

さらに、地域情報管理政策という概念があります。これは国や電電公社、民間の事業活動を地域として見た場合、例えば地域でこれからVANやCATVとかいろいろなものが出てきますが、これらについて地域から見た情報管理のあり方があってもよいのではないかという概念を具体化したものが地域情報管理政策です。これらをすべて体系化したものが情報政策ではないかと思っています。

次に、市民と行政の関係から見た場合にどのような視点があるのかと考えてみると庁内システム、対外システム、社会システムに整理ができます。庁内システムとは行政上のシステムであり、情報の発信者も受信者も行政であるシステムのことです。対外システムは情報の発信者は行政であるが、受信者は民間であるシステムです。例えば、県が情報公開や公報公聴を行っています。これらはここでいう対外システムだと考えられます。

社会システムは情報の発信者も受信者も自治体以外の国や民間ですが、将来自治体が何らかの意味で、例えばスーパーマーケットの大規模店舗調整法のように、何らかの意味で調整や補助をしなければいけないことが予想されるシステムです。CATVについてはアメリカでは自治体がフランチャイズの権限を持っているようですが、CATVやVANなどが盛んになると、自治体は発信者でも受信者でもないが、それらを誘導したり、場合によっては都市銀行のオンラインに対抗した中小金融機関のオンライン化への県の補助が必要だという話が恐らく出てくるだろうと思います。これらに対する適

図1 神奈川県内の生活情報ニーズの状況



※ 矢印は順位があがっているもの
 (出所：神奈川県「地域の情報化に関するアンケート調査結果」)

切なガイドラインを持っていなければ、その時になってからでは遅いわけです。そのような意味で社会システムもこれから行政として十分考えていかなければならないと思っています。

もう1つの分類は、情報行政の目的から考えることができます。情報の効率化を主として目的とする方向と、情報の民主化や自由化を目指す方向があると思います。情報の効率化は、情報の生成、流通、利用、保管などのプロセスでいかに情報を合理的、効率的に管理していくかという考え方です。情報の民主化とは、市民が正しい情報に必要に応じてアクセスでき、かつ一定のコントロールができるという考え方です。これらはオーバーラップする面もありますし、違う部分もあると思います。

これらを今自治体がとっている政策で整理して関係づけてみますと、大体どこの自治体でも情報システム政策には若干の対外システムもありますが、庁内システムが中心となっています。情報の効率化または行政内部の効率化を目指していることが多いようです。情報交流政策は、

対外システムとして機能しており情報のフリーダムなどを目指しているものが多いという位置づけになります。ここではっきりしていることは、地域情報管理政策や社会システムへの考え方が現在の自治体には欠落していることです。これらの政策が今後重要になってくるだろうが、まだまだあまり認識されていないことを指摘したいと思います。

現在、電電関連3法により電電公社を民営化するための法体系の整備が進められています。新しく電気通信事業法が制定されるわけで、だれでも今後は電電公社が行っているような情報通信事業に参入できることになります。そうすると地域でもCATVやVANなどが出てきます。それらの動きを野放しにしておけばどういふことになるのだろうか。実は地方の時代シンポジウムの時に、知事はかつて土地のスプロールがあったように情報のスプロールを起こさせてはならないという問題提起をしました。これからどんどんVANなどが整備されると、情報の格差がすごく進行してくるのではないかと思

います。それらに対する適切なガイドラインを整備するためには、自治体はかなり主要な役割を果たさなければいけないと思います。高度情報化の中で、自治体として将来ガイドラインを作ったり、情報政策をリードしたりすることができるのかどうかについて郵政省と大きな論争をしておく必要があるのではないかと考えています。電電公社の民営化によって生じる問題には、単に電電公社が民営化することの影響だけでなく、自治体として将来大きな事務量を背負うこともあるわけです。先日、世田谷でケーブル火災が起きましたが、電電公社だからこそ応急措置がとれました。一般の民間企業がケーブルなどを張っていて事故が起きた場合、あれだけの措置を果たして1企業だけでできるのかという点で電電民営化には大変疑問を感じています。自由競争にした方がサービスが質的に向上するという人もいますが、電電公社のように対応できるのかについては疑問がありますので、この研究会でも今後考えていただきたいと思います。自治体には地域情報管理政策や社会システムとして情報通信政策を位置付ける部分が欠落していますので、これらを今後何とかしな

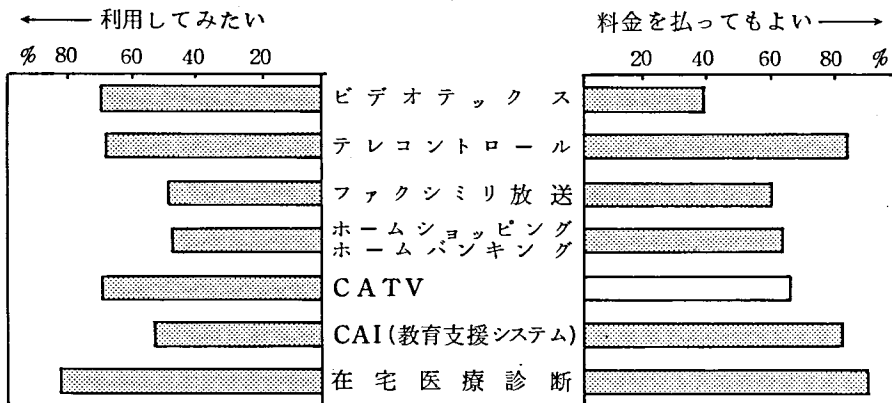
ればいけないと考えているのが我々の問題意識です。

2. 行政側の取り組み

(1) 国の動向

国の動向についてはニューメディア・コミュニティ構想、テレピア構想を検討する必要があります。これらは情報通信網の整備を地域政策とリンクさせることによって、情報通信網を社会に対するインパクトとし、企業を誘導したり、生活基盤を整備することを目的にする広い意味での地域政策だと理解しています。このような政策について通産省と郵政省が今競合関係にあります。通産省のニューメディア・コミュニティ構想は、ある意味でモデル・システムとみることができます。既に10月に8地域ほどが指定されて、県内では横浜市中区と西区を中心とする地域が指定されています。全国的

図2 ニューメディアの利用意向



(出所：神奈川県「アンケート調査結果」)

には72地域から要望がありましたが、8地域が決まったわけです。これらの地域を見ると、高崎は中曽根と福田、長岡は角栄というように全部説明できます。だから、この決定は、非常に政治性の高い選択だったのではないかと思います。

郵政省のテレトピア構想は今年度中に約10地域を指定することになっており、こちらは実用システムを整備していくことを計画しています。郵政省の構想は電電公社のINS網を優先的に整備していくというものです。この地域に指定されるとINS網の整備が進んでいくとみられており、全国で52地域が立候補していますが、神奈川県では横浜市と川崎市が立候補しています。横浜市はみなとみらい21地域に特化して、多目的国際情報ネットワークの整備を計画しています。いろいろな経済情報や産業情報をこの地域に集積して、いつでもこの地域と周辺地域で引き出せるようにするデータサービスや映像情報サービスを中心に考えており、MM21地域をその拠点にするというのが計画の内容です。これには郵政省も大変熱心であり、横浜市や私たちを呼んで状況を聞いたりしています。

このような国の政策には競合する部分が多く、農林省も農村多元情報システムというCATVによるシステムを計画しています。これは農村総合整備モデル事業のメニュー事業の一環に入っており、この事業を選択することによって農村地域にCATVができることになっています。これも全国で既に25ヶ所がモデル事業に取り組んでいます。また、建設省が国道や高速道路を利用した光ファイバー・ケーブル網を考えており、大変地域に関係のある施策が百花繚乱の趣で出ています。このような中で、自治体が主体的に選択していかないと振り回されるのではないかと考えています。

私も過般の地方の時代シンポジウムで地域としてもっと主体的に情報通信政策に取り組みなければいけないという意見を述べました。現在、郵政省では地方に相当の権限を渡すことを考えているようです。私どもはもう少し細かい情報もつかんでおりますが、新聞に出た情報としては、1つには通産省が考えている情報化基盤整備法案があります。この法案には、「法の目的」と「法の運用理念」の後に「情報化基盤整備方針」というものを取り上げられています。政府としてどういう問題に取り組むべきかを明示しておく内容で、この中にはプライバシーの問題も含まれています。次に、「産業分野の情報化の促進」で「システム設計、プログラム開発に当たっての事業分野内の利害調整の場の確保」というように、産業がいろいろなプログラムを作る時に、お互いに共同利用したり、損害を出さないような制度を確立する考え方と思われる。また、「地域社会の情報化の推進」ではニューメディア・コミュニティ構想を意識したのだと思いますが、基盤整備をするために知事に義務や役割を担わせることを考えているようです。それから、「標準化の推進」では、システムやプログラムのインターオペラビリティ（相互運用性）を進めていきたいとしています。「情報処理システムの安全性及び信頼性の確保」では、これらのことを政府が誘導することを決めています。産業向けに憲章的な基本方針を決めるというのが通産省の考え方です。

郵政省には電気通信高度化基盤整備法案があり、情報通信のためのいろいろなガイドライン、標準化、優遇措置等を講じたいということが基本的な内容です。地方レベルでは、都道府県が地域でのデジタル化やテレトピア計画推進のためのCATVやビデオテキストなどニューメディアの整備水準について、目標年度を織込ん

官庁速報① 昭和59年10月4日
地方電波監理局に
「電気通信事業課」
＝テレトピア推進などで郵政省方針＝

郵政省は、テレトピア構想など地方の情報化政策を円滑に進めるため、来年度から、全国10カ所の地方電波監理局に「電気通信事業課」を新設する方針を固めた。

テレトピア構想は、高度情報社会実現の“先兵”としてニューメディアを実用化した新しい情報化モデル都市をつくり、ニューメディア普及の拠点づくりを目指すもの。今年度は地方電波監理局単位に1カ所、計10カ所をモデル地域に指定し、計画の具体化を進める考え。これに対し、同構想には既に全国から、45都道府県、7政令指定都市の計52地域が指定を目指して基本計画を提出しており、同省では今年度にモデル地域を指定し、来年度から本格的な計画の具体化を進める段取りだ。また、同構想をきっかけにして全国各自治体が相次いで研究会などを設置、一斉に高度情報化対策への取り組みに着手しているほか、次期通常国会で電気通信事業法案が成立すれば、同法に関連した業務が地方レベルでもかなり出てくることが予想されている。

しかし、地方電波監理局には地域の情報化に対応できる特定の窓口がないことから、同省では来年度、同局内に「電気通信事業課」を新設し、地方の情報化対策を本格的に進める窓口にすることにしたもの。

同課では主に、モデル地域の詳細な実施計画づくりや、今年度に引き続き来年度のモデル地域指定、さらにモデル地域以外の地域の情報化計画づくりなどを所管する一方、計画実現のため、電電公社や県、市町村などの自治体、有線テレビ（CATV）業者、付加価値通信網（VAN）業者など関係者とも協力して具体的な事業化を進める方針。

同省では、来年度の定員要求で電気通信事業全体で74人の定員増を要求、このうち地域政策の核となる電気通信事業課新設分として31人の職員の確保を求めている。

官庁速報② 昭和59年12月6日
電気通信権限を自治体に付与
＝電電公社の公的業務など＝

－テレトピア構想推進で郵政省－

郵政省はテレトピア構想を推進するため、今国会に提出予定の「電気通信高度化基盤整備法案（仮称）」の柱の一つに地域の高度情報化を据え、その実現のため地方自治体に対し、新たに電気通信に関する施策を実施する権限を与える方針を決めた。具体的な内容は検討中だが、①多様化する電気通信事業者の一本化調整権を都道府県知事に与える、②電電公社が行っていた公的業務を地方自治体に移管する一などの案が浮上している。同省では新たな権限を基に地域ごとに高度化指針を策定してもらうとともに、同指針に沿って策定されたテレトピア計画（事業計画）を実施するための税制上の優遇措置を法案に盛り込む方針である。

テレトピア構想は、ニューメディアを活用して、大都市と地方の情報格差をなくし、自立的な地方都市をつくるもの。この構想の法的裏付けとして、同省では高度化法案の中で地域へのニューメディア導入と普及の方向性を「地域的基盤整備指針」の形で示す方針。さらに、同指針に基づく各地域独自の“地域高度化指針”を都道府県または市町村に策定してもらうことにしており、その内容として地域高度化の基本目標、導入システムの種類と実現年度などを考えている。

ただ、電気通信分野は郵政省、電電公社の“専管”だったため、指針実現には地方自治体に電気通信分野で何らかの権限を与える必要が出てきた。一方で、電話網など施設拡充計画や地域の防災、救急医療などの計画づくりに協力していた電電公社の民営化に伴い、これら公的業務の受け皿が必要となってきた。

そこで同省では、地方自治体に電気通信に関する権限を与え、地域情報化の中核として施策を推進してもらうことになった。当面、第二電電や有線テレビ（CATV）、ビデオテックスなど多様な電気通信事業者が同一地域で乱立することが予想されるため、その一本化の権限を県知事に与えたり、電電公社の公的業務を地方自治体に移管する方針で、この権限に基づいて地域高度化指針の策定、事業化を進めてもらう。

また、同指針に基づくテレトピア計画を実施する際の税制上の優遇措置として①テレトピア計画の推進母体となる第三セクターへの民間からの出資金を全額税金扱いとする、②テレトピア関連事業で地方税の減免や不均一課税を行った自治体の減収分を地方交付税で補てんすることを高度化法案に明示する意向だ。

だ地方指針を設定するということが書かれています。もう少し具体的に郵政省の考えを説明しますと、1つは、電気通信事業についての地域における一体化調整権を都道府県知事に与えたい。それから、現在電電公社が行っている公的業務、例えば電電公社が地域防災計画や救急医療計画に関与していますが、民営化に伴って公的側面の受け皿を自治体に移管したいということを考えているようです。

地方自治法第2条に地方公共団体ができない事業が明記されてあります。国の運輸、通信に関する事業は地方公共団体にはできないと地方自治法で決まっていますが、これを郵政省は変えたいとある公の席でいっていました。地方自治法は自治省の所管する法律であり、現在は国の通信に関する事業は地方公共団体はできないことになっています。これを手直ししないと、地方に指針を与える場合には法律上は問題が残ることになります。我々としては歓迎すべき動きだと思っています。

これらの法案は両方とも予算関連法案ですから、通常国会に提案されるといわれています。郵政省案と通産省案の調整がつかないと閣議には出せないという仕組みになっていますから、調整しなければいけないのですが、恐らくできないのではないかと思います。ソフトウェア権法という法律で、ソフトウェアを著作権とみなすかどうかで文部省と通産省が対立して、結局法律が流れてしまった例があります。1月から開かれる通常国会にうまく乗るかどうかについては疑問に感じています。

(2) 神奈川県の変遷

神奈川県がどういう取り組みをしているのかを最後に述べてみたいと思います。現在の59年

度のニューメディア研究体制ですが、ニューメディアよりも少し広い視野から情報化の問題を研究しています。情報化社会に向けて行政として何を用意しておくべきかについては、研究組織が4月からできています。県では部長クラスの会議が多いのですが、我々としてはなるべく実態を把握したいので、各部の主管課長に集まっていたいただいたニューメディア研究委員会を発足させ、活発に研究しています。「想定される領域」としては、例えば、①県内部のコミュニケーション・システムをどうしていくのか、②県と市町村等とのコミュニケーション・システムをどうしていくのか、③民間におけるニューメディアの事業化や活用に対して行政として何を考えたらよいのか、④県民への情報提供をどうするのか、⑤地域で保険医療、福祉、教育、文化情報システムなどのガイドラインをどうつくっていくのか、などがあります。それぞれ縦割りですが、積極的に推進する面と、情報化社会の影の問題としてのプライバシーやセキュリティなどの総合的な横割りの問題を含めて現在研究中です。これは恒常的な組織にしたいと思っています。

県としていかなる方向性を持っているのかを4点ほどに整理したいと思います。1番目は、よく世間ではニューメディア即情報化ととらえられていますが、我々はニューメディアというのは単なる1つのツールにすぎないと思っていますし、ニューメディアにはまだ普遍性がないと考えています。例えば、CATVとかキャプテンなどは本当にあつという間に一般家庭まで普及するのかといえば、私自身は大変否定的に見ています。ニューメディアに関しては、電電公社のINSのように今銅線ケーブルのところから光ケーブルになって情報量がふえることは間違いなく起こると思いますが、CATVやキャ

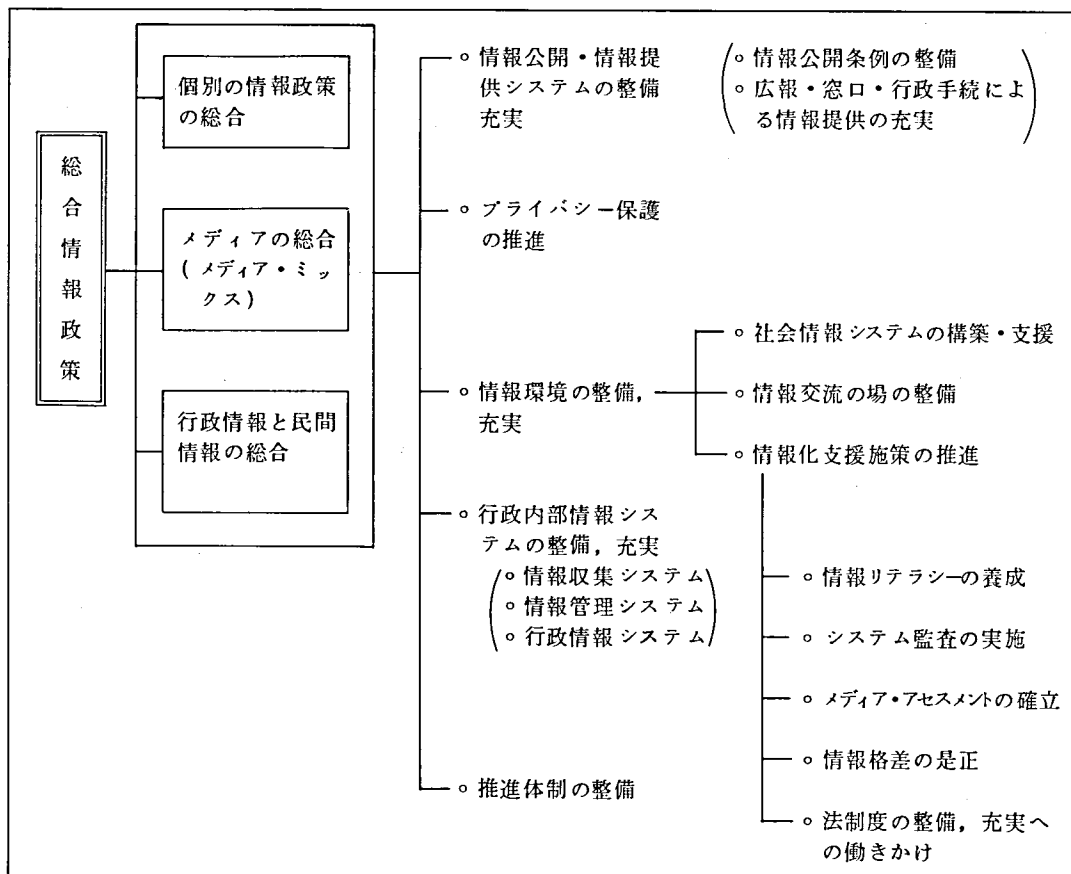
ブテンは早急には普及しないのではないかと
思います。そうしますと、既存のコンピュータ・
システム、電話、ファクシミリなどとニューメ
ディアをいかにドッキングさせて使っていくか
という方がむしろ重要であって、ニューメ
ディアだけを追い求めていたのではとてもきちん
とした情報政策はできないだろうというのが第1
の視点です。

2番目は、行政内部だけの情報システムでは
なくて、地域情報管理や民間事業活動に対して
何らかのガイドラインを持つという意味での社
会システムを行政として考えなければいけない
のではないかと。その意味では自治体の役割が大

変拡大するという事を考えています。

3番目には、国のテレトピアやニューメ
ディア・コミュニティー構想も同じような考え方に
立っている、ある意味で良い方向だと思っ
ていますが、地域全体のまちづくり政策の中に
情報化という問題が溶け込まなければいけな
いだろうと考えています。知事はこの点について、
情報インフラを整備してまちづくりをするとい
うように表現していましたが、地域政策の一環
としてとらえていきたいという考え方です。こ
れから新神奈川計画を基本部分から見直すとい
うスケジュールに入るわけですが、その中でも
情報化を重要な問題として位置づけたいとい

表3 総合情報政策



(出所：神奈川県自治総合研究センター「情報化社会と自治体」)

表4 テレトピア構想とニューメディア・コミュニティ構想の比較

区 分		郵 政 省	通 産 省
項 目			
1	名 称	未来型コミュニケーションモデル都市構想(テレトピア構想)	ニューメディア・コミュニティ構想
2	基本的な考え方	日本電信電話公社及び民間業者の協力を得つつ、モデル都市に、ニューメディアの優先的普及・充実強化を図り、未来型コミュニケーション社会実現のパイロット・モデルとする。	ニューメディアを駆使した情報化システムを開発、地域コミュニティのニーズに即応する実証モデルを構築し、実用化・実験を行うことにより、実用化の促進を行う。
3	方 策	実用化を前提とした地域INS, CAPTAIN, CATV, 光ファイバー, 衛星通信等の導入。	実証モデルの構築, 実用化実験。
4	地域指定の状況	(1) 地域指定予定数	(予算化に併せ随時追加)
		(2) 申請数	52 地 域
		(3) 指定済数	10 地 域 (昭和60年2月頃の子定)
備 考	(昭和59年12月) 未来型コミュニケーションモデル都市構想懇談会(テレトピア懇談会)最終報告	/	

(出所：自治大臣官房情報管理官室)

基本的認識ができており、具体的な展開をする時期になっています。

4番目の視点としては、情報化社会の『影』の部分への積極対応です。これには2つの側面があり、1つは影の部分ばかりをみるのではなく、その影を克服すべき努力を積極的に払っていきたいという考え方です。例えばセキュリティの問題については我々は既に取り組みを始めています。もう1つは、影が大変大きいので、むしろ避けて通った方がいいという部分もあると思っています。これはシンポジウムのとき正村公宏先生が、「技術的には許容できても

経済的に許容できないものがあるだろう。技術的、経済的に許容できても、社会的に許容できないシステムがあるだろう」と言われた意味と同じではないかと解釈しています。絶対的にまずい問題、例えばプライバシーの保護や雇用の問題などはしっかりした考え方を打ち立てる必要があります。避けていくべきことと解決していくべきことを政策的に考えていかなければいけないと思います。だから、影の部分があるから情報化社会は危険だという考え方をとるのではなくて、影の部分をもろくしていくべき部分と、影の大きい部分についてはそれを避けて情

報化を実現していくべき部分があるという考え方を基本的に持っています。

3. 情報政策に向けた 具体的取り組み

それでは具体的に施策としてどう実現するのかということで、3点ほど考え方をお話したいと思います。1番目は、このような研究も若干私たちなりに蓄積しましたので、59年度末頃に中間報告という形でこの情報化の問題についての方向性を出していきたいと考えています。これは①既存メディアとニューメディアの統合した活用、②行政システムから社会システムへ(自治体の役割の拡大)、③産業政策、地域政策との融合、④情報化社会の「影」の部分への積極的な対応、以上の4点が含まれることになると思います。

2番目は、先ほどのニューメディア研究委員会というのは庁内の組織で、それをサポートする組織として学者と臨時的に科学技術懇話会などで研究していますが、恒常的な組織になっていないわけです。民間の方々のお知恵もおかり

してやっていかなければいけないと思っていますので、来年度は民間の方が恒常的に入った研究検討組織を設けたいと考えています。これは議会でも知事も答弁をしているので、設置してもらえらうと思っていますが、民間の力を加えた大きな組織を考えています。

3番目には先ほど新神奈川計画の見直しについて述べましたが、この中で具体的な対応を考えていきたいと考えています。情報政策をどう具体的に考えていかなければいけないか、インフラストラクチャーについて具体的にどうしなければいけないかなどという問題がありますから、計画に溶け込ませるべく、全体の計画、情報レベルでの計画づくりをしていきたいと思っています。ここでは自治体の役割などの議論を踏まえて、具体的にどういうシステムをつくらよいか、生活と住民の利便性を高めるためには具体的にどんなシステムをつくり、どういう手段がよいかというあたりまで掘り下げたことをぜひ来年度以降からやっていきたいと考えております。

(84年12月12日の第4回「高度情報化社会と自治体の役割」研究会での問題提起をもとに編集収録しました。文責は編集者にあります。)

INSの社会に与える影響アセスメント

電電公社 INS ワーキンググループ

1. 配慮すべき問題の背景

高度情報化の進展に伴って発生する可能性を持った問題の領域はかなり多岐にわたっている。ここでは、各々の問題を取り上げる前に、問題が発生する背景について検討することにする。高度情報化により発生が懸念される問題の背景を検討することにより、個々の問題の持つ性格や位置づけが明らかになると思われるからである。高度情報化の進展に伴う各種の問題は、図表Ⅱ-114のように「情報の多様化(a)」、「情報通信システムを媒介とした情報の利用増大(f)」、「立地条件の変化(工場やオフィス等の立地制約の減少)(g)」等のいわば高度情報社会の特徴ともいえる諸要因に、起因しているという見方ができる。そしてそれらは大きく三つに分けてとらえられる。

第一に、情報の多様化や情報利用の容易化といった高度情報化のもたらす効用そのものすでに問題発生の原因が含まれている場合である。(処理しきれないほどの情報が個人などに集中すること)例えば「A. 情報負荷の増大」という問題は、「(a)情報の多様化」という、いわば高度情報化のもたらす効用の一つが持つ副作用のようなものである。今後、情報通信システムを媒介にして、ますます現在よりも多様な情報が人々に提供されていくことになり、それにより、人々は、健康、教育、ショッピング等のさまざまな分野について豊富な情報を得ることが

できる。しかし、このような現象は好ましい結果だけを生むわけではなく、人によってはさまざまな情報があるが故に、かえって判断に困ることもあり得る。

第二に、「(d)情報通信機器の利用機会の増大」「(e)情報通信システムの大規模化・複合化」「(f)情報通信システムを媒介とした情報の利用増大」といった言葉に現われているように情報通信システムがこれまで以上に社会のすみずみにまで普及し浸透していくことに問題発生の原因がある場合である。

情報通信システムによる各種のサービスをうける機会は今後ますます増加し、人々が各種の情報通信機器を操作する機会もそれに伴って増加しよう。ところが人によっては機器の操作を覚えることが苦手だということもあり得るし、身体的な制約から機器をうまく使えない人が出てくる可能性もある。ただし、本来高度情報化のめざすところは、誰でもが容易に情報通信機器を利用できることにあるので、これらの問題はいわば過渡期的な問題として位置づけられよう。

第三として、高度情報化により社会の仕組み等が変化することに問題発生の原因がある場合があげられる。すなわち企業の立地条件の変化やオフィス・工場などの仕事の進め方の変化、産業構造の変化等が場合によっては歪みを生じさせる。例えば、情報伝達手段の高度化は一般に事業所立地の自由度を増す。後で詳述するように、それが事業所の地方分散を促進せずにかえって中央集中をいっそうもたらし、大都市間

題を今以上に悪化させてしまうという可能性もある。

高度情報化によってもたらされる問題は、大まかにくくると以上述べてきた三種類の要因を根に発している。今後、高度情報化が、さまざまな歪を伴うことなく進展していくためには発生し得る問題をできるだけ適確に予見し、しかもでき得る限り早目に対応策を検討しておくことが肝要であるといえよう。

2. 配慮すべき問題と対応

それでは具体的にはどのような問題があり、どのような対応が求められるであろうか、図表Ⅱ-115は今後発生が懸念される問題を、教育、企業等の分野ごとに整理したものである。ここに取り上げた問題は、前出図表Ⅱ-114の「A. 情報負荷の増大」等の具体的なあらわれともいえる。ただし、問題は極めて多岐にわたる。そこで、ここでは次のような性格の問題に絞って取り上げることにする。

- ・ 特に影響の範囲が広い。
- ・ 気づかぬうちに徐々に進行する。
- ・ 前編までに取り上げたような、企業、社会生活、都市・地域等の各分野における主要課題と深くかかわる。

また、対応策もそれぞれの分野の状況に応じ、さまざまな角度から考えられ、一つの問題に対して、多くの対応があり得る^{注)}がやはりここでは代表例を示すこととする。

(1) 高度情報化の効用に基づく問題

(情報利用の差による社会格差の拡大)

情報通信システムの利用はさまざまな効果をもたらすが、そのメリットの享受の大小は、個々の利用者の情報利用の能力と関係する。した

がって、情報利用上の弱者のハンディが現在以上に拡大する恐れがあり、この点についての配慮が必要となろう。すなわち、身体的障害をもった人や通常のシステムでは利用しづらい人々にも適した機器(身障者向けシステムなど)を開発するとか、操作や検索を簡便にするといったシステムの改善が今後も継続的に望まれよう。このような身障者向けのサービスには商業ベースでの開発が困難なものも多いと思われ、公的機関によるサービス提供やシステム開発、あるいは助成措置などが必要となろう。

注) 例えばショッピング等におけるトラブルの発生に対しては、システムの改善や周知活動だけでなく、法制面の救済措置が必要とみられる。

(個人に対する管理統制・情報の権益化)

今後、企業や公共機関は、個々人の情報を収集し統合することによってそれらを現在以上に高度に利用することが可能になろう。例えば個人信用情報の整備によって、現在問題になっている消費者金融機関からの借りすぎによる悲劇が減少することも期待できる。しかしデータ収集利用についてあまり野放しにしておくと、個人のデータが情報収集力、利用機会に恵まれた特定者の目的のみに使われる恐れも否定できない。これはプライバシーの侵害とか、個人に対する管理・統制の強化という問題にもつながり得る。したがって、情報の収集・利用に関するルール作りが必要といえよう。既に話題になっているように、収集・統合の是非やデータの利用目的、利用資格等の明確化されたガイドラインの作成が求められよう。

また、このガイドラインそのものが、特定者の利益にのみ利するものでは社会的公正という点から望ましくない。情報利用が権益化する恐れもある。したがって、ルール作りに関しては、

原則として得られた個人・企業の情報のうちプライバシー等にかかわらないものは排他的利用を抑える（独占させない）という方針にたつことが望まれる。なお、不正な利用に対する監視も必要だが、一方では自己に関する情報がどのような内容であり、どう使われているかについて個々人が知ることができるような制度が必要であろう。また、誤った情報や過去の情報に対して訂正を要求できる制度も必要だろう。

(2) 情報通信システムの社会への広がりによる問題

（不適切な利用による弊害）

今後、何らかの情報を得ようとする場合に、情報通信システムに依存する割合はいっそう高まろう。例えばキャプテンシステムを利用すれば、手軽に今まで知り得なかった知識が得られる。

しかし、ここには問題もある。すなわち、提供される情報にはコンパクトにまとめられたものが多くなるとみられる。情報が、コマ切れに細分化されて提供されることも多くなるであろう。そのため利用者はその情報をもつ背景や他との関連などがわかりにくくなる可能性がある。このような背景等に気づかぬまま情報を使った場合に、問題が生じることもないとはいえない。

ところで、情報通信システムを通じて流される情報はどうしても表層的、タテマエ的、限定的にならざるを得ないということが多い。

したがって、情報通信システムの限界もよく認識し、システムだけに頼らないということも必要だろう。直接的な接触機会の確保はその意味で重要とみられる。しかし、一方で提供情報の内容を改善する努力も必要である。雇用情報システムを例にとると、就職時に重要な情報として職場の雰囲気とか雇い主の人柄といったものもあるが、これらは、客観的な情報として取

り込みにくい面がある。これらをいかに情報通信システムにうまく乗せられるかが課題といえよう。

（人間の発達段階等への影響）

情報通信システムを使う機会が積み重なることによる人間の発達過程や思考等に与える影響を心配する向きもある。例えば、情報通信システムを通じて提供される各種のサービスを利用する機会が増大するにつれ、矛盾した現実と直面する機会が乏しくなる恐れがある。これまで現実との接触により習得されてきた問題解決能力の形成に不安がもたれるというわけである。いいかえれば、人間の発達過程等に与える影響が心配される。この点に関してはまだ不明な点も多い。今の世代の人とは異なった能力が形成される可能性もある。今後、さらに検討をすすめる必要がある。

（事故、犯罪等に対する社会の脆弱性）

今後、システムの信頼性ということが、ますます重要になるであろう。前編まででみたように、INSを構成する多数のシステムを想起すると、いずれも人々の生活の各側面に重要なかわりを持つ。社会は情報通信システムにいっそう依存するようになろう。それだけに、事故や犯罪・誤操作が仮に発生すると、被害は莫大なものになる恐れがある。事故等に対する防御技術の向上が、これからいっそう重要性を増そう。

特に、今後は異業種・異企業間のネットワークの結合が盛んになるとみられる。ところがこれらは安全性の基準がお互いに異なることが多いと思われる。それだけに、結合されたシステム全体としての安全性が重要視されよう。

しかし、技術の進歩の過程では不完全性は常につきまとう。また、誤操作や犯罪によるトラブルの防止には限界がある。したがって、トラ

ブルが発生した場合を想定して事前に対策を講じておくと共に、迅速な復旧体制の整備も必要であろう。特に、多くの企業が参加するネットワークの場合、責任の所在が不明確化しやすい可能性がある。また、企業が異なれば取り組み方も違うであろう。意志疎通にも不便な点がある。事前の入念な打ち合わせ・調整が必要といえよう。

トラブルの未然防止から、この復旧体制までを含めたシステムの安全性を確保するためには、自治体、業界団体等の中立的機関によるガイドラインや法規制といったルール作りも必要といえよう。

(3) 社会の仕組みや姿への影響

これまで述べてきた問題とそれへの対応は、どちらかといえば情報の利用に関する問題である。これに対し、次には、情報のフローとストックの構造の変化が広く社会のあり方（社会の仕組みや姿）に影響を及ぼすということに着目することにする。すなわち、現在社会が抱えている問題が更に悪化したり、新たな問題が発生するという恐れについてである。ここでは、こうした問題の中から特徴的な問題を取り上げよう。

（国土利用、大都市問題の悪化）

情報伝達手段が高度化するにつれ、事業所の立地、都市・地方間の機能の分担も変化しよう。これに伴い、例えば、大都市への一点集中といった問題が分散化の期待に反していっそう拡大することが懸念される。本来、高度情報化そのものは地方分散の促進要因にも、集中への促進要因にもなり得る。しかし、現在の諸制度や人々の意識を前提とすれば、集中を促進するとみる見方も根強い。したがって、現在既にとられているような分散を進める政策が今後いっそう重要性を増すことになろう。例えば、企業を東

京以外に誘致する政策をとることにより、東京への一点集中を緩和することが考えられる。この場合、例えば既存の商慣習（本社間取引等）の制約が小さいとみられる企業（新産業など）を誘致することが考えられる。また、コンピュータ部門に代表されるような本社機能の一部分の分散促進政策を推進することも考えられる。

（雇用問題）

高度情報化、特にOAやFA等の進展により商品やサービスの生産方式が変化していく。これに伴う労働需要の減少と、中高年者を中心とする新しい仕事への不適応者の増大が既に心配されている。

ただし、具体的にどのような職業がどの程度増加（減少）するのか不明な点も多い。また変化の速さにも予想しにくい面があることも事実である。

高度情報化に伴い、人々に求められる技能等が、現在と変わっていくことは事実である。したがって、特に過渡期の対応として職種転換や転職を円滑にするための方策が重要になろう。例えば、企業内訓練や公的機関による職種転換教育が考えられ、その重要性が今後いっそう増していこう。特に中高年層の場合、OA化等に対する適応面で不安感を持つ人も発生し得るが、それらの人に対しては、入門コースの充実などにより最初のハードルを越えやすくするという配慮も必要となろう。

（柔軟な対応の困難）

日常業務における情報通信システムの利用は業務のマニュアル化によっていっそう効率を上げていくことができよう。このマニュアル化のあり方によっては、弊害が生じることも考えられる。企業の場合、例えば予期しなかった情勢変化に対応がとりにくくなるといった問題が考えられよう。業務のマニュアル化を進めるに

あたっては、効率性の他にこのような側面にも配慮が必要であろう。

（情報の国際間流通問題）

情報の国際間流通（TDF）に関する問題は複雑である。現時点では、米国のデータ処理の能力はわが国を含めた各国と比べ優位にたっている。したがって「情報の自由な国家間流通」は、情報産業の育成という見地に立てば必ずしも望ましいことばかりではない。また、重要データを海外に依存することにもつながり、一国の脆弱性の問題にも行きつこう。プライバシー保護の規制が、緩い国からデータのプライバシー保護が崩れかねない心配もある。TDFは実はこのようなネガティブな側面ももつ。わが国としてもこれらの点を踏まえつつ、各国の相異なる主張と戦略手段の中で、利用者の効率的なデータ利用と我が国の国益を調整し、極端な保護主義や自由化に陥らずに他国との紛争を解決していく必要がある。

（人間関係の変化）

情報の流通経路が変化すれば、これまで情報を媒介として成立していた相互関係が以前と異なったものとなり、場合によっては新たな問題が生じることもあろう。例えば、教師が授業の進行をCAI等に依存しすぎると、生徒は従来と異なった感情を教師にもつようになる可能性もある。もし、こうなると、有効な人格教育を行い得るか疑問であり、教師の主体性の維持が今以上に重視される必要がある。そのためにも例えば、将来教師の基礎的能力の再開発のための研修体制を整備することも必要になろう。また、CAIの適用範囲についてこの面からの検討も必要になるとと思われる。

以上では高度情報化の進展に伴う典型的な問題と、それへの対応をいくつか取り上げ検討してきた。しかし将来種々提供されるサービス

の内容がすべてわかっているわけではないので、今後の高度情報化に伴う諸問題については、予期しがたい面もある。今後、サービスの内容が順次具体化するのに従って、個別のシステムごとに事前の検討を行う努力が必要となってこよう。

INSワーキンググループ
「2000年の社会とINSの社会に与える影響」
〈アセスメント編〉（P209～217）

資料 - 2

都道府県及び指定都市における主な情報政策等の現況

昭和 60 年 1 月
自治大臣官房情報管理官室

1. 趣 旨

地方公共団体では、情報通信ネットワークの構築に係る計画等が進められるなど高度情報化社会への対応として、さまざまな情報化施策が実施又は検討されている。

自治省（情報管理官室）では昭和59年4月1日現在で地方公共団体におけるコンピュータの利用状況、OA機器の利用状況及びデータ・プライバシー保護対策の状況等を調査し、続いて昭和59年9月1日現在では都道府県・指定都市・特別区及び人口10万以上の市における情報通信ネットワークに係る基本構想・計画等の策定状況を調査してきたが、このたび、昭和59年12月1日現在で都道府県及び指定都市における主な情報政策等の現況を調査した。

その概要は、以下のとおりである。

2. 高度情報化への対応に関する研究会等の状況

都道府県及び指定都市は、研究会等を設置して高度情報化社会への対応策、コンピュータシステムの高度化対策、OA化対策等に関する研究・検討を行っている。

(1) 高度情報化社会への対応に関するもの

高度情報化社会への対応に関する研究等を実施中の団体は、都道府県47団体(100.0%)、指定都市7団体(70.0%)で研究会等の数は合

計72(都道府県64, 指定都市8)である。

研究会等の主なテーマとしては、高度情報化の現状把握、ニューメディアの導入及び利活用の検討、ニューメディアの将来展望等に関する調査研究等が多い。

なお、研究等実施済は、都道府県、指定都市を通じて5研究会とわずかである。

(2) コンピュータシステムに関するもの

都道府県では19団体(40.4%)、指定都市では7団体(70.0%)が設置し、研究会等の数は合計29(都道府県22, 指定都市7)となっており、大半が常設の組織である。

研究会等の主なテーマとしては、情報システムの総合的利用の推進、コンピュータ利用の長期構想等の策定、適用業務の開発・調整等となっている。

(3) OA化に関するもの

OA化に関する研究等を実施中の団体は、都道府県31団体(66.0%)、指定都市5団体(50.0%)で、研究会等の数は合計36(都道府県31, 指定都市5)である。

研究会等において研究中の主なテーマとしては、全庁的OA化に関する基本的な考え方、OA機器導入、職員研修等OA化推進計画、適用業務の検討、ソフトウェアの開発等、具体的な内容のものが多い。

なお、研究等実施済は、都道府県、指定都市を通じて7研究会とわずかである。

第1表 情報政策・情報管理に関する研究会等の状況（昭和59年12月1日現在）

団体区分	項目区分 団体数	(1)高度情報社会への対応			(2)コンピュータ関係			(3)OA関係			(4)その他			
		実施済	実施中	予定	実施済	実施中	予定	実施済	実施中	予定	実施済	実施中	予定	
都道府県	47	実施 団体数	1 (2.1)	47 (100.0)	6 (12.8)	3 (6.4)	19 (40.4)	3 (6.4)	5 (10.6)	31 (66.0)	3 (6.4)	-	3 (6.4)	-
		研究会 等の数	1	64	6	3	22	3	5	31	2	-	3	-
指定都市	10	実施 団体数	3 (30.4)	7 (70.0)	1 (10.0)	-	7 (70.0)	-	2 (20.0)	5 (50.0)	5 (50.0)	-	1 (10.0)	-
		研究会 等の数	4	8	1	-	7	-	2	5	5	-	1	-
計	57	実施 団体数	4 (7.0)	54 (94.7)	7 (12.3)	3 (5.3)	26 (45.6)	3 (5.3)	7 (12.3)	36 (63.2)	8 (14.0)	-	4 (7.0)	-
		研究会 等の数	5	72	7	3	29	3	7	36	7	-	4	-

(備考) 1 実施済・実施中・予定の各区分欄中「実施団体数」は、1団体につき2以上の研究会等を設けている団体は各区分ごとに計上している。
2 ()内数値は、都道府県、指定都市の全団体数に対する構成比(%)である。

3. 情報政策・情報管理の 主な内容

都道府県、指定都市ともコンピュータシステムを中心とした情報化を進めているが、かつての行政事務の効率化を主とした情報システムの形成から現在では住民サービスの向上を図るもの、地域振興を図るものへと情報政策の幅が拡大している。

今回、回答のあった情報政策等の主な内容を見ると次のとおりである。

(1) 行政事務の効率化を図るもの

主として、全庁的OA化の推進、オンライン・ネットワーク・システムの開発、大規模な個別業務のシステム開発などとなっている。

(2) 住民サービスの向上を図るもの

主として、消費生活情報システム、医療情報システム等のほか、情報公開などとなっている。

(3) 地域振興を図るもの

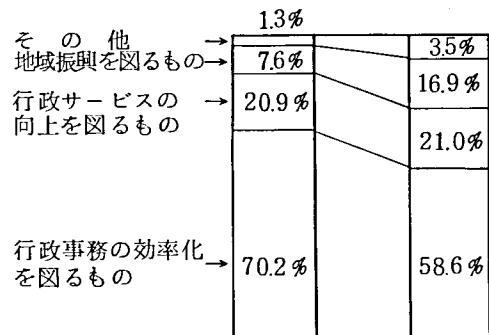
主として、地域INSの形成等情報インフラ整備を推進し、地域産業の育成、ハイテク産業の誘致、大学・研究機関等の誘致等による地域

の活性化・振興を図るものなどとなっている。

また、これらに要する経費は、昭和59年度(当初予算)で135億6千3百万円であり、昭和60年度見込みでは18.6%伸びて160億8千万円に達する見込みである。

前記の分類による割合をみると、昭和59年度予算額では行政事務の効率化を図るものが全体の約70%を占め、住民サービスの向上を図るものが全体の約20%、地域振興を図るものが約8%となっているが、昭和60年度見込みでは行政事務の効率化を図るもののウェイトが約59%と下がり、代わって地域振興を図るものが約17%と3倍近く伸びている。

第1図 主な情報政策等に係る経費の伸び



昭和59年度→ 13,563百万円
昭和60年度見込み → 16,080百万円

4. 情報管理関係の条例制定の状況

(1) データ・プライバシー保護に関する条例

都道府県では5団体(10.6%)で条例制定を検討中であるが、このうち研究会等を設置しているのは1団体のみである。

また、指定都市では7団体(70.0%)で制定を検討中であり、このうち6団体(60.0%)が

研究会等を設置している。

(2) 情報公開に関する条例

都道府県では5団体(10.6%)で制定済のほか、36団体(76.6%)で制定を検討中であり、このうち33団体(70.2%)が研究会等を設置している。

また、指定都市では1団体が制定済のほか、9団体(90.0%)で制定を検討中であり、このうち8団体(80.0%)が研究会等を設置している。

第2表 情報管理関係の条例等の状況 (昭和59年12月1日現在)

(1) データ・プライバシー保護関係

*上段の()内数値は、研究会等の数である。

団体区分	実施団体数	条 例		規 則		訓 令 等	
		制定済	検 討 中	制定済	検 討 中	制定済	検 討 中
都道府県	47	—	5 (1) (10.6)	—	5 (1) (10.6)	44 (93.6)	1 (—) (2.1)
指定都市	10	—	7 (6) (70.0)	1 (10.0)	6 (5) (60.0)	10 (100.0)	—
計	57	—	12 (7) (21.1)	1 (1.8)	11 (6) (19.3)	54 (94.7)	1 (—) (1.8)

(2) 情報公開関係

*上段の()内数値は、研究会等の数である。

団体区分	実施団体数	条 例		規 則		訓 令 等	
		制定済	検 討 中	制定済	検 討 中	制定済	検 討 中
都道府県	47	5 (10.6)	36 (38) (76.6)	3 (6.4)	32 (32) (68.1)	3 (6.4)	35 (35) (74.5)
指定都市	10	1 (10.0)	9 (8) (90.0)	—	8 (7) (80.0)	—	8 (7) (80.0)
計	57	6 (10.5)	45 (46) (78.9)	3 (5.3)	40 (39) (85.1)	3 (5.3)	43 (42) (75.4)

5. 国への要望事項

今回、回答のあった国への要望事項は、大別すると、①法制度の改善・整備に関するもの、②制度の運用に関するもの、③施策に関するもの、④その他、となっている。

いずれも、地方公共団体が効果的に情報政策等を推進する上で国が現行制度・施策等の改正・改善あるいは新規に立案することが不可欠であるとの認識に立った項目が多くなっている。

国への要望の具体的事項の主なものは、次のとおりである。

(1) 法制度の改善・整備に関する事項

① 情報関連基盤整備に関する法律の制定

- ② 情報公開法の制定
- ③ データ・プライバシー保護関係法の制定
- ④ 情報関連法令等の早期見直し
- (2) 制度の運用に関する事項
 - ① 各省庁の高度情報化施策の調整・統一化及び適切な自治体指導
 - ② 情報産業・利用等に対する許可業務等の見直し（権限委譲・撤廃等）
 - ③ 国の行う統計事務の項目内容の調整・一元化
 - ④ 防災行政制度のデータ通信利用のための制度改正
- (3) 施策に関する事項
 - ① 情報基盤整備に係る助成制度の創設
 - ② 大規模情報システム構想（開発・O A化を含む。）への国の助成措置。
 - ③ 各省庁の情報政策の具体的指針の早期作成
 - ④ 情報インフラの格差是正施策の推進
 - ⑤ 情報要員育成機関（大学等）の地方分散
- (4) その他
 - ① 地方のO A化促進対策のため、国の開発するソフトの簡潔化及び国の所管に係る書類等の様式改正の推進
 - ② 情報通信要員及び情報関係職員育成制度の創設

資料 - 3

高度情報化への対応に関する研究会等の状況

（昭和59年12月1日現在）
自治大臣官房情報管理官室

高度情報化社会対応関係

項目 団体名	研究会等の名称 (設置年月日)	主たるテーマ等	主管部(局)課名
北海道	高度情報通信システム（INS）導入研究調査プロジェクトチーム（58.8.9）	・高度情報通信システムの産業・生活への導入の研究調査（導入の基本的な考え方、促進の諸方策、導入分野と利用体系等）	開発調整部参事 （ニューメディア）
	酪農情報システム研究会（47.6.25）	・効率的な情報システムの開発に関する調査研究	農務部酪農草地課
	地域産業情報システム整備推進会議（59.9.20）	・システム整備方策の検討協議及び協力支援体制の整備	商工観光部 商工振興課
	農業情報システム検討委員会（59.10.5）	・農業・農村のビジョンと農業情報ネットワークのあり方	農務部農業対策室
	救急医療専門委員会（52.8.18） 地域医療専門委員会（56.7.21）	・医療情報システムの導入方策、スケジュール等の検討 ・医療情報システムの導入方策、スケジュール等の検討	衛生部地域医療課 衛生部地域医療課
青森県	ニューメディア研究会（59.5.15）	・高度情報化に対応した県行政のあり方についての調査研究	企画部企画課
岩手県	ニューメディア研究会（59.2.23）	・ニューメディア施策の情報交換（ニューメディア・コミュニティ構想、テレピア構想等）	企画調整部 企画調整課

項目 団体名	研究会等の名称 (設置年月日)	主たるテーマ等	主管部(局)課名
宮城県	宮城県高度情報化問題懇談会(59. 8. 28)	・県における高度情報化の望ましい在り方と実現方策等の懇談, 行政施策の推進	企画部地域振興課
	宮城県農政情報システム化委員会(59. 6. 22)	・農政情報システム開発に係る基本的事項の決定	農政部農政課 技術管理室
秋田県	秋田県ニューメディア対策研究会(59. 5. 17)	・高度情報化社会対策の調査研究	企画調整部 地域開発課
山形県	高度情報通信システム導入研究会(58. 10. 17)	・情報化の進展に的確に対応し, 県民生活の向上と県産業の振興を図る(導入に関する情報の収集・分析, 導入の基本的な考え方, 構想の検討)	企画調整部調整課
福島県	テレトピア基本計画に係る検討会議(59. 8. 30)	・福島市のテレトピア基本計画(P EACH IN FUKUSHIMA)の策定に係る検討	企画調整部 空港・技術集積 地域対策室
	ニューメディア研究会(60年度発足予定)	・県のニューメディアに関する基本方針についての研究	
茨城県	ニューメディア研究会(59. 7. 17)	・社会の各分野における情報化の将来展望について ・地域社会における「ニューメディア」の導入・活用の可能性について ・高度情報化社会に向けての行政の対応策について	企画部企画調整課
栃木県	栃木県高度情報システム研究会(59. 6. 6)	・高度情報化社会の現状と展望を理解し, ニューメディアの活用分野と活用方策の調査研究	企画部企画調整課
群馬県	群馬県地域高度情報化研究会(59. 5. 28)	・高度情報システムの現状と開発の動向 ・情報ニーズの把握 ・産業, 生活, 行政の対応	企画部地域振興課
埼玉県	ニューメディア調査研究委員会(59. 6. 7)	・ニューメディアの現状把握と今後の展望 ・ニューメディアによる新しい地域づくりの施策の方向 ・ニューメディアによる効率的なシステムの行政への導入の方策	企画財政部 情報科学振興長
千葉県	ニューメディア連絡会議(59. 6. 1)	・地域社会へのニューメディアの導入, 活用等に関する検討 ・ニューメディアに関する情報の収集及び連絡調整 ・省内各部局におけるニューメディア活用に関する情報交換	企画部企画課

項目 団体名	研究会等の名称 (設置年月日)	主たるテーマ等	主管部(局)課名
東京都	21世紀高度情報化社会研究会 (59. 9. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・その他高度情報化社会への対応に関する検討 ・高度情報化社会の到来がもたらす社会、経済への影響と課題及び行政の役割と方策の方向についての調査研究 	企画審議室調査部
神奈川県	ニューメディア研究委員会 (59. 4. 28)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューメディアの地方行政及び地域社会への活用と課題について総合的な調査研究 	企画部 電算システム課
新潟県	ニューメディア研究会 (59. 4. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューメディア利用による行政事務の効率化、行政サービス地域振興等、行政としての対応の検討 	企画調整部企画課
富山県	富山県高度情報システム研究会 (58. 11. 25)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化の進展に関する諸問題について、県内に焦点を絞った調査研究 	知事公室
	産業情報関係機関会議(予定)		商工振興課
石川県	石川県における高度情報社会構想の策定調査に係る検討会 (59. 11. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報通信システムの導入方策の調査研究と高度情報社会構想を策定する 	企画開発部企画課
福井県	福井県高度情報化社会懇話会 (58. 12. 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次福井県長期構想の具体的推進と高度情報化がもたらす課題の把握 	企画開発部 企画調整課
山梨県	高度情報化社会研究会 (59. 5. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューメディアの活用方策 ・高度情報化社会における行政の役割 	企画管理局 企画管理課
長野県	ニューメディア研究委員会 (59. 2. 24)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興、生活向上及び県機関のニューメディア活用方策と高度情報社会の早期実現に関する研究 	企画局企画班
岐阜県	岐阜県高度情報化研究会 (59. 4. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューメディアの現状把握 ・情報化のもたらすインパクトと将来展望 ・行政へのニューメディアの活用方法 	企画部企画調整課
静岡県	高度情報化調査委員会 (58. 12. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化の現状把握と動向予測 ・高度情報化への対応課題 ・高度情報化の推進方策 ・テレピアモデル都市の基本構想及び基本計画 	知事公室 企画調整課

項目 団体名	研究会等の名称 (設置年月日)	主たるテーマ等	主管部(局)課名
愛知県	ニューメディア研究会 (58. 12. 27)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政におけるニューメディアの活用方向等の検討 ・あいちニューメディア会議の運営に必要な事項 ・その他情報問題に関する事項 	企画部企画課
	あいちニューメディア会議 (59. 7. 31)		企画部企画課
三重県	高度情報通信システム調査研究会 (59. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内における情報化の現状 ・ニューメディアの現状 ・ニューメディアの活用方法 	企画調整部 企画調整課
	三重県高度情報化推進協議会 (59. 12. 20)		企画調整部 企画調整課
滋賀県	滋賀県ニューメディア研究会 (59. 6. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報通信システムの現状と将来展望 ・産業、地域社会、家庭における情報通信機能の整備方向と対応策 ・高度情報化社会における行政情報サービスのあり方と具体的施策 	企画部企画調整課
	滋賀県高度情報化推進懇話会 (59. 12. 15)		企画部企画調整課
京都府	京都府高度情報化社会懇談会 (59. 7. 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化社会の動向と展望 ・情報化対策の基本方向 ・情報化を視点にすえた第三次京都府総合開発計画事業の点検 ・情報化推進のための施策、プロジェクトの検討 	企画管理部 企画調整室
	京都府高度情報化社会研究会 (59. 7. 21)		
大阪府	大阪府行政情報システム検討委員会 (59. 7. 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な行政情報ネットワークシステムの将来構想の策定 ・情報基盤の整備と行政情報データベースの形成 ・府民情報システムの整備・開発とネットワーク化の方策 ・OA機器の高度利用方策と庁内ネットワークの形成方策 	企画部企画室
兵庫県	兵庫ニューメディア推進連絡会議 (59. 11. 28)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化に対応した県内自治体・企業等の調査研究、事業化など諸活動の支援 ・異分野、異機種、異地域間の連携 	企画参事 (計画担当)

項目 団体名	研究会等の名称 (設置年月日)	主たるテーマ等	主管部(局)課名
奈良県	高度情報化推進会議 (59. 10. 18)	<ul style="list-style-type: none"> ・協力等による共同取組み推進 ・産業経済，県民生活の健全な発展と活性化に資する 	企画部企画課
	高度情報化推進懇話会 (59. 6. 28)		企画部企画課
和歌山県	和歌山県高度情報化社会問題研究会 (58. 10. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化社会の現状と将来展望 ・ニューメディアの導入分野等の検討 	企画部企画室
	和歌山県高度情報化推進懇談会 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化社会の現状，課題及び将来展望 ・高度情報化が社会，経済，行政分野に与える影響 ・高度情報化社会における県の基本的な対応策 	企画部企画室
鳥取県	ニューメディア研究会 (59. 7. 30)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化への活用課題 ・ニューメディアの行政面における活用方策 	企画部企画課
	鳥取県高度情報化社会懇談会 (59. 8. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化が地域社会に及ぼす影響と問題点 ・ニューメディアの活用方策 ・高度情報化に対応する行政課題と施策 	企画部企画課
島根県	島根県ニューメディア研究委員会 (59. 7. 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化社会の展望を明確化，将来の情報通信ネットワークの高度化の方策の検討 	企画部企画広報課
岡山県	岡山県高度情報化研究会 (59. 3. 5)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化の社会経済に及ぼす影響と対応課題 ・ニューメディアの活用方策 ・高度情報化時代に対応する行政の役割 	企画部企画課
広島県	広島県高度情報化懇話会 (59. 4. 28)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化の社会経済に及ぼす影響 ・ニューメディアの活用方策 ・高度情報化推進の意義と行政の役割等研究 	企画振興部 情報統計課
	広島県高度情報化推進会議 (59. 4. 28)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化への対応 ・情報提供システム等調査研究 	企画振興部 情報統計課

項目 団体名	研究会等の名称 (設置年月日)	主たるテーマ等	主管部(局)課名
山口県	山口県ニューメディア研究会(58.11.1)	・情報通信ネットワークの形成、ニューメディアの行政及び民間への導入並びこれによる地域振興等についての調査研究	企画部企画課
徳島県	徳島県高度情報化推進協議会(59.9.21) 徳島県情報化検討委員会(58.9.30)	・県における高度情報化のあり方及び推進方策の検討(徳島県高度情報化基本構想の策定) ・国(郵政省、通産省等)の構想への対応	企画調整部 企画調整課
香川県	香川県高度情報化研究会(59.1.30)	・地域高度情報化への行政施策の研究 ・地域行政情報システムの研究 ・地方行政におけるニューメディアの活用方策の研究	企画部情報管理課
愛媛県	愛媛県高度情報通信システム推進協議会(59.4.27) INS研究会(58.9.16)	・テレトピア構想の推進方策 ・ニューメディアを活用した行政施策の推進方策	調整開発局 調整開発局
高知県	高度情報化研究会(58.10.1)	・ニューメディア等を利用した活力ある地域社会づくりのあり方の研究	商工労働部工業課
福岡県	高度情報化社会研究会(59.11.6)	・高度情報化に伴う経済・社会の変化の把握 ・高度情報化社会における県の行政施策 ・総合的な行政情報の収集・活用	企画調整課 電算管理課
佐賀県	佐賀県ニューメディア研究会(58.11.15) 佐賀県ニューメディア懇談会(予定) 佐賀県技術立県懇話会(58.10.5)	・ニューメディアの基礎的研究(キャプテン活用方策、機関紙の発行等) ・ニューメディアの活用方策 ・試験・研究の成果等の周知徹底 ・既存各種情報センターの充実及び新規設置等の必要性 ・情報流通の効率化と充実策	企画室 企画室 企画室
長崎県	高度情報化社会研究プロジェクトチーム(58.10) 高度情報社会懇談会(59.8)	・INS、VAN、CATV等のニューメディアの進展に伴う高度情報化をめぐる諸問題及びその対応策についての調査研究 ・高度情報モデル都市形成のための	企画理事付 企画理事付

項目 団体名	研究会等の名称 (設置年月日)	主たるテーマ等	主管部(局)課名
熊本県	熊本県高度情報通信システム研究プロジェクトチーム (58. 3. 31)	基本構想(テレトピア構想等)の検討 ・産業・社会分野での情報化促進と基盤整備のためのINS導入についての研究	企画開発部企画課
	熊本県高度情報化研究会 (59. 4. 1)	・県の高度情報化の方向 ・情報システムのあり方についての研究・検討	企画開発部企画課
大分県	大分県高度情報化システム研究会(58. 9. 2)	・INS構想に関する研究 ・県における情報化システムに関する研究	企画総室 電算システム課
宮崎県	宮崎県ニューメディア研究会 (59. 9. 21)	・地域高度情報通信システム基礎調査の検討 ・大都市圏等への情報提供方策の検討 ・各分野における情報化の現状、課題及び基本的方向の検討	企画調整部 地域振興課
鹿児島県	新情報通信ネットワーク構想研究会(58. 9)	・将来における情報通信ネットワークのあり方の研究(基礎的な調査研究、情報通信モデル都市構想の検討、情報通信ネットワークの高度化方策の検討)	新技術振興課
	鹿児島県高度行政情報システム構想研究会(59.1.25)	・情報の円滑・効率的利用による住民サービスの向上、行財政の簡素化・効率化を図るための調査研究	企画部情報統計課
沖縄県	ニューメディア連絡会議 (58. 10. 31)	・ニューメディア構想実現に必要な諸施策の企画立案、資料の収集・分析、関係機関の情報把握・情報交換	企画開発部 企画調整室
	高度情報社会推進懇話会 (58. 6. 15)	・高度情報システムの構築の研究(高度情報社会構想に関する事項、高度情報通信システムの導入に関する事項等)	企画開発部 企画調整課
札幌市	ニューメディア研究会 (58. 10. 11) ニューメディア対策研究会 (59. 6. 18)	・21世紀の産業、社会、生活分野における高度情報化の影響、市行政へのニューメディア導入の可能性	企画調整局調整課
横浜市	高度情報化研究会(58.11)	・情報化社会における行政対応の基本的認識の獲得(高度情報化社会の位相、高度情報化社会と自治体行政)	企画財政局 企画調整室

項目 団体名	研究会等の名称 (設置年月日)	主たるテーマ等	主管部(局)課名
川崎市	「みなとみらい21」地区の 情報通信の高度化に関する 研究会(56.7)	<ul style="list-style-type: none"> ・「みなとみらい21」における情報都市づくり構想とINSの地域展開 	都市計画局 みなとみらい21 担当
川崎市	高度情報システム研究会 (59.7.31)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報通信基盤の整備に関する対応 ・情報伝送体系の高度化に対応する利・活用システム構想の策定 	企画局企画課
名古屋市	ニューメディア研究会 (58.12.16)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューメディアの現状, 将来展望, 社会的・経済的インパクトの把握 ・各種ニューメディアの行政サービスシステムとしての導入可能性の検討 	総務局企画課
京都市	京都市高度情報化推進連絡 会議(59.11.20)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化についての共通認識の形成と課題の把握 ・組織的な資料収集 ・庁内各局による取り組みの現状及び方向のとりまとめ ・高度情報化の推進について 	計画局企画室
大阪市	大阪市ニューメディア研究 委員会(仮称)	-	-
神戸市	神戸市情報問題研究会 (57.7.7)	<ul style="list-style-type: none"> ・市における都市機能の強化, 産業の振興, 市民生活の水準向上に役立つ情報の集約・提供システムのあり方の調査・研究(データベース・コンピュータ等の情報産業の活動現況, 映像通信メディアの現状と技術革新の可能性, INS構想について等) 	市長室調査統計課
神戸市	神戸市ニューメディアシス テム開発研究会(59.4.27)	<ul style="list-style-type: none"> ・市域全体へのニューメディアの展開方法と課題 ・西神地域におけるCATVの運営, 経営, 利用方法等 ・六甲アイランドの情報化(衛星通信基地, LAN, VAN) 	市長室企画調整部 企画課
広島市	広島市ニューメディア懇話 会(59.6.11)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度産業情報システムの基本方向の検討 	経済局商工課
北九州市	高度情報システム研究会 (58.12.19)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政情報の収集・提供のシステム化及び高度情報システム化に伴う制度等に関する研究 	企画局開発課
福岡市	福岡市高度情報化研究会 (59.4.23)	<ul style="list-style-type: none"> ・高度情報化社会への対応策の検討 ・ニューメディア等を円滑に導入するための調査研究 	総務局企画課

(出所:「都道府県及び指定都市における主な情報政策等の現況」)

資料 -4

情報通信ネットワークの構築に係る
基本構想・計画等の状況(昭和59年9月1日現在)
自治大臣官房情報管理官室

都道府県

団体名	構想の名称(関連する構想名)	推進組織の名称(主管部課名)
北海道	(検討中)	地域産業情報システム整備推進会議(商工観光部), 農業情報ネットワーク整備調査プロジェクトチーム(農務部), 医療情報システム導入調査研究のための小委員会
青森県		
岩手県	①石油流通・流通センター型ニューメディア・コミュニティ構想 (ニューメディア構想) ②コミュニティタウン型・都市問題型及び先進農型複合テレトピア構想(一関市全域)(テレトピア構想)	岩手流通センター管理株式会社(商工労働部商政課) 一関市 (公聴広報化)
宮城県	①宮城県農政情報システム(MAIS) ②宮城県河川情報システム	宮城県農政情報システム化委員会 (59.6.22) (農政部農政課技術管理室) (財)河川情報センター (土木部河川課)
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県	(検討中)	群馬県地域高度情報化社会研究会 (59.5.28)
埼玉県	(検討中) (①埼玉県新長期構想 ②埼玉県中枢都市圏構想基本計画)	ニューメディア調査研究委員会(59.6.7) (企画財政部)
千葉県		
東京都	(検討中)	オフィスオートメーション推進委員会 (59.2.23) (総務局総務部情報システム開発室) 新広報媒体利用研究会(59.4.23)

団体名	構想の名称（関連する構想名）	推進組織の名称（主管部課名）
神奈川県	総合情報ネットワークシステム （コンピュータ利用総合構想）	（生活文化局広報部広報計画課） 21世紀高度情報化社会研究会（59. 9. 1） （企画報道室） 情報システム利用推進委員会（57. 8. 12） （企画部電算システム課）
新潟県		
富山県	産業関連情報体系化事業 （ニューメディア・コミュニティ事業）	産業情報関係機関会議 （商工振興課） 富山県高度情報システム研究会 （知事公室）
石川県	①環境情報システム ②営農情報ネットワークシステム	①環境部環境管理課 ②石川県営農情報センター（仮称） （農林水産部農業改良課）
福井県		
山梨県	新文書管理システム （情報処理ネットワークシステム）	OA化推進研究会（59. 5. 26） （企画管理局企画管理課）
長野県		
岐阜県		
静岡県	県立病院総合医療情報システム	県立病院電算化委員会（52. 4. 1） （衛生部県立病院課）
愛知県	愛知県行政情報システム（AIS）新情報処理長期基本構想	愛知県事務改善委員会 情報処理専門部会 コミュニケーション（文書伝達及び情報通信）検討班（59. 4. 23）（電子計算課）
三重県		
滋賀県	（検討中）	滋賀県ニューメディア研究会（59. 6. 1） 滋賀県高度情報化推進談話会（59. 10） （企画部企画調整課）
京都府	（検討中）	京都府高度情報化社会懇談会（59. 6. 26） （企画調整室）
大阪府	（検討中） （総合行政情報ネットワークシステム）	大阪府行政情報システム検討委員会 （59. 7. 2） （企画部企画室）
兵庫県	（検討中）	兵庫ニューメディア推進連絡会議

団体名	構想の名称（関連する構想名）	構想の名称（主管部課名）
奈良県 和歌山県		（企画部企画参事）
鳥取県	（検討中）	ニューメディア研究会（59. 7. 30） 鳥取県高度情報化社会懇談会 （企画部企画課）
島根県		
岡山県	（検討中）	岡山県高度情報化研究会（59. 3. 5） （企画部企画課）
広島県	①行政情報データベースシステム ②庁内情報通信網（LAN） （検討中）	広島県高度情報化談話会（59. 4. 28） （広島県高度情報化推進会議） （企画振興部情報統計課）
山口県	財務会計トータルシステム構想	財務会計電算システム推進協議会（56. 4. 1） （出納局会計課）
徳島県	徳島県高度情報化基本構想（策定中） （徳島県総合福祉計画，ニューメディア ・コミュニティ構想，テレトピア構想）	徳島県高度情報化推進協議会（59. 5. 21） 徳島県情報化検討委員会（58. 9. 30） （企画調整部企画調整課）
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県	（検討中）	福岡県高度情報化社会研究会（仮称） （企画開発部企画調整課）
佐賀県		
長崎県	テレトピア基本計画，ニューメディア・ コミュニティ構想	長崎県高度情報社会研究懇談会（59. 8. 29） （企画理事付）
熊本県	①ニューメディア・コミュニティ構想 ②未来型コミュニケーションモデル都市 基本計画（テレトピア構想）	熊本県高度情報通信システム研究プロジェ クトチーム （企画開発部企画課） 熊本県高度情報化研究会 （企画開発部企画課） 熊本県情報産業振興協議会 （企画開発部企画課）
大分県	①先端産業型（テクノポリス型）情報 ネットワークシステム	大分県高度情報システム研究会（58. 9. 2） （企画総室電算システム課）

団体名	構想の名称（関連する構想名）	推進組織の名称（主管部課名）
宮崎県	②福祉・医療型情報ネットワークシステム ③観光・レクリエーション型情報ネットワークシステム （①②テレピア構想，③ニューメディア・コミュニティ構想）	
鹿児島県	鹿児島県高度行政情報システム構想	鹿児島県高度行政情報システム構想研究会（企画部情報統計課）
沖縄県	第2次沖縄振興開発計画（沖縄県テレピア基本計画，ニューメディア・コミュニティ構想）	ニューメディア連絡会議（58.10.31），沖縄県高度情報社会推進懇話会（59.7.16）（企画開発部企画調整課）

（出所：「都道府県及び都市における情報通信ネットワークの構築に係る基本構想・計画等に関する調査結果の概要 - 中間報告」，P15～16）

情報化のムから地道に

自治省研究会 自治体へ指針

ニューメディア 技術先走りに警鐘

地方自治体は高度情報社会にどう対応すべきか、自治省の高度情報研究会（座長、能勢邦之倫）が、中間報告書を発表した。これによると、地方自治体は情報の高度利用を積極的に進めるべきだ。だが、ニューメディアのバラ色の光面が強調され、地方自治体が様々な構想に振り回されかねない。この現状認識を示し、地方自治体が高度情報社会構築にどう対応するべきかを、早ければ三月中に最終報告書に仕上げる運びだが、脚光を浴びているニューメディアに二石を投ずるもの、関係各方面議論を呼びだした。

この研究会は自治省の若手、中堅幹部が集まって昨年八月に発足。中間報告書はこれまでの研究成果を柱とした内容で、報告が今後のニューメディア推進のための基本認識を示すもの。中間報告書はニューメディアの問題点として、企業サイトからの感化に及ぼす影響も地方行政

積極的に進めて、合理化・効率化を図り、次のステップとしてはOA機器相互の連携を図りながら情報の高度利用を進める一と、二の要諦を打ち出している。

①個別行政（警察、環境、教育）などの業務の効率化だけに利用が限られ総合的な地域振興の機軸が弱まらぬこと、
②ニューメディアが地域社会に及ぼす影響も地方行政との関連が認められている。

との関連が認められていない。などの点を指摘。技術進歩に警鐘を鳴らすとともに中央省庁で調整すべき認識を示している。

③ハード面・個別の技術が急速に発達してきたため、個々の活用方法を定まらぬままバラバラの行政分野でシステム化が進められている。
④ニューメディアの公共性を担保する何らかの構図が望ましい。チャンネル等の公共的費用負担といった何らかのランチャーズ制の導入が望ましい。

中間報告書の要旨
中間報告書の要旨は次の通り。
一 自治省高度情報研究会
二 ニューメディアの問題点
三 ニューメディア推進の部分のみならず、ライオン

⑤行政情報システムの中には、本当に地方行政の守備範囲であるのか疑問なもので、経済性が十分とさえないものがある。
⑥今後の対応として、情報網の過度集中、情報格差の拡大などニューメディアの弊の部分についてさらに研究、検討する。
⑦テレビ・構想、ニューメディア・プロモーション、構想の指定地区の地方自治体の高度化の先行投資、問題のあるアプリケーションシステムの開発がないよう徹底した調整。

1985年3月25日

自治研かながわ月報 第64号(1985年1・3月合併号)

発行所 神奈川県地方自治研究センター
 発行人 清水嘉治・新田俊三・横山桂次 編集人 上林得郎 定価 1部 400円
 〒231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎045(201)1213
 振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局または自治労県本部にあります。会費月**500円**の半年または1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎ 045 (201) 1213, または自治労県本部 ☎ 045 (681) 7821 へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」（自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120～150ページ定価450円）が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。